

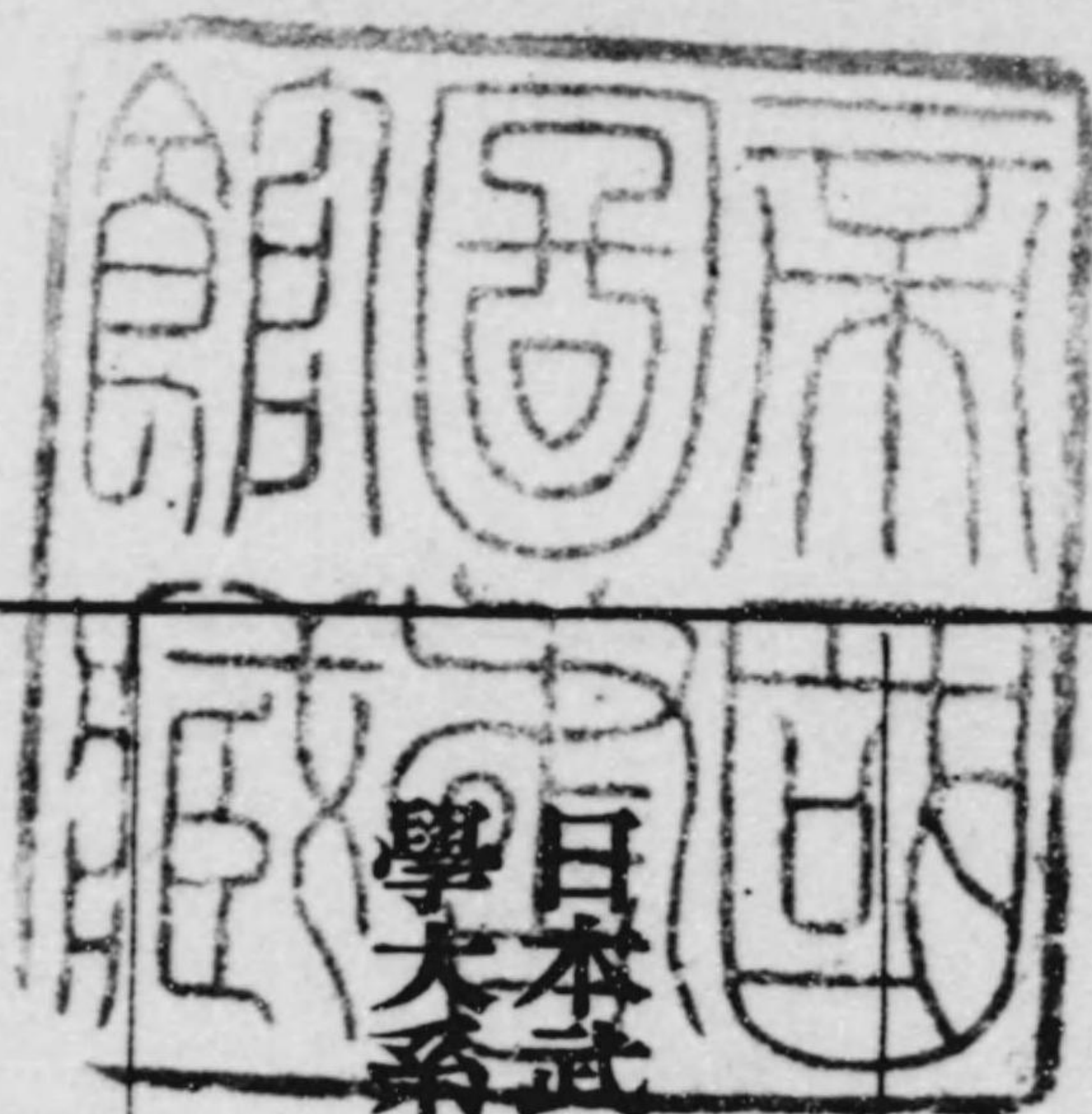
399.1  
SA857



482



309.1  
SA857



日本武學研究所編

日本武學大系

(23)

佐藤信淵武學集

中卷

—兵法篇—

岩波書店刊行





『大銃車戦法』序文

(秋田縣西馬音内 信淵文庫所蔵)

本書(文政九年)は西馬音内信淵文庫所蔵のものを唯一の原本とするが、信淵自筆の序と方圓二營並びに行軍・合結陣・分離陣の五圖があるのみで、本文が見出されないのは遺憾である。大銃車といふのは、高祖父歿後が郡司信久から傳へた砲臺車の圖と慶安年間オランダ人献上の野戰砲車の圖とを参考して、信淵が文化五年阿波藩在中集堂惟實のために考案製作したもので、特に行軍砲臺車と命名された。(口繪第二圖參照)大銃車戦法の要領は、『兵法一家言』二隊轉戦法『陸戦法秘訣』に記されてあるやうに、接戦の要訣であり、信淵は結局これによつて味方の短兵接戦を掩護し、西洋の奔華兒多戰法(奔華兒を主とし、敵に鉤刺突撃に訴へるを立派に破れると確信してゐた。歩兵の短兵接戦を日本戦法の最後の切札とすれば、大銃車戦法は今日の砲兵隊若しくは戰車隊の役割を擔するものである。

929

158







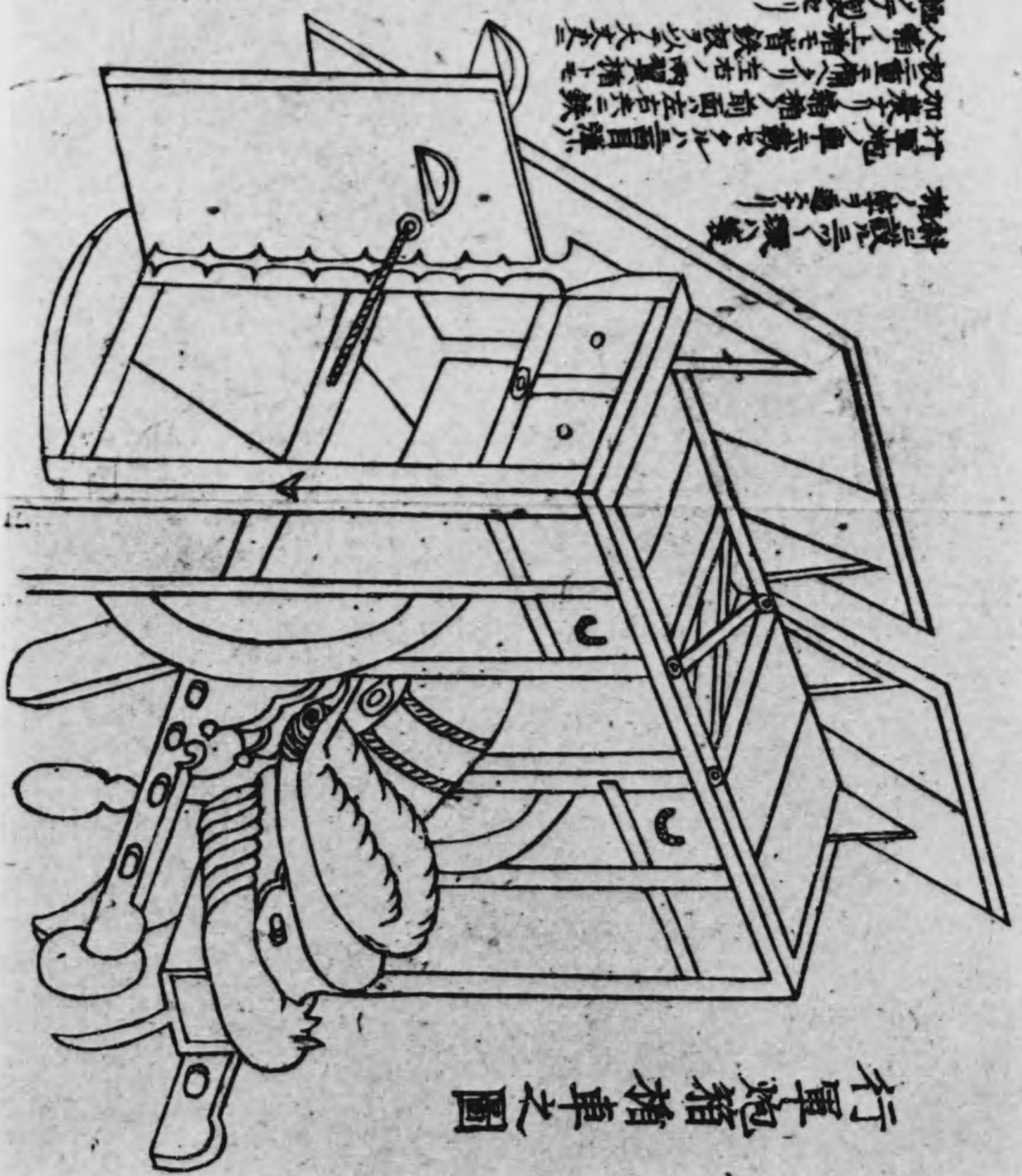
### 行軍炮箱楯車の圖

(佐藤堅司所藏)

本圖に見る行軍炮箱楯車なるものは、木活版『水陸  
戰法錄』(編者原義)の木版圖の寫眞であつて、大銃車  
と同物異名である。信淵は文化五年阿波において  
『三銃用法論』を著述した前後を通じて、三銃即ち  
行軍炮・防守炮・水戰炮の研究・製作に没頭したが  
そのうち行軍炮は車輪と箱楯とを附して、行軍炮箱  
楯車或は行軍炮戰車或は箱楯車と呼ばれ、また別に  
大銃車の名も用ゐられた。(兵法一家言ニ戰術戰法ニ參)  
題)本車に載せられる大銃は口径二寸、長さ四尺四  
五寸、目方七十貫の青銅製後裝砲で、鐵製の前楯二  
枚、同じく鐵製の羽翼楯二枚を備へ、なほ數ヶ所に  
狭間を設けて助銃を備へる仕掛になつてゐた。その  
所屬人員は、砲手三人、助銃手八人、車力四人(騎馬  
を用ゐない)都合十五人(至員二十人に及ぶものもある)、衣服、  
彈藥を貯へ、二十日分の食糧が用意される。即ちそ  
れは單なる野戰砲車でなく、寧ろ戰車の性格を、時  
としては小荷駄車の性格を具へたものである。



行軍炮箱箱車之圖



料設云一環八號  
機之轉子總之

行軍地車載之八言百號  
加塞之輪軸之制面左至六號  
板重五兩之左右之製箱上  
全箱之箱蓋皆鉄板之木蓋  
機之製也

此箱受中心麻糸子之板外  
中機之板之板如子之板外  
上之中心之板也



目次

佐藤信淵武學集 中卷 兵法篇

佐藤信淵の武學〔中〕

信淵の兵法論……………三

一、兵法一家言

解題……………三

序説……………三

兵法一家言目録……………三五

前論……………四三

國主は臣民の撫御を要務とす(四三)……武士土着論(四三)……武士土着と士氣(四五)……武士の都會生活と墮落(四五)……太田錦城の武士土着反對論(四六)……鉢植の武士(四八)……錦城の論を駁す(四八)……錦城の對英

目次



卷 一

撫

御 第一

役人の選舉と教育法(五三)……武士教育法(五四)……盡忠報國と武藝(五六)……組打の修練(五六)……太刀の心得(五七)……鎗の心得(五七)……弓具の心得(五八)……武器製法・手入法の心得(五八)……弓鐵砲の修練(五九)……馴馬の必要(六〇)……軍馬の飼育法(六〇)……沼渡の實演(六一)……中古奥羽の軍役(六二)……佐藤家の養馬法(六二)……馬を素足に慣らす(六三)……金履の傳(六三)……育馬に關する諸注意(六三)……不昧軒の『馬經』と育馬(六四)……四民撫育の必要(六五)……武士土着の順序(六七)……武士土着後の處置(六八)……武士土着の効果(六九)……武士土着と農政(七〇)

卷 二

一騎前 第二

六具論(七三)……蜂須賀家の指物(七四)……出陣用胴服の製作と利用(七五)……陣中携帶品(七五)……太刀に關する心得(七五)……當世具足及び大小兩刀の起原(七六)……雨中の心得(七七)……軍用醫藥(七七)……宿營の心得(七七)……早籠の製法(七七)……時田流の早籠(七八)……立花家製法の早籠(七八)……鐵炮火繩(七九)……雷粉炮(七九)……雷粉に關する信淵の工夫(八〇)……鐵炮・半弓をわつそくに掛くる法(八〇)……櫓の製法二種(八〇)……馬に關する注意(八一)……水を渡る心得(八一)……炊飯の諸法(八一)……激戰の際の武裝(八二)……越後流遮神劍(八二)……天命を知り覺悟を定む(八三)

人數組 第三

人數組は精正なるべし(八四)……五人組(八五)……人組數の法(八五)……總軍の團結法(八五)……相印旗等(八六)……陪臣の任務と規定(八六)……寄合組(八七)……諸士の教育(八七)

卷 三

操 練 第四

武備の根本としての人數組と操練(八九)……操練の次第(九〇)……佐藤家の指揮法(九〇)……接戰における仕手と脇(九一)……甲州流の屈伸(九一)……横入の法(九二)……一隊五百人の備には歩兵を専用す(九三)……貝の故實(九三)……水戰訓練の諸法(九四)……沿海國の水戰訓練(九五)……國主の職分(九六)……武將は任侠にして情愛深きを良とす(九七)

大銃操練 第五

一隊五百人の操練(九八)……大銃車(行軍砲戰車)(九八)……大銃車所載の助筒と飛伏筒(九九)……大銃車の利(一〇〇)……大銃車用法五種(一〇一)……大銃車の後方防備(一〇二)……大銃備第一の用法(一〇三)……後裝大銃の利(一〇四)……大銃車の諸陣形(一〇五)……大銃の威力(一〇六)……大銃車による攻城法(一〇七)……火矢による攻城は極めて廉價なり(一〇八)……大銃修練(一〇八)……兵法活物論と大銃車操練(一〇九)……極大銃の用法(一一〇)……翻下と再震雷との比較(一一一)……白砲の製法(一一一)……烽火火箭以後における火炮の發達(一一二)……翻下の性能得失(一一二)……佐藤家傳來白砲の製法(一一四)……翻下に對する戰法(一一四)



卷 四

備

押 第六

備押前論二章(二七)……一、備押の要訣(二七)……二、飛伏用法秘訣(二八)……備押二十五箇條(一九)……  
 ……一、備押の時刻と一日の行程(一九)……二、備押中の下知法と具足着用(一九)……三、平生武士鍛錬法  
 (一九)……四、具足概製作の心得(一九)……五、備押中列を離るる時の心得(二〇)……六、押前中諸武器  
 の取扱に關する注意(二〇)……七、備押における兵糧三種(二〇)……八、兵糧の用意(二二)……九、備押  
 要法(二二)……一〇、不法者を即座に斬るべし(二三)……一一、敵地に陣取する心得(二三)……一二、備  
 押における五種の難處(二三)……一三、大河を渡る法(二三)……一四、深き大河を渡る法(二四)……一五  
 堀切に對する處置(二五)……一六、沼を渡る法(二五)……一七、切り通しを押し行く心得(二五)……一八、  
 切處を押し行く心得(二六)……一九、山林險阻を押し行く法(二六)……二〇、細道を押し行く時の心得(二七)……  
 ……二一、黒嶽者召連の利益(二七)……二二、橋舟の製法(二七)……二三、雨雪に對する考慮(二八)……二  
 四、風に對する考慮(二九)……二五、大野流の笈掛組(二九)……飛伏組(三〇)……行軍の聖法(三〇)……  
 新附・降參人の取扱法(三二)……新附の武士を我が軍中に組入るる法(三三)

卷 五

小荷駄押 第七

小荷駄備を嚴重にすべし(二三五)……小荷駄押十八箇條(三六)……一、小荷駄印(三六)……二、一人分の衣  
 服(三六)……三、荷物運送の分量(三六)……四、兵糧の分配(三七)……五、兵糧渡場(三七)……六、陣中

鍋(三八)……七、陣中炊飯(三八)……八、一日四食を定例とす(三八)……九、陣中の艱難を平時に體驗す  
 べし(三八)……一〇、腰兵糧(三九)……一一、陣中炊飯は煙を不同に立つるを法とす(三九)……一二、糧  
 に敵に依る法(三九)……一三、敵國に恩惠を施すべし(四〇)……一四、敵地の人民より米穀を借用する場  
 合の處置(四〇)……一五、清野の法への對策(四一)……一六、小荷駄登載諸物品(四一)……一七、棒火矢  
 用雜木及び數矢の用意(四二)……一八、盾の制(四二)

物 見 第八

物見は三軍の耳目なり(四三)……物見の古法は實武に即せず(四四)……物見役勤方十八箇條(四五)……一  
 物見の古法は疎放なれども参考とすべし(四五)……二、物見三等を辨ずべし(四五)……三、小物見は成る  
 べく勝負を避くべし(四五)……四、中物見・大物見は勝負に備ふべし(四六)……五、遠國には繫物見を用  
 ふべし(四六)……六、物見は變裝に巧なるべし(四七)……七、物見は敵の國情を探索するを主とすべし  
 (四七)……八、物見は敵の虛實を見切るべし(四七)……九、物見は地勢の見積を專要とすべし(四七)……  
 一〇、物見は田及び川の淺深見分を明辨すべし(四八)……一一、物見は水の深淺に關して主將にのみその  
 實情を報ずべし(四九)……一二、物見は堀の淺深測り方を工夫すべし(四九)……一三、物見は接戰の足場  
 を見立つることを要とすべし(四九)……一四、物見は敵の人數を見積ることを要とすべし(四九)……一五  
 物見は敵の備を見切るべし(五〇)……一六、物見は敵の伏兵を見切るべし(五〇)……一七、物見は敵の出  
 で戦ふか否かを見切るべし(五〇)……一八、物見は敵の炊烟を注意すべし(五一)……古來本邦にては細索  
 を用ふること疎放なり(五一)……領主は平時より細索を重用すべし(五一)



卷六

陣取第九

古法に拘泥すべからず(一五五)……宿陣(一五六)……野陣と宿陣(一五七)……陣取注意四十三箇條(一五八)……  
 一、野陣の作方(一五八)……二、陣場奉行の任務(一五八)……三、陣取場固の法(一五八)……四、陣具取の法  
 (一五九)……五、陣取作法(一五九)……六、急造陣小屋(一五九)……七、玄明高門人の野陣法(一六〇)……八、行  
 軍砲戰車の利(一六〇)……九、陣門の心得(一六二)……一〇、同宿の人数(一六二)……一一、野陣の古法(一六二)  
 ……一二、番小屋と小屋割(一六三)……一三、雪隠(一六三)……一四、物品兵糧等の分配(一六三)……一五、炊  
 事雜務の當番(一六三)……一六、陣中制札(一六四)……一七、井横(一六四)……一八、用心の太鼓(一六四)……一  
 九、相言葉(一六五)……二〇、鑓具(一六五)……二一、諜報組織(一六五)……二二、忍の者の人選(一六五)……二  
 三、物見の命令系統(一六五)……二四、辻番所(一六六)……二五、總構・陣小屋の警戒(一六六)……二六、總構  
 外の夜廻(一六六)……二七、夜中傍聴と行遇ふときの心得(一六六)……二八、陣門通行の規定(一六六)……二九  
 本簿(一六七)……三〇、捨鉢(一六七)……三一、敵の忍びの潛入を知る法(一六七)……三二、夜打に對する心得  
 (一六七)……三三、敵の夜打を豫知したる時の處置(一六八)……三四、夜打の敵を追出す心得(一六八)……三五  
 敵の控備を打つべし(一六九)……三六、胴肩衣の法(一六九)……三七、旗本旗場に兵器を飾るべし(一六九)……  
 三八、遠距離相圖の法(一六九)……三九、山地陣取の法(一七〇)……四〇、月代の必要(一七〇)……四一、從軍  
 商人(一七〇)……四二、敵より早く着陣する利(一七〇)……四三、陣所を引拂ふ法(一七〇)……佐藤家陣場奉行  
 心得十五箇條の古法(一七二)……大銃の發達と古法陣取の不備(一七二)……信淵工夫の火矢(一七三)……古陣圖

(一七四)……陣小屋割合の理法(一七七)

卷七

接戦上第十

宿陣或は野陣より戰鬪に移る場合の心得(一八三)……陣觸の法(一八四)……佐藤家の實武主義と指揮用四物  
 (一八五)……貝の用途(一八五)……旗尊重論(一八七)……玄明高の旗論(一八七)……旗奉行の職責(一八八)……信淵  
 の旗奉行論(一八九)……敵旗を奪取する功(一九〇)……旗を戰場に持出す諸法(一九〇)……山本勘助吹貫の奇策  
 一九一)……太鼓の打様(一九二)……鐘打法(一九二)……甲州流の物見(一九三)……接戰要領(一九四)……一之手の  
 拵合(一九五)……戦は奇を以て勝つ(一九六)……二之手の戦法(一九六)……甲州・越後・長沼三流兵法批判(一九  
 六)……玄明高の接戰觀(一九七)……古陣圖(一九八)……古陣圖に泥むなかれ(二〇五)……諸備圖說(二〇七)……  
 佐藤家八般の戦法(二一五)……一、兩懸の戦法(二一五)……二、手詰掛の戦法(二一六)……三、玉碎の戦法(二一  
 六)……四、指矢懸の戦法(二一七)……五、乗崩の戦法(二一七)……六、獨輪車の戦法(二一八)……七、駒倒の戦  
 法(二一九)……八、長柄倒の戦法(二二〇)……八般の戦法工夫者佐藤信亮(二二二)……兵法は和漢洋の長を取り  
 一流に泥むべからず(二二三)……楯使用の沿革(二二三)……楯再興論(二二三)……楯の使用法(二二四)……接戰に  
 至るまでの進軍法(二二四)……八般の戦法と海國兵談(二二五)

卷八

接戦下第十一

主戦の法(二二七)……一、敵を待ち受けて打つ五箇の圖(二二七)……二、敵を待ち受くる軍の用意(二二七)……



三、虚敗の仕方(二二八)……四、大返の仕方(二二八)……五、大軍に對する戦法(大銃車戦法)(二二九)……六、後装大銃の利(二三〇)……七、鑑軍役の設置と效果(二三〇)……崩際の反撃法(二三〇)……一、味方の先手追崩されんとする時の心得(二三一)……二、味方の先手二之手追立てられ旗本に崩れ掛る時の心得(二三一)……三、越働の仕方(二三二)……四、小荷駄車を押し出して守り返す法(二三二)……五、越働の法再説(二三二)……六、行軍砲戦車の價値と製費(二三三)……七、消耗品製造費(二三四)……勝利後の心得(二三五)……一、追撃に當りては味方の備を整ふべし(二三五)……二、追撃に徹底すべし(二三五)……三、敵兵退却の眞偽を見分くべし(二三六)……四、追撃後敵の手負死人を大切に取扱ふべし(二三六)……五、勤功者には即座に行賞すべし(二三六)……六、戦勝後軍神を祭るべし(二三六)……七、五社並びに諏訪明神を奉齋すべし(二三七)……八、主將は傷兵を慰撫すべし(二三八)……九、主將は戦死者及び遺族を憐れむべし(二三八)……一〇、戦勝直後敵の越働に備ふべし(二三九)……夜戦の三種とその心得十三箇條(二三九)……一、夜打の訓練をなすべし(二四〇)……二、夜打仕掛の機を伺ふべし(二四〇)……三、夜打仕掛の諸道具を用意すべし(二四〇)……四、夜戦には廿五人を一組とす(二四一)……五、夜戦には高聲を禁ず(二四一)……六、夜打に三箇の祕要あり(二四一)……七、馬放し及び火附の役割を定め置くべし(二四二)……八、夜打の際同士打を避くべし(二四二)……九、敵陣の柵を倒すべし(二四二)……一〇、夜打の時火附役は風上より焼立つべし(二四二)……一一、夜打の歸路に關して注意を要す(二四二)……一二、夜戦の時忍備を配置すべし(二四二)……一三、夜打に勝利を得たる時の處置は慎重なるべし(二四三)……夜打防備に關して四箇の手當を要とす(二四三)……古兵法は新兵法の按根なり(二四四)

附録 頸實檢法……  
頸實檢十二箇條(二四八)……一、對面の首(二四八)……二、見參の首(二四八)……三、實檢の首(二四九)……四、  
母衣武者の首(二四九)……五、死骸送り(二四九)……六、首受取渡(二五〇)……七、野心の首(二五〇)……八、首札(二五〇)……九、首臺・頸塚の寸法(二五〇)……一〇、首桶寸法と取扱(二五一)……一一、首供養(二五一)……一二、首の數へ方と化粧(二五二)

卷九

攻城 上 第十二

攻城要領(二五三)……毛利氏の攻城法(二五四)……敵地に入りては味方軍士の亂暴を嚴禁すべし(二五四)……諸兵家攻城の常法二十一箇條(二五五)……一、敵城に押詰りての用心(二五五)……二、攻城兵力の原則(二五五)……三、城攻においては攻手の損失大なり(二五六)……四、敵城外の足場を修理する必要(二五六)……五、攻むべき城と圍むべき城(二五六)……六、敵城攻圍直前の手配(二五七)……七、敵の後詰に對する用意(二五七)……八、向城の普請(二五八)……九、向城の位置(二五八)……一〇、向城中に組む井樓(二五八)……一一、城を圍む時一方を開け置くこと古法なり(二五九)……一二、城攻においては敵の弱點を突くを要とす(二五九)……一三、火攻の法(二五九)……一四、水攻の法(二五九)……一五、城攻の法(二六〇)……一六、攻城前の用間(二六〇)……一七、恩威兼用の策(二六〇)……一八、降參を申込める敵の眞偽を吟味すべし(二六〇)……一九、開城する敵の取扱(二六二)……二〇、降參人の取扱(二六二)……二一、敵城攻略後の處置(二六三)……信淵の兵法常論論批判(二六三)……兵法の極意は詭道なり(二六六)……攻城秘訣五箇條(二六七)……一、敵城内に仲間割を生ぜしむる法(二六七)……二、矢文の利用(二六八)……三、城中疑心の起り易き理由(二六八)……四、人面一字七物計策(二六九)……五、反間の工夫(二六九)……味方の裏切を防ぐ法(二七〇)……長圍策の弊と火攻法の力説(二七〇)……



…神武不殺の妙法(二七二)

卷 十

攻城 下 第十三

- 攻城仕寄用具(二七三)……一、古壘(二七三)……二、大箱車(二七四)……三、楯(二七五)……四、竹束(二七六)……
- 五、撞衝車(二七六)……六、埋草(二七七)……七、土俵(二七八)……八、釣撞木(二七九)……九、鐵挺と鶴形(二七九)
- 九)……一〇、斧・熊手・大馬口その他(二八〇)……一一、化粧棚(二八〇)……一二、投梯子・繼橋その他(二八二)
- 二)……一三、信淵家傳火箭攻の法(二八三)……鐵砲の普及と攻城の損害増加(二八三)……牛竹束・竹束に對する信淵の批判(二八四)……信淵の火箭攻工夫の發端(二八五)……行軍砲(二八五)……行軍砲を戰車に載せたる形(二八六)

二七三

卷 十一

籠城 上 第十四

- 籠城要訣五箇條(二八七)……一、居城建築は國防の要務(二八七)……二、籠城の覺悟(二八八)……三、籠城者の選定(二八九)……四、實際一戰の法(二九〇)……五、籠城における攻勢の必要(二九一)……城制十要説(二九二)……
- …一、地利(二九二)……二、堀(二九二)……三、土居(二九二)……四、石垣(二九二)……五、横矢の繩張(二九三)……
- …六、門(二九四)……七、馬出(二九四)……八、塀(二九四)……九、柵・虎落・蒺藜(二九八)……一〇、水溜(二九八)……
- …城制再説(二九九)……一、城取の大主意(二九九)……二、城取の諸要件(二九九)……三、國主の居城は威容を保つべし(三〇〇)……四、本邦の城は外郭疎放なり(三〇〇)……五、城下町の發達と郭外の不備(三〇〇)……

二八七

六、古式城郭は大砲に對して抵抗力なし(三〇一)

卷 十二

籠城 下 第十五

- 籠城準備の諸要件(三〇三)……一、諸物資の徵發(三〇三)……二、平常の籠城準備(三〇四)……三、鹽味噌の用意(三〇四)……四、籠城と食物(三〇五)……五、籠城必需品(三〇六)……六、矢玉の用意(三〇六)……七、平常よりの準備の必要(三〇七)……籠城の手配(三〇八)……一、主將の心得(三〇八)……二、塀裏の人數配(三〇八)……
- 三、立番の法(三〇九)……四、遊軍の任務(三〇九)……五、定廻番(三〇九)……六、夜廻(三一〇)……七、火消役(三一〇)……矢倉の制(三一〇)……着到矢倉(評談矢倉(三一〇)……籠城準備再説(三一〇)……一、城中の辻番所(三一〇)……二、石の用意(三一〇)……三、普請用具の用意(三一〇)……四、消防の用意(三一〇)……五、塀裏の工作(三一〇)……六、籠城手配(三一〇)……籠城戰要領(三一〇)……一、塀裏の防戦(三一〇)……二、出撃の法(三一〇)……
- 三)……三、夜打の効果(攻むるを以て守りとするの良法(三一三)……四、夜打より城に引揚る際の法(三一四)……
- 五、支城の任務(三一四)……六、堺目關城の働(三一四)……七、籠城の定法(三一四)……八、退散する敵軍を城より追打する法(三一五)……九、追打の徹底(三一五)……籠城諸説の批判(三一六)……一、大砲の出現と舊式城制の不利(三一六)……二、籠城の新法(三一七)……三、調子打の法(三一八)……四、舊式築城に泥むべからず(三一八)

三〇一

附 録 [實武一家言卷之五]

船 軍 第八

目次

三三三



船軍古法綱二首(三三二)……一、訓練の必要(三三二)……二、不斷の實地訓練を要とす(三三二)……船軍古法目十首(三三二)……一、船軍備押の形(三三二)……二、大將の乗船(三三三)……三、諸奉行番頭等の乗船(三三四)……四、軍船の構造(三三四)……五、荷足の法(三三四)……六、船軍武功の心得(三三五)……七、毛利家の船軍(三三五)……八、中國四國諸藩の船軍(三三五)……九、西國諸藩の船軍(三三六)……一〇、諸流兵書の船軍傳は杜撰なり(三三六)……海賊綱一首(三三七)……船軍の諸傳書(三三八)……海賊目十首(三三八)……一、船軍合戦の用意(三三八)……二、親船(三三九)……三、小荷駄船(三三九)……四、惣頭乗船(三三九)……五、重役諸奉行乗船(三三九)……六、働舟(三三九)……七、接戦(三三九)……八、浮具(三三九)……九、八百人にて働く船軍の大要(三三九)……一〇、勝利の後の行動(三三九)……船軍新法綱二首(三三四)……一、東洋諸國に對する船軍法(三三四)……二、英魯兩國に對する船軍法(三三四)……三、船軍新法目九首(三三七)……一、水軍炮(三三七)……二、水戰訓練法(三三八)……三、水軍炮の用法(三三九)……四、大銃の命中率(三三九)……五、小船は敵に近接し易し(三四〇)……六、小船相互の戰闘(三四一)……七、狭間筒を用ひ數玉を打つ法(三四二)……八、切玉製法(三四二)……九、水戰の法(三四二)……自走火船法三首(三四二)……一、自走火船の用法(三四二)……二、自走火船の製法(三四三)……三、自走火船製法秘訣(三四三)……大野武矩炮術五首(三四四)……一、大野武矩略傳(三四四)……二、船軍の要訣(三四四)……三、大砲裝着の法と水手擲取の撰定(三四五)……四、梁箭の法(三四六)……五、火箭の法(三四七)

護

國 第九

日本の富饒と諸外國の窺察(三四八)……皇國武威發揚史概説(三四八)……西洋人不斷に皇國を窺察す(三五〇)……魯西亞の西伯利亞及び北米侵略(三五〇)……英吉利の濠洲及び南洋蠶食(三五二)……護國第一の良策(三五二)

二、一隊轉戰法

解題

本文

初陣者の戰場心理(三五九)……初陣者の銳氣を増進する法(三五九)……平和永續の弊(三六〇)……一隊轉戰法の大綱(三六〇)……和漢における寡戰成功の九例(三六一)……主將は士卒の銳氣充盈に努むべし(三六一)……狭地における接戰要領(三六二)……一隊轉戰法要領(三六二)……佐藤家五段備の組織(三六三)……五段備の行軍(三六四)……一番手の任務(三六六)……二番手の任務(三六七)……三番手の任務(三六九)……四番手の任務(三六九)……一隊轉戰法は兵學の至精なり(三七〇)……五番手の任務(三七〇)……接戰の妙は奇正の兩用に盡く(三七〇)……轉戰法と行軍炮戰(三七七)……轉戰法と地利(三七七)……一隊轉戰法總括(三七七)……大軍の指揮法(三七七)……轉戰法における細索の利用(三七七)……轉戰法における楯の使用(三七七)

附錄 大銃車戰法序並圖

三、水陸戰法錄

解題

序說

外戰に處する新しき心構の必要(三九一)……鴉片戰爭における清軍の大敗(三九一)……鴉片戰爭における英清兩國勝敗の理(三九二)……本書編著の次第(三九二)

目次



水陸戦法録目次

卷之一

清朝太祖より今帝に至り七世の略記及び道光の世に至り英吉利人國禁を犯し

阿片煙草を交易する事

國防の要務は西夷の戦法を知るにあり(三九九)……滿清國の衰微は武道を忘れたるに因す(三九九)……清朝略史(四〇〇)……高宗の時英船鴉片煙草を齎す(四〇一)……英國の鴉片賣込(四〇一)……黃爵滋の鴉片嚴禁に關する上書(四〇二)……信淵の評(四〇二)

林則徐を廣東の總督と爲し極嚴なる刑罰を行はしむる事

林則徐の上書(四〇四)……林則徐の鴉片取締(四〇四)……英船の廣東退去(四〇五)……信淵林則徐を評す(四〇六)

道光二十年初春英吉利人饑餓に迫り廣東港に來り寇する事

英艦廣東を侵す(四〇七)……信淵の水陸戦法要旨(四〇八)

英夷等廣東總督の暴虐を本國と印度に注進するにストーム・ボートを用ひたる事

英軍の蒸氣船使用(四〇九)……信淵の蒸氣船觀(四一〇)

印度在番の英將蘇密多廣東に寇する事

清英兩國の海戰(四一三)……スミットの廣東來援(四一三)……信淵清軍の敗戦を評す(四一四)

卷之二

道光二十年五月十二日英國の兩將國王の命を奉じ亞媽港に到着し會議廟算の事

英軍亞媽港に參集(四一五)……英將等の清國政略軍議(四一六)……信淵英軍の舟山島攻略を評す(四一六)

布冷墨兒先づ和談を勸て見んと厦門の港に至る事

英將伯麥の士氣振興策(四一七)……英軍無名の戰に名を得たり(四一七)

英吉利人先づ舟山嶋を攻取んと亞媽港を出帆し舟山嶋へ到着の事

舟山島の戰(四一八)……清軍の敗戦(四一九)……英軍の非人道的行爲(四一九)……英將の降伏勸告狀(四二〇)

舟山嶋合戦落去の事

英軍の舟山島占據(四二二)……舟山島は清都の咽喉なり(四二二)

英夷舟山嶋を取て四方の運送を劫掠する事

エルリオットの和議申入無效に終る(四二三)……信淵英人の領土的野心を摘發す(四二三)

英將和談を勸め見んと寧波に至る事

乍浦の戰(四二四)

英人ダンコーの城を燒たる事

英軍ダンコー城乗取の概要(四二四)……清人臆病の故に勝つべくして負く(四二五)……西洋人との陸戦には箱桶車を用ふべし(四二六)

英人乍浦の港口に至り少く戰て即ち歸たる事



ブレンメルの和議申込拒否せらる(四二七)……英軍侵寇の真意(四二七)……………  
 エルリオット遼東に至て和談を勧めし事……………  
 エルリオット清國と廣東會議を約す(四二七)……………  
 清軍英夷の軍船を奪取たる者大將を討取たる者には官賜の令を出す事……………  
 英軍怒て虎門城攻略を決意す(四二八)……清朝武力の今昔(四二九)……清國の敗因は人物の缺乏にあり(四三〇)……………  
 寧波餘姚縣の民兵等英國の王女を生捕たる事……………  
 英軍の女將を捕ふ(四三二)……兩軍の和議(四三三)……寧波和約の成立(四三三)……再開戦(四三四)……清帝の拙策(四三四)……林則徐を評す(四三五)……………

卷之三

清英粵省にて合戦す。英將ポッカティギリス枝城二箇所を攻落す事……………  
 英將エルリオット、ポッカティギリス城を攻撃す(四三七)……ポッカティギリス落城(四三八)……戦法は時と共に變化す(四三九)……英軍艦砲の對陸威力(四四〇)……水軍モルチールの着弾距離(四四二)……ボンベン彈の爆裂威力(四四二)……清國武士の臆病を笑ふよりも自肅が肝要なり(四四三)……高嶋秋帆徳丸原演練と信淵の見學(四四三)……モルチール射撃法に關する本木正榮の談(四四四)……高嶋父子の演練に對する主客問答(四四五)……古法に泥まず新法を工夫するを眞の武道とす(四四七)……………  
 清主皇姪奕山王を揚威大將軍として英夷を征伐の事……………  
 清帝の親征中止と奕山王の廣東派遣(四四八)……兩軍廣東附近に戦ふ(四四八)……英軍の勝利(四四九)……英夷……………

の深謀への對策問答(四四九)……清人の英清合戦聞書(四五二)……………  
 英兵上陸して滿洲の兵を打破り且つワンテンの城を破却せし事……………  
 廣東方面の戦(四五二)……和議の成立(四五二)……廣東方面再戦と英軍の勝利(四五三)……清國の消極的防禦策に對する信淵の評(四五四)……………

卷之四

英兵厦門城を攻落す事……………  
 厦門の攻防戦(四五五)……英軍の戦法並びに練兵の優越(四五六)……清軍の劣弱(四五七)……信淵工夫の避弾法三種(四五七)……………  
 英人再び舟山嶋を攻取る事……………  
 英軍再び定海(舟山島)を攻略す(四五八)……定海攻防戦に關する前回との比較(四五八)……………  
 英人シンハイの城を攻取る事……………  
 英軍鎮海を攻陥す(四五九)……英夷侵犯始末記の概要(四六〇)……………  
 清國寧波府の守將等英兵の來るを畏て城を棄て逃去る事……………  
 清軍の退却(四六一)……清軍戦意失墜の因(四六一)……………  
 清國諸大臣等英國の軍船堅固に且つ大砲打發の捷巧なるを羨み是を學んことを欲し西洋の兵法を習はしむる事……………



清人の洋兵模倣(四六二)……魯清兩國の施政(四六三)……………四六四

英人ツッキー及びテュンクワ兩城を破却する事……………四六四

清人英國の軍中疫癘大に行れ病人半に過ぐと聞て是を伐て大敗に及び退て慈谿縣に屯する事……………四六五

英軍諸種の惡條件にも拘らず清軍に勝つ(四六五)……清軍の失敗は兵士撰練の不備に因す(四六六)……舟山島  
越年は英軍の失策(四六六)……………四六五

清兵舟山嶋の英人を襲ふ、然ども英兵に勝ずして清人敗北する事……………四六七

舟山・寧波・鎮海における清軍の連敗(四六七)……清帝並びに諸將に對する批評(四六八)……………四六九

英將彪吾臥烏古慈谿縣を伐て大に清兵を敗る事……………四六九

漢奸清軍慈谿縣立退きの評議を英軍に傳ふ(四六九)……英軍急遽清軍を攻撃す(四六九)……英軍のヤンケバス  
攻撃と清軍の戦前退却(四七〇)……英國諸將の優越(四七一)……英國武備戦法の精銳(四七一)……………四七一

英將乍浦を攻伐し清兵及び韃靼人と戦て是を打破る事……………四七一

英軍杭州府を攻めんとし、急に轉じて乍浦に向ふ(四七二)……乍浦とその軍備の情況(四七二)……英軍の乍浦  
攻撃(四七二)……英軍追撃して苦戦に陥る(四七二)……英軍の勝利(四七三)……英軍の長追に對する批判(四七三)  
……滿清軍の缺陷(四七四)……ヒユク・コウクの正しき決心と行動(四七四)……………四七二

卷之五……………四七五

英將ヒユク・コウク揚子江の諸營を攻奪ひ進で上海を攻る事……………四七五

揚子江口の防備(四七五)……陳化成防戦して死す(四七六)……陳化成の防備法と英國の攻撃法(四七七)……陳化  
成の防備に對する評(四七八)……西洋人に對する信淵獨自の防備法(四七八)……一、異様船戦法(四七九)……  
二、箱橋車戦法(四七九)……三、自走火船戦法(四七九)……陳化成戦法とヒユク・コウク戦法との比較(四八〇)  
……支那忠臣論(四八一)……陳忠愍公略傳(四八一)……陳忠愍公殉難跋(四八七)……陳・裕に對する評(四八八)  
……………四八八

清國の諸將英人長江に入らんことを畏て處々に要害を築く事……………四八八

清の揚子江口防備と英軍の攻撃(四八八)……英人の銃炮戦法に對する評(四八九)……鐵炮備修練の必要(四九〇)  
……火藥貯藏は武備の基本なり(四九一)……家傳提碇法(四九二)……鐵炮備に突入する法(四九二)……運驗の法  
と驅込の工夫(四九二)……………四九二

英國の軍兵揚子江岸の諸砦を打破り進でサンハイ城を攻落す事……………四九二

上海陥落と英軍の戦果(四九三)……揚子江防備四重の關鎖(四九四)……………四九四

英兵圖山縣を打破り軍船を悉く長江に乗込む事……………四九四

圖山關攻略(四九四)……攻撃即防禦の主張(四九六)……富國強兵策實施の必要(四九六)……………四九九

卷之六……………四九九

英兵進で鎮江府を攻伐す。清國の大臣及び諸大將等共に城を棄て逃去り只韃靼人のみ勇戦する事……………四九九

鎮江攻略(四九九)……信淵の英人觀(五〇一)……信淵の韃靼人觀(五〇二)……清帝對英策の不可(五〇三)  
……………五〇四

英兵ヤンツセキアンに船を繋ぐ。清國の大臣等畏て和睦を乞ふ事……………五〇四

南京攻撃準備(五〇四)……清國和を乞ふ(五〇四)……清國再び舉兵の流言(五〇四)……耆英等の和議上奏文(五〇  
……………一九



五)……和議上奏に對する評(五〇九)

清國の大臣耆英・伊里布等清主の上諭を奉り英國の大將樸鼎查に和睦を乞ふ事……………五二一  
和議允可の上諭(五一二)

清英和睦之事……………五二三

清英の和議調ふ(五一三)……武道精究の必要(五一四)……陣化成破らる(五一五)……吳中江海形勢圖(五一七)

臺灣人英國の漂流人を察にせし事……………五二八

臺灣事件(五一八)……臺灣と鄭成功(五一九)……鄭經以後の事情(五二〇)

卷之七……………五二一

清英和睦議定書の事……………五二二

江寧省における清英兩國の和議(五二二)……講和議約合同條款(五二三)

清英和睦の後廣東人一揆騒動の事……………五三六

廣東一揆(五三六)……ヒュク・コウク一揆を鎮定す(五三七)……英夷侵犯始末(五三八)……大小諸船製法の記(五四四)

明季の忠義閩典史が傳……………五四五

閩典史傳(五四五)

卷之八……………五五五

水 戰 法……………五五五

藤堂侯との海防問答(五五五)……鴉片戰爭における英軍の水戦法(五五五)……英清兩軍海岸攻防法(五五六)……

水戦法講明法(五五〇)……海岸防禦是非の論(五五七)……頼山陽の海防論と信淵の駁説(五五八)……迎撃戦法論(五五八)……大野武矩の外寇防禦法(五五八)……集堂氏との海防問答(五五九)……大砲試射(五五九)……梁箭火矢(五五九)……訓練の必要(五六〇)……異風砲異様船の發明(五六二)……異様船は大砲の臺なり(五六二)……異様船と助船(五六三)……異様船・助船の協同戦法(五六四)……神武國男兒の覺悟(五六五)

陸 戰 法……………五六五

兵家の對英策(五六五)……鴉片戰爭における兩國の損失(五六六)……對外水陸兩戰の心得(五六七)……大砲發射法(五六八)……行軍砲戰車の工夫(五六九)

戰車及び行軍砲操練の法……………五七〇

行軍砲戰車の構造と操法(五七〇)……助筒射撃法(五七一)……十手飛伏(五七三)……戰車戦法(五七三)……越し働の上方(五七五)……家傳の鐵砲打方(五七五)

### 四、陸戰法秘訣

解 題……………五七九

卷 之 上……………五八三

我が古來の戦法と鐵砲の出現(五八三)……某武學者の對英戦法(五八四)……鴉片戰爭と清國側の損失(五八五)……

目 次



- 信淵の對英戰法(五八六)……對外水陸兩戰の心得(五八七)……我が中古の備立と西洋戰法の比較(五八八)……
- アンハルト戰法(五八八)……歐洲の兵制改革(五八九)……行軍砲戰車の發明(五八九)……高島秋帆の西洋兵法並
- びに砲術の研究(五九〇)……秋帆の操練法(五九二)……秋帆の操練教授法(五九二)……火繩銃と燧石銃との比較
- (五九三)……燧石銃の必要(五九三)……歩兵銃操練法(五九四)……益華兒多戰法擊破論(五九六)……行軍砲戰車
- の特色(五九七)……行軍砲戰車戰法(五九九)……行軍砲の裝彈法(五九九)……行軍砲戰車の五戰法(六〇〇)……行
- 軍砲戰車の備立(六〇一)……十手飛伏の法(六〇二)……戰法改革の必要(六〇二)

卷之 下

- 今世の事體と武備(六〇五)……行軍砲戰車の押出法(六〇五)……行軍砲戰車の取扱法(六〇六)……戰法變革に對
- する考察(六〇七)……西洋軍制の六科(六〇七)……西洋兵法の三術(六〇八)……西洋撰兵法(六〇八)……益華兒多
- 帝の銃砲徹底とその影響(六〇九)……イギリスの印度侵略(六一〇)……イギリスの世界政策と支那の失策(六一
- 〇)……日本の對英策と國內情勢(六一〇)……蘭學者の說に對する信淵の反駁(六一一)……西洋の新兵制新戰
- 法講究の必要(六一二)……行軍砲戰車戰法(六一三)……西洋の兵制(六一四)……西洋の大砲發射四法(六一六)……
- フランスの大射法(六一六)……イギリス大砲備の威力(六一七)……信淵大砲に對する濶臺の抵抗力を實驗す
- (六一七)……疊橋車の發明(六一九)……清國の敗戦と戰法の變化(六二二)……疊橋車戰法(六二二)

五、水戰法秘訣

解題

上 卷

- 鴉片戰爭における英清兩國の攻防法(六三二)……スチームボートの利用(六三二)……水戰法講明の法(六三二)……
- 必死防戰論の可否(六三三)……西洋砲の威力(六三三)……頼山陽の水戰論を駁す(六三四)……逆擊戰法の主張
- (六三四)……大野武矩の攻防法(六三四)……集堂惟寅との海防問答(六三五)……大野武矩の火箭法に對する評
- (六三五)……梁箭火矢試射(六三五)……訓練の必要(六三六)……利器の重要(六三六)……集堂惟寅海防策の攷究を
- 信淵に囑す(六三七)……異風砲異樣船の發明(六三七)……異風砲異樣船の構造(六三八)……異樣船の試射(六三九)
- ……勝間伊織發明の摺臺(六三九)……彈丸の性能(六四〇)……火彈の種類と性能(六四一)……摺臺の構造(六四一)
- ……異樣船の特色(六四二)……助船の任務(六四三)……水戰砲點放の修練法(六四四)……大砲船の裝備(六四四)……
- ……助船の裝備と戰法(六四五)……桐子鐵砲(六四五)……陳化成の吳淞防備(六四六)……陳氏の消極的防備を否定
- す(六四七)……大砲船建造費(六四八)

中 卷

- 大砲船製造可否論(六五二)……的打の練習(六五二)……相州固場の砲術修練(六五二)……西洋砲術の威力(六五三)
- ……大軍船建造の必要(六五四)……西洋人の特性と海外發展(六五五)……魯西亞の東進(六五七)……ホルトガ
- の發展(六五八)……イスパニヤ・和蘭の發展(六五八)……英國の發展(六五八)……英國の對東洋策(六六〇)……鴉
- 片戰爭の經過(六六一)……南京條約の締結(六六一)……北米合衆國の狀況(六六一)……軍船の重要性強調(六六三)
- ……臨機の對策(六六四)……異樣船建造の主張(六六四)

下 卷



目次

二四

清國對英策の失敗(六六七)……清國における海賊の跋扈(六六八)……鴉片戦争の教訓(六六九)……異様丸太船の建造と海上船打の操練(六六九)……盆下彈の製法(六七〇)……丸太船におけるボンベンの適性(六七三)……信淵發明の鐵盒彈(六七三)……鐵盒彈の製法(六七三)……鐵盒彈の效用(六七五)……特殊火彈を製造したる理由(六七五)……大衍流の躡短息を用ふ(六七五)……鐵籠彈の製法(六七六)……導火管打込法(六七八)……大衍流銅管の推賞(六七八)……彈丸製法筋を貴ぶ(六七八)……軍船建造の主張(六七九)

索引

卷末

目次終

圖版

口繪 『大銃車戰法』序文(信淵文庫所藏)	第二圖 莫兒蹄爾炮	二四
口繪 行軍炮箱楯車の圖(佐藤堅司所藏)	第三圖 鳥居形小屋掛	一六〇
第一圖 輕矢籠	第四圖 方陣	一六一
第二圖 輪楯	第五圖 方圓之小屋取	一七四
第三圖 行軍炮戰車 <small>(卷頭口繪參照)</small>	第六圖 六花之小屋取	一七五
第四圖 雁行陣	第七圖 鶴翼直し之小屋取	一七六
第五圖 一文字備	第八圖 上杉謙信野陣小屋割	一七八
第六圖 戰車二組山形備	第九圖 武田信玄野陣小屋割	一七九
第七圖 戰車三組鋒矢備	第二〇圖 豊臣秀吉陣取小屋割	一八一
第八圖 再震雷祕彈十方擊發 <small>(本集上卷第二十七圖參照)</small>	第二圖 陣觸の立札	一八四
第九圖 紫金鈴噴發 <small>(本集上卷第二十八圖參照)</small>	第三圖 魚鱗之備	一九八
第二〇圖 莫兒蹄爾	第三圖 鶴翼之備	一九九
第二圖 翻下及び木管	第四圖 偃月之備	一九九

二五



第三〇圖	長蛇之備	二〇〇	第四〇圖	別手一手之備	二〇〇
第二九圖	雁行之備	二〇〇	第三九圖	鎗備	二〇一
第二八圖	箕手之備	二〇一	第三八圖	劍先之備	二〇二
第二七圖	鋒矢之備	二〇一	第三七圖	七曜之備	二〇三
第二六圖	一文字之備	二〇二	第三六圖	勝色之備	二〇四
第二五圖	八文字之備	二〇二	第三五圖	杉像之備	二〇四
第二四圖	方圓之備	二〇三	第三四圖	獨輪車	二〇九
第二三圖	六花之備	二〇三	第三三圖	大箱車	二一〇
第二二圖	山形之備	二〇四	第三二圖	信淵新案大箱車	二一〇
第二一圖	衡輓之備	二〇四	第三一圖	板楯	二一五
第二〇圖	遊軍之備	二〇六	第三〇圖	竹束	二一六
第一九圖	遊軍之備	二〇六	第二九圖	竹束車	二一七
第一八圖	兩蛇之備	二〇七	第二八圖	撞衝車	二一七
第一七圖	鶴翼直之備	二〇八	第二七圖	釣撞木	二一九
第一六圖	六花之備	二〇九	第二六圖	四つ又木枝	二二〇
第一五圖	六花直之備	二〇九	第二五圖	化粧棚	二二一
第一四圖	一手別手之備	二一〇	第二四圖	通天橋一名行天橋	二二二

第一三圖	水輪	二九八	第一〇圖	大銃を備たる圖(第七一圖参照)	五九五
第一二圖	船軍備	三三三	第九圖	スナッパン打發圖	五九六
第一一圖	親船並に戰艦の排列	三三三	第八圖	ホウイツル炮押ししの圖	五九七
第一〇圖	大銃車戰法圖(四營・方營・行軍・合隊陣・分隊陣)	三七八	第七圖	行軍炮戰車(第七一圖参照)	五九八
第九圖	吳中江海形勢圖	五六六	第六圖	箕楯(第六五圖参照)	六〇二
第八圖	行軍炮箱楯車の圖(卷頭口繪参照)	五七一	第五圖	戰車二隊山形備(第六四圖参照)	六〇三
第七圖	箕楯の圖	五七一	第四圖	戰車三隊鋒矢備(第七〇圖参照)	六〇三
第六圖	雁行陣の圖(第四圖参照)	五七二	第三圖	疊楯車	六一九
第五圖	一文字備の圖(第五圖参照)	五七二	第二圖	丸太作り大船	六四三
第四圖	戰車二組山形備の圖(第六圖参照)	五七二	第一圖	導火管	六七二
第三圖	戰車三組鋒矢備の圖(第七圖参照)	五七三		臍短息を附けたる盆下彈	六七三
第二圖	一ロット三人組	五九一		鐵盒彈(本集上卷第四九圖参照)	六七三
第一圖	高島のペロトン隊	五九五		帶を底盒に打綴る圖	六七六
	ペロトン隊	五九五		鐵籠彈(本集上卷第五〇圖参照)	六七七
	ペロトン小組の中間に三筋彈以上の				

了



佐藤信淵の武學〔中〕



## 佐藤信淵の武學〔中〕

### 信淵の兵法論

武學者佐藤信淵の全貌は、經國・國防・兵法・砲術の各方面を通して始めて窺はれる筈であるが、最初の二方面についてわれらは既にこれを本集上巻に論じたので、今ここでは兵法家としての信淵の一方面を考察しようと思ふ。信淵の兵法の全體は、本卷所收『兵法一家言』『一隊轉戰法』『水陸戰法錄』『陸戰法秘訣』『水戰法秘訣』に網羅されてゐるが、その源泉は『兵法一家言』である。ところが、本書の前身は『實武一家言』五卷であり、同書は信淵文化五年阿波においてこれを著述したもので、國防における『防海策』と砲術における『三銃用法論』と同年同處の述作であつて、信淵武學經歷中の重要時機を劃してゐる。さうして、それはその後漸次増補されて、文政四年の『兵法一家言』十三卷にまで發達したのであるが、一面それ自身において獨自の發展を遂げたばかりでなく、船軍・護國の兩篇は後者に收録されてゐないので、依然として本書獨自の存在價値を保つてゐるわけである。そこで、われらは『兵法一家言』編纂に當つて『實武一家言』にのみ見出される前記兩篇を附録として加へ、缺漏なかるべきことを期した。ただ残念なのは、文政四年から天保四年に至る間に出來たらしい別録



(後篇)を發見することができない點である。従つてその内容の詳細は、勿論これを知る由もないが、『兵法一家言』に「我家伏奸ひそりを用る法は秘すべき要なるを以て、此を別録に記す」とあり、『一隊轉戰法』に「兵を用る者は、小を以て大を制する法のみならず、大軍を指麾して強敵を征する法も、亦熟練せずんばある可からざるなり。其の大軍を指麾することの手足の如く取り廻すの法は、一家言の後篇に詳なり。」とあるのによつて、大軍指麾法或は佐藤家の秘法たる伏奸使用法等が、別録中に收められてゐたことだけはわかるのである。

『兵法一家言』を中心として、信淵の兵法論を考へる前に、先づその本據としての經國國防論を一瞥する必要がある。信淵は『天柱記』において早くも皇國中心世界觀を披瀝し、『混同秘策』において宇内を混同するための皇道世界政策を論じ、さらにこれを實現するための方法を論じてゐる。信淵においては、宇内混同は天神の定め給へる皇國是であるが、一方國防上から見ても、かやうな積極的世界政策は不可避の問題であつたのである。信淵はこれより先き『防海策』において攻勢國防策を力説してゐた。本書において信淵は攻勢國防策が護國の最善策であることを論じ、その後『防海餘論』において、「外寇を防禦し國家を鎮護するときは、則ち天意を奉行して兆民を安ずるの武道と稱すべし」と斷じてゐる。信淵の意味する武道は、「皇國神武銳烈」(『兵法一家言』序説)の道であつて、護國を終局の目的としたのであるが、『實武一家言』護國篇(『兵法一家言』收録)に「護國の最も嚴重なるは、恆に他國を攻伐つを以て自國の護りとするより嚴重なるはなし」と記されてある通りの極めて積極的な攻勢國防觀にまで進んでゐる。従つて消極的な籠城に關しても、「總て籠城の極意は敵人を攻伐(二)を以て城を

守る第一の策とす」(『兵法一家言』籠城篇)といふ積極的な見方が與へられ、さらに進んで「兵法は攻るを以て守りの主とする者也」(『水陸戰法錄』)に見る攻勢國防觀となつてゐる。

信淵の攻勢國防觀は英魯その他西洋諸國に對したもので、この考は彼れの全兵法書を一貫してゐる。さうしてそれが神武天皇以來の傳統たる水陸均等戰略であつたのは注意を要する。信淵のかうした考は、『實武一家言』において夙にその兆を見せてゐたが、『水陸戰法錄』においてこれを決定的にした。信淵の水陸戰法の根本は、水陸兩軍の新編成にあつたのであつて、彼れは『垂統秘錄』の陸軍府・水軍府の條にこの事を力説してゐるが、彼れの眞意が親衛兵を中核とした皇軍にあつたことは注意すべき點である。

信淵は皇軍の復活を理想とした兵制維新論者であつた。さうして、彼れの兵法は、『實武一家言』といふ書名から考へられるやうに、實武主義を根柢としてゐた。虚武を去つて實武に就き、文弱を棄てて武強に徹するのが信淵の念願であつた。『兵法一家言』前論並びに撫御・一騎前・操練等の諸篇に以上の事が力説されてゐる。即ち信淵は前論の冒頭に「凡そ國家に主たる者は一境内數多の臣民の君師なるを以て、其臣民を撫御教育すべき第一の要務なり」と説き、撫御篇に「兵法の大事は此撫御より專要なるは無し」と論じ、撫御教育即ち武教が兵法の第一義であることを高唱した。撫育の第一要素は、盡忠報國の精神を涵養することであつたが、士氣の振作と實武の業の修練とがまた不可缺の要件であつた。さうして、それらの基礎條件は武士土着と實戰的武藝の練磨とであつた。武士土着論は荻生徂徠が夙にその著『鉉錄』にこれを主張したところであつて、信淵は多分この論を踏



襲したのであらうと思はれるが、武士土着により虚武を去つて實武に就き、また大に士氣を作興する所以であると主張した。然るに太田錦城は武士土着論に反対して、武士を中央都市に拘束し、鉢植武士にすべしと唱へ、幕府の政策に迎合しようとした。これに反して、信淵の眼界は一幕府のための小利を超越し、皇國全體の安固を計るための國防策から、即ち強豪英魯兩國に對するのために、武士土着の絶對必要を説き、斷乎として錦城の鉢植武士論を駁した。

信淵の理念における武士は、鉢植武士といつたやうな平和的な虚武に墮する武士でなく、どこまでも實武的な實戰に役立つ武士であつた。『兵法一家言』の一騎前篇は、主としてさうした武士を育成するために設けられたものである。一騎前の訓練といへば、武士一個人として心得べき一通りの訓練にほかならないが、そのなかでも特に必要なのは、一騎前兵法の根本要素としての武藝である。兵法には大將の兵法と一騎前即ち武士一個人の兵法とがあり、後者の主要素は武藝なのである。信淵は虚華に流れ勝ちな道場武術を斥け、飽くまで實際的な戰場武術を目標とした。この點は吉田松陰の態度と酷似してゐる。信淵の主張した戰場武術の極意は、一騎前篇のうちに次のやうに記されてゐる。

一騎前の心得は敵に當りて勇壯なるを極意とす。越後流兵法に「眞精の鋒先は鳴動の中に章疾」(註、越後流武藝書)と云ひ、又同書に遮神劍しよんけんと云ふこと有り。此譯は接戰の時に臨では、前掛りに進んで己が兜をば敵の刃劍に委任せて無心と爲り、無二無三に敵陣中へ飛び込みて相手を撰ばず切て廻るを云ふ。斯くの如くするときは、軍神これを賞し給ひて、敵の劍を

遮て我身には必ず禍害なしと云ふ義なり。是軍士の無心に爲て敵中へ打込しむる教なり。又蜂須賀家にて軍士に勇戰を勸むる歌有り。曰く「振り上る太刀の下こそ地獄なれ尙踏込や前は極樂」と。此等を一騎前の敵中に勇進するの主意として、進で死するを榮とし、退て免るるを辱とすることは、何れの兵學家も皆同一一般のみ。

これは必死必生の武術の極意を力説したものであつて、虚飾的な道場武術とは全然面目を異にしてゐる。

信淵の陸戰法の素材は、佐藤家中興の祖信亮(式信)以來家傳となつた八般の戰法、即ち兩懸・手詰懸・玉碎・指矢懸・乘崩・獨輪車・駒倒・長柄倒の戰法であるが、いづれも勇猛果敢な接戰戰法である。しかしながら、この戰法は決して暴虎憑河の戰法ではなく、精確にいへば大膽小心の戰法であつたのである。といふのは、例へば兩懸・玉碎の二戰法についていへば、いづれも接戰直前まで楯が使用され、これによつて敵彈を防止すると同時に、我れにおいては鐵砲發射の氣持を出來得る限り抑制し、十四五間に迫つて始めて射撃を開始し、接戰の機會到來と見れば、鐵砲を背負ひ刀槍をもつて遮二無二敵中に突入する戰法であつたからである。信淵はこの家傳を尊重して楯の復興論者となり、さうして楯の使用を補助とした得意の接戰觀を大銃車戰法の上に表現してゐる。

信淵の大銃車といふのは、行軍炮戰車若しくは箱楯車と呼ばれ、大銃(行軍炮)に楯(箱楯)を附屬した大規模の戰車で、鐵楯背後の箱には被服・食料・彈藥等を満載し、一車に所屬する兵士は十五名乃至二十名を算する。信淵の大銃車戰法の提唱は、戰士突撃の前提であり、今日の戰車戰法若しくは機械化戰法の豫言であつて、それまで戰車に殆んど無關係だつた本邦においては、卓抜な見識であつたと見なければならぬ。さうして、この大銃車



戦法を陸戦法の要諦とする信淵の考は、その生涯を通じて變ることがなかつた。

信淵兵法は外國殊に西洋諸國を假想敵とした點に特色を有する。江戸時代中期までの諸流兵法は、國內的であり、陸戦に偏して水戦を怠つてゐた。林子平の『海國兵談』(天明六年)に水陸兩戦法の併用が力説されたのは、日本兵法史上劃期的な事項である。しかしながら、信淵は子平よりもさらに數段の進境を示してゐる。(後述)信淵の對西洋戦法は『實武一家言』にその端緒を示してゐるのであつて、その重要な一特色は船軍篇の水戦法のうちに見られる。なんとすれば、この場合水戦法はまだ陸戦法の附屬にすぎなかつたとしても、兎に角これによつて信淵が水陸兩戦法の併用を計畫してゐた事實を知ることができるからである。『垂統秘録』(上巻所收)における水陸兩軍府の設置計畫並びに兩軍將兵の整備計畫、その他兩軍の水陸戦法修練、『混同秘策』(上巻所收)における海外雄略のための水陸併用戦法の想定等は顯著な例である。かうして信淵が水陸均等戦法觀を確立したのは、鴉片戦争後『水陸戦法録』を著述した以來のことである。

次に信淵の對西洋戦法を水陸兩方面に區別して説明する。陸戦法の二大特色は、一隊轉戦法と大銃車戦法との上に見出される。第一の一隊轉戦法は信亮以來の家傳を増修したもので、天保四年六月小冊子ながら、大冊『兵法一家言』の姉妹篇として出た『一隊轉戦法』にその姿をあらはした。この戦法の人的要素は、僅か五百人の歩兵のみであつて、騎兵はこれに附屬することなく、一隊は五手にわかれ、各手或は正となり或は奇となり、自由自在に轉變する特殊な歩兵戦法である。しかしながら、この一隊には小荷駄輸送用として、大銃車〔註〕が附屬し、五

百人一隊が苦戦に陥る時には、はじめて本車の戦車としての活動を補助とする筈になつてゐた。

〔註〕 行軍炮戦車または箱桶車とも呼ばれる。本車は戦車として用ひられるのを勿論普通とするのであるが、箱中に多くの糧食・彈藥を貯蔵することになつてゐるために、小荷駄車の用をも兼ねるわけである。然るに一隊轉戦法の場合には、その逆であつて、小荷駄用が主となり、戦車としての用途は従になつてゐるのである。

とにかく、一隊轉戦法のなかに信淵得意の大銃車戦法が併用されてゐたことは、注意すべき事象である。

信淵が大に誇稱してゐたやうに、一隊轉戦法は「當流の奥祕兵學の至精」であり、「寡を以て衆に當り、小を以て大を制する戦法」即ち「僅に一隊五百人を掲げて百萬の大敵を敗るべき秘訣」であつた。これがために信淵は「予が流儀の一隊五百人五段備轉變の戦法」なるもの、即ち五段備奇正轉變の妙法を案出し、本邦固有の地險を利用し、家傳の飛伏戦法〔飛伏は伏好と同じく伏兵の意である。が、ここに謂ふ飛伏は靜的な伏兵以上に動的な性格を與へられたのを特色とする。即ちそれを利用して味方諸手の働を助けるものである。〕を復活して、寡が衆に對して最大の効果を發揮する方法を提出した。さうして、この戦法は事實西洋戦法を相手どつてゐたのであつて、この事實によつて見れば、それが家傳に一大修正が加へられたものであることが考へられる。

信淵の對西洋戦法としての陸戦法意識は、アンハルト 盜華兒多戦法への對策を意圖して以來深刻になつて來た。盜華兒多戦法傳來は、文政年間高島秋帆が和蘭人デフィレニューへから同戦法を傳へられたのを最初とするのであるが、信淵はこれをゼルマニア 入爾瑪尼亞皇帝盜華兒多考案の戦法と誤解してゐた。信淵の謂ふ盜華兒多は入爾瑪尼亞(獨逸)皇帝



レオポルド一世を指すのであるが、それは諸種の理由によつて、普魯西亞王フレデリック・ウィリヤム一世とフレデリック二世(大王)とに仕へたアンハルト公レオポルド一世と訂正されなければならぬ。(拙著「日本武學史」第二十九章「華兒多戰法考」参照)このアンハルト公は歩兵操典の草案者、兵制・戰法の改革者として有名であるから、同公の名を冠する華兒多戰法が出て来るのは當然である。しかしながら、われらは同公よりも有名であり偉大であつたフレデリック大王の名を與へて、これをフレデリック戰法と稱呼するのを妥當と考へる。かやうに考へて來ると、信淵が入爾瑪尼亞皇帝華兒多戰法と見たものは、實はフレデリック大王の戰法にほかならなかつたのである。ところが、信淵の意中における華兒多戰法の内容は甚だ狭く、それは單に弓槍のやうな舊式兵器を全廢し、新式兵器としての銃砲を使用することに徹底し、就中バヨネット(銃劍)による突撃を特色とする戰法といふ意味に解釋されてゐた。従つてそれは同戰法に包含されてゐた筈の内線作戰や三兵戰術や斜行陣などの重要方面を看過してゐた。

以上のやうなわけであるから、信淵の對華兒多戰法策は、廣い戰略方面よりも寧ろ戰術方面に限定されたのは當然であり、信淵はいかにして銃砲攻撃若しくは銃劍突撃を特色とする華兒多戰法を撃破すべきかについて苦心焦慮したのである。さうして『陸戰法秘訣』は信淵の對策を決定的にした記憶すべき著書である。信淵は兵法活物論者であつた。彼れは「古來仕來の戰法を能く熟知するときは、新奇なる仕方を工夫する按根と爲る者なれば、云々」(『兵法一家言』接戦下)と述べ、傳統と革新との兩立を肯定しながら、「兵法といふ者は元來活物にて、時に従ひ變化して定規ある者に非ず。柱に膠し株を守り、死法に縛られて流儀を立つる雜兵家の企て及ぶ所にあ

らざるなり。」(同書、大砲操練篇)と高調して、兵法の融通性を主張した。

ところが、信淵の兵法活物論は西洋の最新兵器若しくは最新兵法の模倣を意味しなかつた。信淵は華兒多戰法の踏襲者高島秋帆に不満を感じ、「西洋の戰法を學で西洋人と戦はんと欲するが如きは大に誤てり……昔し華兒多兵法を變じて大敵を打破れり。然れば今又此を變じてアンハルトの法を打破るべし」(『陸戰法秘訣』)と獅子吼し、華兒多戰法以外の信淵獨創の大銃車(行軍砲戰車)のほかに新たに疊楯車を工夫し、これによつて華兒多戰法を破らうと考へてゐた。「夷を以て夷を制す」とか、「師の法を以て師を破る」とか、術はこれを西洋に取つたとしても、日本精神と訓練の精熟とによつて西洋人を破る可能性は十分にある筈だが、信淵は西洋の術を研究する熱心さを持つてゐたとしても、これに模倣する氣持をもたなかつた。そこに信淵の特色があつたのである。『陸戰法秘訣』嘉永二年増補の分を見ると、信淵は鈴木春山譯編『兵學小識』からナポレオン戰法の一部としての歩騎砲三兵戰術の若干を酌み取つた形跡を示してゐるが、まだ深い研究に這入つたわけではなかつた。若し信淵になほ數年の生命が與へられたなら、彼れは必ずや三兵戰術に對する徹底的研究を遂げ、これを撃破するための獨創的考案を廻らしたことであらう。

信淵の西洋人に對する水戰法の意識は、夙に文化五年の『實武一家言』船軍篇にあらはれたが、『水陸戰法錄』以來これに一層の明確性を加へた。さうして、それは次に擧げる同書卷之五における信淵の攻勢國防觀にその片鱗を見せてゐる。



凡そ海の着きたる國土は動もすれば外國の寇を受けることあり。……常に他國を攻るを以て自國の守りとせざれば、禦侮の備必全からざる者なり。……乃ち廣大堅固なる船を製し、海外に乘出して洋中なる無人荒廢の島を求め、本國より人を植て是を開發し、種々産物を作り、且遍く外國に通商互市して、有無輕重を通移開闢するの法を行ひ、交易の大利を興すを以て本國を富強にすべし。且又平常大洋を航行する盛業なるが故に、其船の製作に堅固精妙を窮極して、假令海賊に遇ひ、或は敵兵と戦て大砲を連りに打掛らると雖も、少しも破傷の患なきを專要とし、此方の大船にも大砲一百座より四十座迄を備へ、……數々これを打放ち、賊船を打碎き、敵城を燒崩すべし。……此如くして武威を強盛にし、其隣邦を嚇恐せしむるは、即是他國を攻るを以て自國を守るの法なり。偕此堅固なる軍船の數を漸々多くするを國に王たる者の專要と心得、慎戒て是を怠ること勿れ。若夫海濱の國に君として堅固なる軍船を作り、其兵威を銳利にし、大海を横行しながらも、……武備を堅固にすることも能はずして、後には外國人の侮りを受けるに至る者なり。其侮りを受て外寇に侵寇せらるると雖ども、是を防禦すべき堅固なる軍船もなく、船軍に習熟し接戦に練磨したる軍卒もなければ、是を防ぐ術に當惑して毎戰に敗衄し、終には外國夷人の制を受けるの外に他事無かるべし。恐る可きの至りならずや。

信淵の以上の所論を通して見るに、まづ「遍く外國に通商互市して、有無輕重を通移開闢するの法を行ひ、交易の大利を興すを以て本國を富強にすべし」によつて、信淵が堂々たる開港論者であつたことが理解される。信淵の開港論は西洋を恐れた結果の窮策表示でもなく、また西洋人の指定するわが港を受動的に餘儀なく開かうとしたものでもなく、こちらから能動的に開港して通商互市の利を收め、富國の途を講じようとしたものであると同時に、なほその根柢には信淵の持論たる攻勢國防觀が横はつてゐたのである。攻勢國防のためには水軍の擴張

が絶対必要である。従つて信淵がその第一策として幕府嚴禁の廣大堅固なる軍船建造の必要を唱へたのは、前記開港論の主張と共に、極めて當然であつたのである。「防海餘論」の記事を通して見るに、信淵の意中における軍船は鐵張の軍船即ち甲鐵艦であつた。さうして、信淵の對西洋水戦法においては、勿論その軍船を主力艦と考へてゐたわけである。と同時に、信淵得意の自走火船にしても、決して退嬰的な海岸防備に限られてゐたのではなく、主力艦たる軍船を助け、進んで敵國水塞をも燒き拂ふべき積極性をもつてゐたのであつた。(上巻「佐藤信淵の武學」國防論及び「自走火船説」解題参照)然るに世間的には信淵考案の補助船としての自走火船・異様船・新製小艇とそれらを使用する水戦法とが有名になつてゐるが、これは一體どういふわけであらうか。

信淵の雄大なる攻勢國防觀の背景に開港論が横はつて居り、その開港論たるや、單に西洋人の來航を袖手して待つ受身の貿易でなく、我れから積極的に大きな貿易船を出さうとしたものであり、従つてかうした大規模の貿易を保護するために、海權の確保は絶対必要であり、これがために廣大堅固の軍船の建造が主張されたのは當然であり、信淵の水戦法の第一義が、わが近海において敵を待つものでなく、前述のやうに攻勢的に敵國の水塞を襲撃し、若しくは遠洋に進出して、來航の途中にある敵艦を撃滅するにあつたのは自明である。しかしながら、信淵は大船建造がどうしても許されない場合を豫期し、第二策として一方において近海作戦の必要を主張し、内洋作戦においては自走火船、外洋作戦においては異様船・新製小艇の使用を唱へたのである。信淵の近海作戦は遠洋作戦に比しては勿論消極的であるが、砲臺を固執して敵を待つほど消極的でなく、とにかく稍々進んで敵を



撃たうとする、或る程度の積極性をもつものであつた。異様船は一名砲臺船と呼ばれ、陸の砲臺を海上に押し出した感じの、セバストポール要塞戦にフランス海軍が浮砲臺を攻撃に宛てたのに比較されるが、それよりも若干攻勢防禦の意圖を表明してゐる。自走火船の退走砲を利用する自走装置、新製小艇並びに新式異様船における檣臺装置等は、その考案若しくは改良において斬新を極め、補助船の攻撃性を大に増補したものである。とにかく、これら補助船が餘りにも奇抜であつたために、その時代においては到底その存在を許されさうにもなかつた大軍船を除外すれば、當然主役の形をなすので、讀者の注意が動もすればここに集中するのは當然である。

然らば以上自走火船・異様船・新製小艇の使用と水戦法との關係はどうか。これらについては、本集上巻にその大體を説明して置いたから、ここではそれと違つた場面を擧げることにする。『水陸戦法録』(異本)巻五に見る自走火船の敵艦襲撃法は、最も大がかりなものであるから、同巻の記事を引用してこれが解説を試みよう。

予が阿州にて製したる如き自走火船を二十連も三十連も他處より乗り出し、沖の方より燈船を圍み、一時に火を放ち、皆

悉く焼き崩すべし。自走火船は七船を一連とす。故に二十連なるときは、大小百四十艘の火船なり。然れば火船の大綱に罹りたる西洋船は、十艘にても五艘にても絶て免るべきの道あること無し。

この記事を通して見られる自走火船は、七船一連となつてゐる。他の記事には「時としては十艘一連」ともあるが、本記事にあるやうな七艘一連を最大限と見るのが適當である。その七艘一連のものを二十連とすれば火船は百四十艘、三十連とすれば二百十艘となるのであるから、それらによる敵艦焼打の場面は壯烈を極めるもので

あらう。敵の軍船がわが海岸に向つて攻撃して來る途中、わが異様船と新製小艇とが、その目標の小さいのを利用して、出來得る限り敵船に接近して大砲を發射し、敵に多大の損害を與へ、なほ打ち漏らされた敵船がわが海岸に近づき、若しくは港灣に進入するやうなことがあれば、前記のやうに自走火船の包圍焼打を喰はすのであるから、絶対に敵船を打ち漏らすことはないわけである。信淵考案の異様船・新製小艇・自走火船の連關戦法は、今日のやうな飛行機による立體戦法にはなつてゐなかつたとしても、當時における平面的な海戦法の構想としては、恐らく精巧の極致に達したものであり、今日に對しても相當の示唆を與へるものである。

信淵の水戦法は、わが海岸において上述の異様船・新製小艇による小船巨砲戦法や自走火船による焼打戦法を用ゐる受身の戦法に限られたのではなく、事情許されるならば勿論鐵張りの大軍船を造つて積極的に敵地に進出し、自走火船やその他の小船を補助船として使用するところの、攻勢的客戦戦法を理想としてゐたのである。わが海岸において敵國艦船を防禦し、且つ攻撃しようとした信淵の守勢的主戦戦法は、大船嚴禁時代における餘儀ない處置であつたことを考慮しなければならぬ。陸戦法にしても同様である。信淵の戦法として、五百人一隊轉戦法や、伏奸戦法や、戦車戦法や、白兵突撃戦法は、非常に光つたものではあるが、それらをもつて信淵の全戦法とするのは正鵠を失してゐる。『兵法一家言』やその他の兵法書には、その實體は明記されてゐないが、大軍運用に関する秘法があつたといふことだけは、信淵によつて時に漏らされたことがないでもなかつた。これについて編者は責任をもつて次の想像説を提出する。信淵の大軍使用に關する兵法乃至戰略を明示したのは、『混同



「秘策」において滿洲・朝鮮・支那經略のために信淵の構想した戰略がそれだ。仙臺省・青森省・沼垂省・金澤省の府兵二十四萬人を滿洲經略軍とし、松江省・萩省・博多省の府兵十九萬人を朝鮮經略軍とし、熊本省・大泊省の府兵十四萬人を江南(南支)經略軍とし、滿洲・朝鮮兩經略軍はそれぞれ元帥(節度使)によつて率ゐられ、江南經略軍は天皇によつて親率され、さうして三軍の全部が天皇の親率下に置かれるといふ信淵の戰略構想は、その規模の豪壯において空前であつたと見なければならぬ。信淵の構想における三軍の二大雄圖は、北京攻略と南京攻略とを目的としてゐた。これがために滿洲經略軍と朝鮮經略軍とは、滿洲經略並びに朝鮮經略といふ第一の目的を果した後、相合して盛京を陥れ、それから山海關に出で、北京政府をして戦はずしてわが軍門に降らしめ、然る後江南經略軍の出陣となり、南京を攻略して假皇居を置き、印度や西域やその他を漸次招撫しようといふ計畫であつた。(上巻「佐藤信淵の武學」の「信淵の經國論」參照)

以上のやうな大陸軍の輸送については、勿論水軍の掩護がこれに伴はなければならぬ。信淵はこれに關して遠大周密の準備を企圖してゐた。「混同秘策」における省府制度の計畫を見よ。東京畿内並びに十四省府は、政治的にも、經濟的にも、軍事的にも、それぞれ自營自立の完全個體を構成するやうに企圖されたものであるが、就中それらが經濟的にも軍事的にも水陸兩要素を完備するやうに計畫されてゐた事實を考へると、信淵の宇内混同策の基礎工作に完璧の準備があつたことを認めざるを得ない。また「垂統秘録」を通して信淵の水軍計畫がいかに立派であつたかを知ることができる。従つて大陸遠征に際して、各省府の陸軍を掩護するために水軍が出陣す

るのは勿論である。さうして、この場合水軍の圈内にあるものは、第一は今日の戰艦に値する軍船、第二は陸軍を輸送するための運送船であることは勿論だが、同時に補助船としての異様船・新製小艇・自走火船が随伴せしめられるであらうことが想像される。

吉田松陰は信淵の死の前年即ち嘉永二年に「水陸戰略」を述作して、「海戰は奇なり用なり、陸戰は正なり體なり」と論じ、孫子の奇正戰法に日本の解釋を與へ、神武天皇以來日本兵法の傳統となつて來た陸海均等戰法乃至陸海協同戰法の重要性を力説したが、信淵の水陸戰法も多分これに共通するものであつたらう。

日本には肇國以來神國日本世界建設即ち皇道日本世界建設の大國是がある。この傳統國策を達成するために、水陸戰法とそれの研究とが不可欠の重要事であるのは、言を俟たないところであつて、神武天皇は最も貴重なる御體驗をもつてこの事實を立證遊ばされた。神功皇后の半島經略の御場合にしても、源平戰爭における源軍の場合にしてもさうである。豐太閤の征戰をして結局失敗にをはらしめた因由は、水陸戰法が均衡を得なかつたこと、水軍と水戰法とが餘りにも貧弱であつたことである。戰國以來の日本は内部的に陸戰一方を繰り返すのみであつたために、陸戰法は非常に發達したのであるが、水戰法は駄目であつた。この因襲こそ、さすがの太閤をして千仞の功を一簣に缺かした理由であらうと思はれる。またそれと同一の傾向は、武學の上にも見られたのであつて、甲州流・越後流・北條流・山鹿流・長沼流等の諸流兵法にしても、水軍若しくは水戰法に對する關心は甚だ貧弱であつた。専門の諸流水軍兵法にしても、單に陸戰法を水上に移したやうな舊式のものばかりであつた。水



陸戦法の均等價値を考へるやうな皇國本來の兵法は、容易に復活されなかつた。然るにわが傳統の水陸均等戦法を自覺し始めた先覺は、大野武矩と林子平とである。就中『海國兵談』の著者林子平はこの意味の先覺として、最も人口に膾炙してゐる。

しかしながら、子平の水陸戦法意識はまだ幼稚であつた。『海國兵談』を通して見られる子平の考は、餘りにも守勢的であり、その惣海岸防備論の如きは幼稚にすぎるといふ謗りを免れない。『三國通覽圖説』の所説を加へて子平の攻勢防禦意識或は世界政策意識を考へ得ないでもないが、それはまだ或る程度のものでしかなかつた。殊に子平の思想からは全然尊皇意識を見ることができないので、そこには皇道世界政策の理想は見らるべくもなかつた。これに反して、信淵の皇道世界政策意識の徹底は、上卷にこれを詳説した通りであり、従つてこの大策を實現するために不可欠の要件である水陸戦法が、信淵の兵法觀における最後の切符となつたのは當然である。繰り返していふ、信淵の水陸戦法は皇道日本世界建設の手段となるべき雄渾なる兵法である點において、吉田松陰の水陸戦略と雙璧をなすものであり、今日の知識として回顧さるべきものである。

(編纂主任 佐藤堅司)

## 一、兵法一家言

椿園 佐藤信淵元海述



## 『兵法一家言』解題

一、本書の前身は『實武一家言』であるが、信淵著『經濟要錄』序（文政十年三月南總大）によれば、文化五年阿波において（勿論大夫集堂勇左衛門の）「實武一家言七卷（文政四年に種々増補して十三卷と）を著し云々」とあるので、『實武一家言』七卷（五卷と見ら）が文化五年に著述され、『兵法一家言』十三卷（首卷を一卷と）が文政四年に増補改題されたものであることは明瞭である。従つて兩書がいづれも天保四年の處女作であらうと考へられてゐる錯覺は斷然修正されなければならぬ。天保四年本は文政四年本の増訂と考へられる。

一、然るに本書天保四年本は、普通に考へられてゐるやうに、十三卷にははつてゐたものでない。本書卷四備押の條に「我家伏奸を用る法は秘すべき要なるを以て此を別錄に記す（我家には一家言別錄三卷ありて秘すべき事件を）」とあり、卷六陣取の條に「然れども雜木の大火矢と矢烽烙等に用る所の火藥並に毒火には頗る新得の工夫あるを以て、其詳なることをば秘して別錄に記す」とあり、また『一隊轉戰法』（天保四年完成）に「兵を用る者は小を以て大を制する法のみならず、大軍を指麾して強敵を征するの法も亦熟練せずんばある可からざるなり。其の大軍を指麾することの手足の如く取り廻すの法は、一家言の後篇に詳なり。」とあるのによつて、兵法の秘事を記した別錄（或は後篇）三卷が天保四年既に存在してゐたことは明かな事實である。多分それは文政四年から天保四



年に至る間に述作されたものであらう。そこで信淵著『復古法問答書』(弘化二年)に「翌年(天保十一年)宇和島侯(宗)綾部侯(九鬼)の請に因て兵法一家言十六卷、禦侮備言四卷を作て獻ぜり」と記されてある事が、格別珍らしくもなく感ぜられるやうになるのである。宇和島・綾部兩侯に『兵法一家言』十六卷を「作て獻ぜり」といふ記事は、これだけを見ると、天保四年には十三卷であつた本書が同十二年には三卷を増して十六卷となつたものであるかのやうな錯覺を起させるが、前掲の三つの記事によつて容易に知られるやうに、信淵は既にあつたところの十六卷を兩侯に獻じたまでのことである。勿論若干の修正はあつたであらうと思はれる。

一、本書の目録は首卷前論、卷一撫御、卷二一騎前・人數組、卷三操練・大炮操練、卷四備押、卷五小荷駄押・物見、卷六陣營、卷七接戦上、卷八接戦下、卷九攻城上、卷十攻城下、卷十一籠城上、卷十二籠城下にわかれ、首卷を加へて十三卷をなしてゐるが、首卷前論は『實武一家言』には見られなかつたもので、そこに信淵の武學觀乃至兵法觀が十分發表されてゐる點が面白い。

一、しかしながら、本書結末が籠城篇に終つてゐるのは物足りない。これに反して『實武一家言』の結論護國篇は立派なもので、同書は『兵法一家言』を特色づける前論を持たない缺點を十分ここで補填してゐる。また本書はその序説に船軍の術について或る程度の説明をしてゐるとしても、『實武一家言』に見るやうな堂々たる船軍篇をもたないのを缺點とする。『實武一家言』は『兵法一家言』が現はれても決して生命を失つたものでなく、信淵が絶えずこれに修補を加へてゐたものであり、立派にその存在價值をもつてゐた。そこで『兵法一家言』の

結末に『實武一家言』の船軍・護國兩篇を附録として加へ、本書の内容を補強することにした。そのほか『實武一家言』にあつて本書に見出されない文がある時には、これを本書の各篇に細字をもつて收容することにした。一、本書はさきにも記したやうに文政四年に書かれ、天保四年に至つて殆んど完成し、その後天保年間を通じて若干増補されたやうだが、その母胎をなしたものは文化五年信淵執筆の『實武一家言』である。さうして、信淵のいふやうに、それは信亮式信と以來の佐藤家傳兵法の傳承乃至發展にほかならない。従つてそこには佐藤家若しくは信淵独自の卓抜な考案などは見られるが、天保十年前後就中鴉片戰爭(天保十一年—同十三年)以後に傳來された西洋戦法、特に信淵が重大視した益華兒多戦法に對する對抗意識は見出されない。即ち本書の兵法は或る意味においては舊式なわけである。だが、その舊式は西洋の新式を見るや否や忽然として姿を没する程度の弱い舊式でなく、勿論西洋の新式を十二分に研究しながら、立派にこれに對抗し、これを撃破し得る自信に満ちた舊式であつた。

一、本書は信淵のいふ如く家傳兵法を中心としたものであるが、他流武學との關係はどうであらうか。信淵は越後流要門派武學に相當共鳴してゐたやうである。本書接戦の部に要門派教程『武門要鑑抄』の内容を取り入れたらしいところがあるばかりでなく、彼れの門人加藤淳(莊内藩士、環島と號す)が越後流武學者であつた事實もその傍證となりさうである。次に大きな興味は本書と『海國兵談』並びに佐藤家と林子平との關係に懸けられる。兩書の内容は相當類似してゐるが、就中佐藤家傳八般の戦法(一)兩懸(二)手詰懸(三)玉碎(四)指矢



懸(五) 乘崩(六) 獨輪車(七) 駒倒(八) 長柄倒と子平の陸戦法(一) 兩懸(二) 手詰懸(三) 玉碎(四) 指矢懸(五) 乘崩(六) 車懸註、獨輪車に同じ(駒倒と長柄倒との名稱は出されてゐないが、)とは、その類似の程度が餘りにも濃厚である。兩書の著述年代を表面的にのみ考へるものは、『海國兵談』が古いために動もすれば所謂佐藤家八般の兵法なるものを子平の前記陸戦法の模倣であるかのやうに誤解する。然るにその子平を信淵は父玄明窩(信季)の門人とし、「此の八般の戦法は我父翁の門人林子平なる者の海國兵談にも出たり」(本書後)と明記してゐる事實(本書序の他處に子平を玄明窩の門人としてゐる)がある以上、信淵のこの説を覆すだけの有力な資料が出ない限り、われらは逆に子平を佐藤家兵法の踏襲者とするのが妥當であらうと思ふ。

一、本書は『實武一家言』と同様に虚武を去り實武に徹して兵法を説いたものである。この點が確かに本書の特色であつて、後にこれを詳説する積りだが、ここでは本書を中心とし、更らに上卷所收の諸書を参考しつつ、信淵の武學思想の核心に觸れようと思ふ。信淵はその多くの著書の各處に「皇國」の語を用ひ、『混同秘策』においては天皇中心省府制度を主張し、本書においては「皇國神武銳烈」または「神武不殺」を説き、その武學觀は皇室中心に集注した。『防海餘論』(弘化四年)における「此の推貨法は彼の凝滯して流通せざる寶貨を運動して四海の困窮を融通し、人君代々天兆民を濟救する所以なり。然れば此法を行て外寇を防禦し國家を鎮護するときは、則ち天意を奉行して兆民を安ずるの武道と稱すべし」に見る國家鎮護を目的とする大きな意味の武道は、蓋し當然の歸結でなければならぬ。

林子平の武學觀は信淵のそれに較べて一段の見劣りがする。『海國兵談』第十六卷略書は全十六卷中の壓巻であり、武學者としての子平を考察すべき絶好の資料であるが、武家政治の桎梏を全く脱却しきれなかつた缺點をもつてゐる。即ち子平は武將として源頼朝・足利尊氏・徳川家康を禮讚し、殆んど皇室崇拜の誠意を發表するところがない。子平が尊氏を上將としてその智十四を掲げ、楠正成を中將とし、新田義貞を下將とし、家康を極端に稱揚し、秀吉を輕視してゐる點は信淵と大に趣を異にする。なんとすれば、信淵の思想は飽くまで皇室中心であり、勤皇者秀吉の崇拜に満ち満ちてゐたからである。

一、本書は武士に實武教育を施すことを主眼とし、前論並びに撫御・一騎前・操練等の諸篇はこの趣旨によつて書かれてゐる。前論はその冒頭に「凡そ國家に主たる者は一境内數多の臣民の君師なるを以て其臣民を撫御教育すべきこと第一の要務なり」と記されてあるやうに、武教それ自身を本位としてゐる。武教の目的は實武の業を修練し併せて士氣を振作するにあつたのであるが、その手段として信淵は熱心に武士土着論を主張した。然るに一方江戸幕府の立場を擁護する意味において、太田錦城は武士土着に反對し、これを中央に拘束して鉢植の武士とすべしと唱へたところ、信淵は軟弱な鉢植武士をもつて強豪英魯兩國の兵に對抗することができないと説いて錦城の論を駁した。

一、本書においては特に撫御篇が重んぜられ、同篇に「兵法の大事は此撫御より專要なるは無し」と説かれてゐる。撫御專一の目的は武士をして實戰に勇壯ならしめるためであり、これがために主將は諸士を愛育し至誠懇



到を盡すべきことを信淵は説いてゐる。諸士撫育の本領の第一は盡忠報國の精神を涵養すること、第二は武藝の鍊磨である。武士はすべて腰に刀を帯びるものであるから、おしなべて劍術の練習を必要とすることは勿論であるが、その他一藝に熟達することの絶対必要が力説されてゐる。

一、本書一騎前篇を見る。そこには山鹿素行謂ふところの武教三等(上武・中武・下武)中の下武に該當する部分、或は村井昌弘の單騎要略に相當する部分、即ち武士一人前として心得べき一通りのことが説かれてゐるが、就中一騎前の極意として接戦の要領が説かれてある場面は壓巻をなしてゐる。信淵は武士接戦の極意として越後流遮神劔と蜂須賀家の歌とを出し、生死を超越した無我の境地を擧げてゐる。遮神劔とは我が生命を軍神の遮り(庇護)に委せ、頭を傾け、劔を抜いて無二無三に敵陣に突入することであり、蜂須賀家の歌は「振り上る太刀の下こそ地獄なれ 尙踏込めや前は極樂」であり、いづれも一騎前兵法の極致を示したものである。

一、本書人数組において本邦古來の五人組の價値を力説し、その五人組を根本とする人数組を説く條、操練の部において武備の根本としての各人数の操練を説く條、大銃操練を説く條、その他備押・小荷駄押の部における詳細の説明等甚だ注意すべきものがある。次に本書においては物見が大に重要視され、信淵は「物見は三軍の耳目なり」と述べ、物見三等即ち小物見・中物見・大物見について、並びに各物見の任務に關する詳細の記載を與へてゐる。陣取に關しては古陣圖を採用してゐるが、信淵はこれを必らずしも金科玉條としてゐたのでなく、大銃の發達に従つて古法陣取の不備を意識しこれを明記してゐる。野陣に關しては佐藤家傳來のそれを信

淵の父玄明窩がその門人井上清太夫・工藤平助・林子平に傳へたことが記されてゐる。

一、接戦の部は本書の異彩であり、佐藤家傳八段の戦法が中核をなしてゐる。この八段の戦法は信淵の祖信亮(式信とも呼ばれた。出羽國雄勝郡深堀・大戸澤兩橋の主と稱される)が奥羽における小持合の體驗から工夫したもので、兩懸・手詰懸・玉碎・指矢懸・乘崩・獨輪車・駒倒・長柄倒の各戦法を指すのである。以上は佐藤家獨特な猛烈果敢の戦法であるが、まづ兩懸・手詰懸・玉碎の三戦法においては接戦直前まで楯が使用されてゐるのが人目を惹く。信淵は楯の復興論において卓越した見識をもつてゐた人であるために、當然以上の三戦法に楯の利用を肯定したわけである。その後信淵は一隊轉戦法の場合にも楯の使用を説き、遡つては『三銃用法論』(文化五年)以來楯を兼ねた行軍炮戰車(箱楯車)の効果を掲げ、鴉片戰爭以來別に疊楯車を考案した。次に敵の鐵砲を矢種を惜まず我が指矢に射掛けて射すくめる指矢懸の戦法は、まだ信淵が弓を大に尊重してゐた好記念として特筆さるべく、また周圍三尺ほどの杉丸太に獨輪を付け、丸太の先きに竹槍を密植した獨輪車を使用する戦法の奇抜も同様特書さるべきものである。

一、本書接戦の部に「握奇經に陣間容レ陣隊間容レ隊と云ひたるは接戦に備へを立るの制度にして萬世不易の定法なり」といふ父玄明窩の接戦觀と接戦における奇正併用の妙とを信淵が擧げてゐるのは注意すべき點である。更らに信淵自身が説いた接戦に至る要領、(一)五六町に接近したる時 (二)二三町以内に接近したる時 (三)三十間以内に接近したる時 (四)十間以内に迫りし時―各場合の接戦要領を説く場面は注目に値する。信淵は



家傳の接戦觀を通して甲州流・越後流・長沼流の兵法に特殊な批判を加へてゐる。即ち彼れは甲州流(北條流・山内流)をもつて謀略・計策に過ぎて節制を缺くものとなし、越後流には謀略はないがその軍律節制は立派であるから初學者の必須教科となるべきことを説き、(但し信淵は泰平の世に増補された越後流兵書について、は兼合附會の妄説が多いと稱してこれを否定してゐる)長沼流兵書は文章仕立て虚文多く實武少ないと云つてこれを否定してゐる。

一、本書攻城篇においては攻城を下策とし、戦はずして敵城を解決する要訣は平時における用間にあることが説かれてゐる。信淵は兵における大道と權變とを區別し、戦時に臨んでは權變の避け難いことを説き、進んで兵法の極意を詭道とし、城攻の場合には、用間によつて敵城内に仲間割れを生ぜしめるのもつて秘訣としてゐる。しかしながら、信淵は第二義的な攻城法即ち力攻に關しても詳細の記載を發表し、仕寄道具としての楯・竹束、城壁攻陥の道具としての撞衝車・釣撞木・通天橋使用に言及してゐる。

一、本書籠城篇は「總て籠城の極意は敵人を攻打を以て城を守る第一の策とす」といふ文によつて光りを放つてゐる。それよりも『實武一家言』から本書に轉載した護國論における「護國の最も嚴重なるは恒に他國を攻伐を以て自國の護りとするより嚴重なるはなし」によつて一層の精彩を發揮してゐる。信淵は後に『水陸戦法録』卷之五に「兵法は攻むるを以て守りの主とする者也」といつてゐるが、兩々相對して我等は信淵の極めて積極的な攻勢防禦觀を、さらに徹底的にいへば攻撃即防禦觀を把握することができらう。「攻むるを以て守りの主とする」といふ名句は、『太宗問對』の李衛公の答にある「攻是守之機」「守是攻之策」以上に適切である

あると考へられる。

一、本書附録の船軍篇(實武一家言から轉載)には船軍に關係する新舊一切の事が概説されてゐる。野島流・久留島流・因島流・村上流の船軍、毛利家・蜂須賀家の船軍、廣島・津和野・松山・小倉・福岡・佐賀・熊本・薩摩諸藩の船軍に關する概要が説かれ、また西洋軍船に我が舊式の船軍では到底對抗することが出来なために、特殊な水戦法の採用並びに自走火船の使用が主張されてゐる。

一、本書附録の護國篇(實武一家言から轉載)は本書の結論となり得る十分な値をもつてゐる。信淵は西洋諸國の侵略情況を陳述し、これが對策として「異國の船の來る毎に嚴しく是を打攘て益々日本の武威を示し、以て夷狄の魂魄を奪ふは護國第一の良策なるべし」と「護國の最も嚴重なるは恒に他國を攻伐」を以て自國の護りとするより嚴重なるはなし」との二策を提出してゐる。この兩策は皇國武威の涵養を根本としてゐるが、第一策は來襲する敵を擊攘して護國の使命を果さうとしたものであり、第二策は他國攻伐によつて護國の目的を達成しようとした極めて積極的なもので、さきに擧げた「攻むるを以て守りの主とする」ところの攻勢國防にほかならない。即ちそれは『混同秘策』における積極國防策としての世界政策と對比さるべきものである。

一、地名考證に關して秋岡武次郎氏の御指教を辱うすることが少くなかつた。ここに同氏に對して謹んで謝意を表する。

(編纂主任 佐藤堅司)



我家世修兵學。自曾祖父元庵翁以來。聚藏本邦諸兵家之書者頗多。至一百七十五家。然於其中一最名三於世一者。不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>甲越長沼之三家者流<sub>一</sub>也。其他徂徠鈴錄及我先大人之弟子林子平海國兵談等。亦人之所稱。然而精<sub>三</sub>究其論說之所<sub>二</sub>主張<sub>一</sub>。則各有<sub>二</sub>己所<sub>レ</sub>欲之一僻<sub>一</sub>而所<sub>レ</sub>發也。故其所<sub>レ</sub>論固一己之言志。而非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>他人之心<sub>一</sub>也。其所<sub>レ</sub>以不<sub>レ</sub>合者。以<sub>三</sub>法之不<sub>レ</sub>盡與<sub>二</sub>術之不<sub>レ</sub>備也。愚老熟按。至<sub>二</sub>下接戰用<sub>一</sub>大炮之法與<sub>二</sub>水軍船戰之術<sub>一</sub>。則諸兵家無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>論者<sub>一</sub>也。此亦無<sub>レ</sub>他。船軍皇國古來所<sub>レ</sub>稀。而大炮之入<sub>二</sub>於世<sub>一</sub>也。喪亂既平。斯偉器絕無<sub>レ</sub>用之故爾矣。然及<sub>二</sub>至<sub>二</sub>近年<sub>一</sub>。遠西夷狄魯齊亞・諸厄利亞之<sub>二</sub>豎貪欲

序 說

兵法一家言

序 說

我が家世、兵學を修む。曾祖父元庵翁より以來、本邦諸兵家の書を聚藏すること頗る多く、一百七十五家に至れり。然れども其の中に於て最も世に名あるものは、<sup>(一)</sup>甲越長沼の三家者流に過ぎざるなり。其他徂徠の鈴錄<sup>(二)</sup>及び我先大人の弟子林子平が<sup>(三)</sup>海國兵談等も、亦人の稱する所なり。然り而して其の論說の主張する所を精究すれば、則ち各、己に欲する所の<sub>一</sub>僻ありて發する所なり。故に其の論ずる所固より一己の言志にして、他人の心に

(一) 甲州流と越後流と長沼流。この三流は江戸時代の代表的武流である。甲州流は武田信玄の法を祖述し、江戸初期に小幡景憲によつて確立された。景憲の門人北條氏長及び山鹿素行は各々北條流・山鹿流を開き大勢力となつたが、これ等も廣義の甲州流である。越後流は上杉謙信を祖述し、別流數種あるが、寛文頃澤崎主水景賢によつて確立された要門流はその最大なるものである。長沼流は同じく寛文頃長沼外記宗敬(澹齋)によつて創始された流儀で、江戸時代後半期に至つて最も盛行した。(二) 鈴錄。廿卷。萩生徂徠の著。享保十二年の自序がある。和漢の兵法殊に成(明)の俞大猷・戚繼光)の新兵法を考へ、一家の説を述べたもの。後世に大きな影響を與へ幕末には板本も出來た。(三) 海國兵談。十六卷。林子平の著。海國としての日本の武備を論じた書。天明六年の自序、寛政三年板行。翌年虛構妄説との理由で毀されたが、幕末に至つて又板本が作られ、海防論に大影響を與へた名著である。







書一也。譬如春禽之轉于花。秋蟲之鳴于草者。魯女思宗國之愚悃。感時觸事之所爲。慨焉發于言者而已矣。故至其合世人之心。而可所レ用。與不レ合而不レ用。則予焉與レ之哉。予焉與レ之哉。

天保癸巳之歲六月甲申日  
隱士 椿園 佐藤信淵撰

の言を一にすることを得んや。故に予の此の書を著すや、譬へば春禽の花に轉じ、秋蟲の草に鳴くものの如し。魯女宗國を思ふの愚悃、時に感じ事に觸るるの所爲にして、慨焉として言に發するもののみ。故に其の世人の心に合して用ひらるべきと、合はずして用ひられざるとに至ては、則ち予焉んぞ之れに與らんや。予焉んぞ之れに與らんや。

天保癸巳之歲六月甲申日

隱士 椿園 佐藤信淵撰

(一)『詩經』卷三、河廣の章に、「宋襄公母歸于衛。思而不止」とある。即ち衛文公の妹宋桓公夫人となりて襄公を生んだが、出でて衛に歸つた。後襄公即位して宋王となるに及び、母宋國を思ふの情厚きものがあつたが、義として往くことを許さなかつた。このことを誤つて引いたのであらう。(二)天保四年

### 兵法一家言 目錄

#### 首 卷

#### 前 論

國家に主たる者は武士を土着せしめ、農政を講究し、百姓を富實して風俗を淳厚にし、武備を精銳にすべきの論(四〇)○太田才佐「武士を土着せしむるときは國政に害あり」として難ぜしを説き服したる論なり(四〇)

(三)太田錦城(四六頁註  
三參照)

#### 卷 の 一

#### 撫 御 第一

孝悌忠信を修ることを士民の常とし、且つ又武士は各々己が好む所の一藝を修練し、此を上達して武備の一助と爲し、以て國恩を報ぜんことを勵むべきの示教(五三)○武士は内職をも働き、牛馬を多く飼ひ立つべく、百姓は農業を精細にし、種々の物産を興して境内を富盛にすることを勤むべく、且つ牧を取り立つるの法を説けり(六三)





卷の二

一騎前 第二

六具の取り扱ひ並に自分製作すべき始末、其外太平の世と雖ども軍事に心を盡して武備を嚴重にするの諸説(七三)○武士たる者は國家に難あるときは、危に臨で苟も免れんことを求ること無く、覺悟を極むべきの警戒なり(八三)

人數組 第三

國家を治るの法、士農工商悉く五人組の配合を定めて吉凶相議り、冠婚喪祭皆其事を共にし、親み和して相ひ助くべし。軍役等には別して事を慎み、忠勤を致して國恩に報じ奉るべし(八四)○武士は其中に於て卒伍の令は軍陣分隊備立の根本なるを以て、嚴密ならずんばあるべからず。各其合印を明白にすべきの示戒なり(八五)

卷の三

操練 第四

國家に君たる者は、春夏秋冬の四時必猪狩等に言依せて、國中の諸士百姓を催し、軍事を操練することは古來の定禮なり(八九)○宿陣野陣を取るより、晝夜の番を勤め籌を燃し、其他出陣・行軍・屈伸・往來・進退・周旋して、弓鐵炮を放し鎗を入るる等、陸戰の仕方を馴し習ひ、又水戰の法を調練する説なり(九〇)

大砲操練 第五

行軍炮の説及び行軍炮大敵を打挫くの用法、大砲を用て敵城・敵營を燒打する火箭攻の法を詳説せり。其他大砲車を以て一文字・雁行・山形・彎月・鶴翼等の備を立たる圖、並に十手飛伏及翻下・毒烟等の説(九一)

卷の四

備押 第六

人數を帥ひて自國他國を押し行く仕方、伏奸の用心、並に他國押し軍令及諸奉行・頭分等の心得方、且つ三種の兵糧の事(二七)○種々の難處を越し行く法、其外新附或は降參人を取扱ふ法を説けり(三三)



巻の五

小荷駄押 第七

小荷駄奉行の心得並に小荷駄を取扱かふ仕方、兵糧には別に奉行あるべき事及び兵糧を渡す法、其他兵糧運送の容易ならざるの論、且つ他國を征伐するに本國より持ち行くべき諸品並に取扱ひの仕方(一三五)

物見 第八

物見は行軍の至要たるの説及び物見には大中小の三等ある事(一三三)○古來物見の疎忽なるより國事を誤ること有るの説、並に物見の諸法に就て愚老が工夫の説(一三二)

巻の六

陣營 第九

宿陣・野陣の仕方、陣場奉行の言上並に主將遊軍に張番を命ずるの古例(一三五)○陣處の小屋割並小屋を掛る法、其外方圓・六花・鶴翼・三營古陣の圖、且つ又上杉謙信・武田信玄・豊臣太閤の

陣營の圖(一五五)○陣門・本簿・捨簿・合辭・夜番・夜廻・陣中法度等の事、且つ又陣場奉行の陣取の心得(一六〇)○今時は大炮の畏れあるを以て二百年前の兵法にては大に狼狽すべきの論(一七〇)

巻の七

接戦 上 第十

接戦は必勝を期し難きの説(一八三)○陣觸の法、我が父翁の旗の論、其他貝・太鼓・鐘等の説並に敵間既に迫り、合戦に及びたる仕方の大略(一八四)○甲州流長柄持り合の戦法並に諸兵家の評(一九五)○我父翁の古陣取の論、其他奥羽兩國の八般の古戦法(二三〇)○愚老が戦方の小論(二三二)

(一)佐藤家奥羽兩國にて小持合したる八般の戦法

巻の八

接戦 下 第十一

押し来る敵を待ち受て打挫仕方(二三七)○味方虚敗して敵を難處に引き寄せ、大返して打挫じく仕方(二三八)○行軍炮の戦車を用ひ、競ひ来る強敵を逆ひ撃て嚴く打倒す法、並に大炮車を押出し味方利を失ひたるを守り返す法、且つ又行軍炮を繰廻して越し働きする法(二三九)○戦場には近習を以て別に目付を出すべき事(二四〇)○追ひ打に種々心得ある事、及び勝軍の時は其の跡を堅固に備ふ



べき古例の説(三三五) ○勝軍の時五五三の貝を吹き鳴し、勝鬨を揚げしめて軍神を祭り、將士厚く禮義を行ひ、酒宴を賜るべき事(三三六) ○軍神の説(三三七) ○勝軍の時は打死を悲泣し、手負を愛憐みて至誠を盡すべく、且つ功勞ある者を速かに賞し、強勇力に褒美を賜り、懦弱にして臆病なる者をば即日此を誅すべき説(三三八) ○夜軍の事並に夜打を仕掛る法、且つ又敵より夜打の入りたる時の仕方(三三九) ○愚老接戰の理を總括の論(三四〇) ○首實檢の古禮十二箇條の事(三四七)

卷の九

攻城 上 第十二

敵城を攻るには思慮あるべき條件(三三〇) ○初て敵城を取巻く仕方並に向ひ城を構る仕方。其外古法の火攻・水攻・兵糧攻の事(三三七) ○降参願ひを取り扱ふ仕方並に城受取りの後は城代の政事且つ城攻の事に就て古來先賢の行狀の説(三三六) ○敵城を攻め落すべき計策、並に反間の説、並に城内よりの反間にて味方の諸士裏反り出來たる時の仕方(三三三) ○我が家法の火攻の説(三三二)

卷の十

攻城 下 第十三

敵城を力攻にする攻道具の事(三三三) ○厚板の大箱車の圖(三三四) ○古疊を小屋に綴着たる車の圖(三三五) ○板楯の圖(三三五) ○竹束を配り仕寄る圖(三三六) ○竹束に狭間を切りたる仕寄具の圖(三三七) ○撞衝車の圖(三三七) ○釣撞木の圖(三三九) ○塀を引き倒す木又繩の圖(三四〇) ○地の下を鑿貫化粧棚の圖(三四一) ○通天橋の圖、攻具より便良なる攻城法の説(三四二) ○我が家の火箭の法を用るときは片時に陥る説(三四三)

卷の十一

籠城 上 第十四

居城は國家の根本たる説(三四七) ○國土を有つ者も籠城するに至りては必死の覺悟を極むべき事(三四八) ○籠城の諸士實義評定の事(三四九) ○鑿際の一戰の法(三五〇) ○城は攻を以て守とすべき説(三五〇) ○城製十要の説(三五二) ○水の輪の工夫(三五八) ○近古以來の城製は今時に至りて損多き説(三五〇)

卷の十二



(一)「兵法一家言」の本  
文中には如實寶臺及び狭  
間筒臺の圖は載つてゐな  
い

諸兵家の法に籠城入用の金銀・米錢・衣類・紙油・蠟燭・諸鐵物・材木、其他諸品を近邊の百姓町人所持の物を借り上て城に取り入ると云ふ説(三三三)○籠城入用の品々長く貯る法(三三四)○本丸二之丸其他諸處武器を飾る事(三三五)○城中諸制度並に主將下々を愛惠すべき説(三三六)○塀裏に人數を配る法(三三七)○晝夜立番並に廻り番、火の用心勤め方の事(三三八)○天守矢倉・隅矢倉並に着到矢倉の事(三三九)○城中辻番所の事(三四〇)○塀裡に大炮を備る事(三四一)○打破れたる場處急普請の手當(三四二)○礮石を擲も修練すべきの説(三四三)○裸城の事(三四四)○別莊を構べき説(三四五)○時々打出て敵を惱す仕方(三四六)○本城の籠城に及びたる時に、支城の兵を會集し後詰すべき手當(三四七)○關城の城代は城と死を同くすべき法(三四八)○籠城の時に郭預りの侍大將の覺悟の古法(三四九)○攻手攻倦で退去の時に追打の仕方(三五十)○愚老が城製(制)の論並に大炮を備て籠城する法(三五一)○如意寶臺及び狭間筒臺

兵法一家言目錄

兵法一家言

前論

國主は臣民の撫御を要務とす

(一)田地を監督し農を勤める役人  
案(原文)一夫不田有受其餒者一婦不織有受其寒者

武士土着論

凡そ國家に主たる者は、一境内數多の臣民の君師なるを以て、其臣民を撫御教育すべきこと第一の要務なり。偕其撫御教育するの仕方は、先づ其風俗を儉素・質朴にして、奢侈と懶懦とを嚴く禁じ、人々皆能(一)其職を勉強し、其業に骨を折りて、食物・衣類を豐饒にし、身體・筋骨を強壯にして、武器に精銳を究(二)べし。百姓を勉強(はげ)しむるには、郷黨中或は諸士中より老實にして慈心篤く且つ作物の耕種に精き者を數多撰びて田畯(とん)の官と爲し、此を村里の中に住居せしめて百姓を率育し、農事に精細を盡さしむべし。「一夫田せざれば其の餒を受くる者あり。一婦織らざれば其の寒を受くる者あり」と。是れ自然の理なり。又諸士の風俗を質朴・儉素にし、其筋骨を強壯にするには、此を山谷・曠野に土着せしめ、諸士の中或は公族の中より節儉にして慈愛の心篤く且つ文武の心得ある人を數多撰び出して幹旋(せん)の官と爲し、此を諸士の土着する鄉村に居住せしめ、諸士を率育(ひそ)て種々文武諸藝を修行させ、時々山水の獵を働かしめ、且つ又農業をも勤(と)て、



(一)キチヨ、織は布を織る織機。杆は梭、即ち織糸を巻いた管を入れ、織機の間を通すもの。織杆は織機道具。轉じて織織の業。

婦女には女工を専らに働かすべし。其他別に諸道の師役を置くべきは論ずるに及ばず、諸士の子弟を率て耕種をも働き、婦女は蠶を養ひ絲を採り、紡績・機杼を勤むときは、小祿にても馬を持つこと甚だ易し。且つ國君より政教を篤く施し、飲食を始め衣服・器玩・家作等の奢侈を厳く禁じ、遊惰を制するときは、心掛次第にて諸件の武具も漸々出来る者にて、自身に耕作を勤め、柴薪を採り、馬を洗ふときは、筋骨従て丈夫に成り、時々猪狩に出て、野に臥し山に伏し、或は猪猿を逐ひて難處を忘れ、弓・鐵炮・鎗・太刀打等の早業を勵むを以て、武道の實用に上達し、山谷危険を涉りて日夜奔走するが故に、身體自然に強健に成り、數、猛獸を鎗にて刺し殺し、己れが死生を顧ざるを以て、勇氣も自ら猛烈にして、骨の折れる役事に遇ふと雖ども、氣息穩にて速に疲勞つかれこと無く、常々粗食を喰ひ、雨露を犯して野宿し、或は飢を堪へ艱を忍ぶことに馴れ居るが故に、軍役に出て難處を走り廻ると雖ども、さまで苦しとも思ふこと無し。假令ば大祿の武士にても土着して山澤・曠野に住居し、奢侈なる妄念を絶し、山海に獵して實武の業を修練し、且つ足食の道にも心を用ひ、家族を率ひて耕種を精細にし、農桑の事を勉強するときは、年々財用餘り漸々富饒に成て、數多の郎黨を扶持することも出来る者なり。中古の世には知行高五千石か七千石の分限にて、七八百人或は千人以上の人數を持たる家の有りしことは、總て是右に説たる如く諸士を土着せしを以ての故なり。

## 武士土着と士氣

凡そ國の國たる所以は士の有るが故なり。士の士たる所以は氣概あるが故のみ。士に氣概ありて然後に其志立つこと有り。諸士の志立て、然して後に其國以て立つことを得べし。若し夫舉國の士志氣皆立て強壯勇烈なるときは、小國と雖ども此を侮るべからず。況や大國に於てをや。又舉國の士志氣皆懶なまて柔情怯弱なるときは、其國自仆ること必せり。故に其國の立つと仆るとの機は、唯其の士氣の振ふと不振ふたとに在るのみ。故に國は江山・城池あるの謂に非ざるなり、烈士あるの謂なり。若し夫れ多士濟々たりと雖ども、士氣の不振ふたときは木偶人を並列たるに同じ。抑士の無きに何を以てか異なることを得ん乎。故に國君の患は士氣の不振ふたより大なるは無し。抑皇國の風俗、上古より中古に至るまで武士皆勇決にして尙氣しやうきこと、世界萬國に比すべき者あること無し。故に能く東海中に獨立して數、外國を征伐せしこと有れども、絶て外國の侮を受たること無く、武徳の海外諸蠻を威震する者は、諸士山野に土着して、居恒つねに艱苦に走り危険に馴れ身體強壯意氣勇果なること、上に説たる如くなるを以もつなり。然るに近來は武士を悉く都下に集置くことと成りてより、太平二百餘年の間に人々繁華の風俗に馴れ習ひ、皆競ひて衣服を美麗にし玩弄の器物に珍奇を究め、居宅・林泉に都雅を盡し、綺膳を食ひ清醇を飲み、日夜重灼あつに暮して老の將に至らんとするを知らず。故に今時質素・儉約を修め、武備を嚴重にすべきことを論ずる者を觀るときは、信に山間の猿なりと罵り、國家を保護し不慮を警衛すべき爲に上より賜る所

## 武士の都會生活と墮落



(一)『易經』繫辭傳に「君子安而不危、治而不亂、是以身安而國家可保」とあるをさす  
 (二)『實武一家言』には外寇とある。即ち英露等の襲來を意味する  
 (三)備者。名は元貞、通稱才佐、號は錦城、加賀大聖寺の人。皆川洪園及び山本北山に學び、後一家の折衷を立てた。三州吉田松平侯に仕へ、晩年加州前田侯に召抱へられ、文政八年江戸に歿した。年六十一。武學にも識見あり『海寇事略考』『兵説』『練兵問答』等の著ありといふ

太田錦城の武士土着反對論

(四)『實武一家言』にはこの太田錦城の言を「太田才佐が「無惑漫筆」として記してあり、文章は通に簡略である。而して後出の信淵・錦城の問答は出てゐない

領地の租税を奢侈・淫樂に皆悉く遣ひ費し、二千石・三千石の高取にて、一匹の乗馬をも飼ふこと能はざる家の有るに至れり。斯の如く武備の衰微に及びしも、畢竟は武士を城下に集め置より由來する事なり。故に今の世の武士は、進退の身振と言語の應對とは甚だ伶俐にして、且つ稽古場の劔を試み鎗を遣ふと、馬場にて馬を走らせ、或は的を射る等の業は、極て立派なりと雖ども、此に甲冑を着て山谷・險阻の地を奔走させ、一月餘りも野宿せしめて、風雨・霜雪を犯さしむるときは、半分以上は病人と爲るべきこと必せり。況や在陣することの長きに於てをや。雖三治世而不<sub>レ</sub>忘亂は先哲の警戒なり。即今は右様の事體にても眼前は濟(む)は濟べきなれども、松間の明月長く如<sub>レ</sub>斯と心得て、多く年月を経歴するの間に、萬一海賊等來(る)こと有らば、見苦しき手後れ有んも圖るべからざるなり。然れば國家に君たる者は、熟察せずんばあるべからず。

友人太田錦城我兵法の諸士を土着せしむるを專要とするを難じて曰く、「若し夫れ諸士を土着せしむるときは、其陪從の家人を率ひて猪狩を働き、深山・幽谷の阻阨を横行し、危險に馴れて猛獸を刺し殺し、或は手捉にせんことを欲し、死の畏れ(こ)べきを知らず。艱難に習ひて風雨・寒暑にも傷ること無く、何れも筋骨強健にして意氣の勇悍なるのみならず、農業をも勉め勵むが故に、財用亦富饒に成て家人を養ふこと愈多く、且つ近隣の百姓等も出入するときは、恩惠を受けて親み篤く、家人同様に召し使はるることを甚だ歡び、常に入り込で其家の事を助け、諸役を辨する者多

し。故に事あるときは數多の人夫寄り集り、頗る勢の強き者なり。故に武士を土着せしむるは、

(五)チヨラ。瓊麻袴(きるをかせ)日蔭葛  
 (六)カツルキ。葛、藜草

(七)郎等。郎從に同じ  
 武家の家來。家の子も同意

(八)徳川家康のこと。江戸時代には一般に家康を東照神君或は權現様と稱した  
 (九)『實武一家言』には「五百坪か三百坪」とある

譬ば山岳に木を植るが如く、年數を経るに従ひ漸々大木と爲りて、其根は四方に蔓延り、巖石に盤結し、女蘿・葛藟等夥く此に繁て蕃り荒(れ)、移し植べからざるに至る。武士を土着せしむるも亦全く此と同く、若し此を他處に移さんことを欲して、其事を申し付ると雖ども、其下知の少しにても義理に當らざることある等にて、萬一其下知を拒み肯ぜざるに及では、僅か千石か二千石の武士にても、家の子・郎黨及び近村の百姓等、暫時の間に雲の如く集り、山岳・險阻に楯籠るときは、半年や一年に落去せざること有り。況や一境の土地を領して數多の猛士を撫育する者に於てをや。故に武士を土着せしむることは天下を治るの政に害あり。昔東照神君關ヶ原の御勝利以來絶て干戈の動(こ)こと無きは、全く是武士を悉く都下に集置(む)制度の其宜きを得たるが故なり。抑武士を都下に集置ときは、千石・二千石の高取にても七八百坪の屋敷にて事たれり。諸侯の家人の如きは、大臣と雖ども十間程の長屋に居らしむべし。始て江戸に來れるときは甚だ其狭きに窮る様子なれども、間も無く皆馴致て都下の繁華富麗なるに心を蕩し、美食を喰ひ美衣を服し、美酒を飲み美菓を啖(く)て、種々奢侈に長じ、漸々放埒(はし)を縱にし、頗る軍用に貯へたる財用ある者も、悉く遣ひ盡して數年の間に貧窮に迫り、或(は)先祖以來の郎黨・家子も長の暇を遣し、或は所持の武具をも次第に賣拂ひ、振ひたる士氣も弱り果てて、柔懦なること商人に異な



鉢植の武士

らざるに至る者なり。故に此を鉢植の武士と名く。是住居を他處に移も、或は居處を取り上るも甚だ自在にして、東西唯命のままなるの謂なり。所謂武士を鉢植に仕立置くときは、大國を領し大衆を養(さ)の諸侯と雖ども、武士の身體も氣概も共に柔弱なるを以て、或は其國を遷し、或は領地を取り上ると雖ども、甚だ以て無造作なり。故に鉢植の武士多き國は、或は遷封の命等の下るときは、君臣皆恐懼して奔趨し、多年盤踞の舊邦と雖ども唯命之れ従ひ、敢て違(背)悖する者はあること無し。若し夫れ武士の土着する國なるときは、公儀の嚴命と雖ども僅かの失敬にて大故あるに非ざれば、數世の舊邦を遷すことを得べけん乎。故に武士をば鉢植にして天下永く太平なり」と。予答へて曰く、「此説も亦一理あるに似たり。然れども吾子が論する所は權謀術數の小計にして、王者仁義を以て天下を範圍するの大道に非るなり。何となれば、海内の土地は皆公儀の所有にして、海内の諸侯は悉く公儀の臣子なり。抑公儀は海内の廣大なるに君臨し給ふが故に、國土を分ち臣子を封じて各其邦城に尹(二)たらしめ、此を藩屏と爲して四境を守りて嚴重にし、以て禍亂の源を塞ぎ、兆民をして悠久に安からしむ。是れ東照神君の大徳なり。既に其臣子を封じて諸侯と爲すときは、各をして恭儉を修め、奢侈を警て足食足兵、以て其武備を精銳ならしめん事こそ思し召し給べきに、何んぞ且つ家子・郎黨を悉く都下に集置き、奢侈を縱にさせて其筋骨を柔弱にし、意氣を怯情ならしめ、貧窮に迫りて從者を減じ、武器・馬具等までを賣り拂ひ、士氣不

鉢植の論を駁す

(一)イン。正す、治む等の意から主の義に用ふる

振して風俗の綽態なること女子の如くならんことを教とするときは、四夷の守りも或は隙を生ずるに至らんとす。豈是れ神君の聖慮に協ふことを得べけん乎。斯の如く輕薄なる心得にて天下を治るときは、有土の君と雖ども其居處を安心せざること、逆旅に滯留するが如し。國も國たらざるの隱憂あり。然れば權臣に厚く賄賂を用ひて、封國の永く動かざらんことを圖らざることを得ず。且つ萬民を愛育し、土地を開き境内を富盛するにも、上の御疑ひを蒙るの患なきに非ず。是れ天意を奉りて斯民を恵むの道を傷ること大なり。且つ又歐邏巴洲中の舊邦魯齊亞(三)と諸厄利亞(四)の二國、近來兵威甚だ強く、隣傍數國を併呑し、連勝の勢ひに乗じ八荒を混同し、宇内を括囊するの志あり。數多の軍船を出して大洋を航行し、至る所に寇を爲す。四大洲の諸國往々其兵燹に罹りて困苦する者あるを聞けり。萬一彼の賊來寇すること有らば、吾子將に以何せんとす。」太田氏曰く、「我亦エギリス國の兵勢極て強きを聞く。然れども萬一彼賊來ること有らば、唯大炮を以て其船を打崩すべきのみ。且つ彼の賊兵等船軍には能く馴れ習ひて、水戦は強しと雖ども、此を上陸せしめて平地にて迫り合はしむるときは、争でか日本武士の血戰勇悍なるに敵することを得ん。一戦にして鏖にすべし。何ぞ此を患とするに足ん乎。」予答て曰く、「凡そ軍事は彼を知らず己を知らざれば、戦ふごとに必ず敗ると。吾子は儒者にして軍旅の事を知らず。兵を行ふの事に臨みては、信に馬服君が子に異なること無し。殆(六)哉、殆(七)哉。茲に其譯を論せんに、彼

(二)宿屋 旅館

(三)イギリス

(四)袋のなかに収めること

(五)アメリカ洲を一洲とし、濠太利洲を除いて數へた洲。全世界の意

鉢植の對英兵法論

(六)馬服君とは支那戰國時代の趙の名將趙奢のこと。その子趙括は若年より父の書傳を讀み兵法に通じ、自負頗る強かつたが、實戦上變通の才なく、後年趙に將として秦に當り遂に敗死した

信淵の駁論

※(原文)不知彼、不知己。每戰必敗。(孫子)謀攻篇



- (一)寛永十四年十月肥前島原の耶穌教徒・天草四郎時貞を主將として反亂。十二月原城に據り勢軍勢を極めた。翌年二月末鎮定した。
- (二)ハンラク。遊び樂むこと。
- (三)タイガウ。怒り罵ること。
- (四)金は槍・刀の類、革は甲冑の類。即ち兵器の意。「中庸」に「袞(衾革)死而不厭。北方之強也。」とある。
- (五)蘭語 Tomben。煤裂彈の一種。鐵製中空に作り、火薬を込めたもの。大砲はホイツツル、モルチールを使用する。本来は粉砕用のものであるが後には焚燒用をも兼ねた。

の西洋人は亂籬〔籬〕の間に生長せしを以て、水陸の戦争に練習せしこと數十年、從來大小他國を攻取りたること其數を知らず。然れば其必死の働きを爲すことに馴れたる者共なるを以て、其迫合ひに至り、日本人より果して弱くして患るに足らざるや否や、未可レ知也。又日本人も其昔は今の西洋の如く戦争に月日を送ること數十年、其血戦に勇壯なりしこと論ずるにも及ばず。然るに島原の役事以後は四海泰平二百餘年、絶て干戈の動きたること無く、武士は悉く都下に集り居て般樂・怠敖・美食・美衣・華奢に暮して身體を綽約〔綽約〕にし、誰も金革〔金革〕を枉にして風雨を犯し、險阻の山谷を走り、骨折りて艱難に馴たる者あること無し。然れば日本の武士は陸地の血戦に勇壯にして、實に西洋人より強きや否や、此も亦未可レ知也。然るに吾子は所謂鉢植にして柔軟たる日本の武士を以て、戰場に老練したる西洋の軍卒を嚙にせしめんことを圖る。不亦難二乎。且西洋船の來るときは唯大砲を以て打崩すべきのみと。夫れ大砲を以て西洋船を打ち崩〔す〕ことは、鉢植の武士等の企て及ぶべきの業ならんや。凡そ西洋の軍船は數十座の大砲を備て、頻りに船より打ち出し、容易に嚙ひ逼〔つ〕づくべからず。且つ翻下〔五五〕と名くる大砲あり。一發に數十人を打倒す。故に上陸せしめて戦ふには、事に馴れされば其軍殊に難し。吾子は彼を知らず己れをも知らずして、妄に大言を吐〔く〕と雖ども、予恐くは一敗塗地土崩瓦解の禍を作さんことを。」故に予は「武士を土着せしめて恒々艱難に馴れしめ、身體を強壯にし氣概を勇悍にして、四夷の守りを嚴

(六)センユ。こそ泥神

にせんことを欲す。且つ夫諸侯の武備を衰弱せしむるの政を行ひて、故も無きに其封國を遷すに便する事の如きは、王道に於て有まじきことにて、其意味を推し究るときは穿窬〔穿窬〕の盜に近し。吾子が博識を以て斯在陋拙〔斯在陋拙〕き議を立てるは、儒士に似合ざる事なり。吾子誤矣、吾子誤矣」と云ひければ、錦城赧然として辟易せり。故に國家に主たる者は武備を精銳にし、侮りを禦んことを欲せば、諸士を山澤・曠野に土着せしめて、遊獵を働き農業を勤て難苦に馴れ、武事に習ひ筋骨を強壯ならしむるを要務とすべし。即ち是足食足兵の政事なり。然れども澆季の世には、國を富まし兵を強くする者を忌み嫌〔む〕こと、太田錦城が説の如くなること有りて、或は罪を蒙ることの無きにも非るなり。故に我が家の兵法は謹で人に語ること無し。錦城が難じたるを熟思するに乾乾〔乾乾〕として惕〔おそ〕れ可レ不慎哉。

佐藤信淵識(花押)

(七)易經「乾の條に、九三曰。君子終日乾乾夕惕若。厲无咎。」とあるに據る。乾乾は進んで止まぬ貌。惕若は恐懼の貌。



(一)天下に君たる者は天に奉じ民を愛すべきことを云ふ  
 (二)天地の祭。『中庸』に「郊社之禮。所以事上帝也。」  
 (三)バンガシラ。番衆の頭  
 (四)モノガシラ。諸種足輕隊の頭  
 役人の選舉と教育法  
 ※(原文)惟天惠民。惟辟奉天。(尙書)周書泰誓篇  
 (五)魏・吳・蜀三國の兼十年に亘る争覇時代。後漢の末天下亂れ、群雄割據となり、魏の曹操、蜀の劉備、吳の孫權は互に覇を争ひ三國鼎立したが九二八年魏の臣司馬氏興り、遂に之を統一し晉の國を建てた  
 (六)吳の大帝。蜀の劉備と結び魏の曹操を赤壁に破り、江南の諸地を従へ、八八九年吳の國をたて建業(南京)に都した。在位廿四年、九一二年薨。年七十一  
 (七)吳の名將。孫權を助けて吳の興隆につくした。歿年四十二

撫

## 兵法一家言 卷一

### 撫 御 第一

尙書に曰、「惟<sup>(一)</sup>天民を惠み、惟<sup>(二)</sup>辟<sup>(三)</sup>天に奉ず」と。國家に主たる者は天意を奉り、下民を惠ますんばあるべからず。故に制度を嚴にして法令を明にし、農政を勉勵せしめて衣食を富<sup>(四)</sup>贍し、萬民をして禮節を修めしめ、以て天意を奉行し、郊社の祭に至誠を究極す。此を國君代<sup>(五)</sup>天濟<sup>(六)</sup>民の常務とす。若夫れ暴戾天に逆ふ者あれば、即ち此を誅罰す。是れ武備の由て起る所なり。故に仁を以て不仁を征し義を以て不義を討するは、皆是天罰を行<sup>(七)</sup>なり。然れば諸士の撫御を懲到にし、武備の操練を精銳にせずんばあるべからず。抑番頭<sup>(八)</sup>物頭等は其人を撰<sup>(九)</sup>ずんばあるべからず。若し其人に非ずんば、撫御の恩行き届かずして、或は武備を精銳<sup>(十)</sup>すること能はず。故に頭分は温にして武道に達し、簡然・質直・沈毅にして物に動ぜざる人を撰ぶべし。且つ頭分の者には務て古代よりの歴史を讀ましむべし。人を扱ふ身分は前言往行を心得て居らざれば、諸事に就て損の多きこと甚し。昔三國の時に吳主孫權が呂蒙が弱年なれども沈勇にして難戦を好むを見て、

撫 御 第一



(一)漢の司馬遷の著。支那の太古より漢の武帝に至る迄の事を記し、本紀・表・書・世家・列傳に分ち百三十篇。支那正史の初で、紀傳體の模範的名著である。

武士教育法

(二)前漢書と後漢書。前者は漢書とも云ひ、後漢の班固の撰。前漢二百二十九年間の歴史を記す。百二十卷。後者は後漢百九十六年間の事を記し、百二十卷ある。そのうち本紀十卷・列傳八十卷は南朝宋の范曄の撰。志三十卷は晋の司馬彪の撰。  
(三)火術・狼烟等火藥を用ふる技術  
(四)足の早い者  
(五)チャウケン。距離を測る術

頻りに勸めて史記・前後漢の三史を讀(一)しめて絶(二)たる名將に仕立たる等を考(三)ひ合(四)はすべし。總て軍士は各其頭の下知を承て働(五)く者なれば、主將より左のみ強(六)ふるにも及ばず、只戰場に臨で勇壯なるを專一とす。總軍士をして悉く勇壯ならしむることは、主將一人の撫御に因ることなるが故に、兵法の大事は此撫御より專要なるは無し。然れば諸士を愛育し、至誠・懇到を盡さずんばあるべからず。故に予が此一家言開卷の首に此を論ず。讀者心を盡し、輕々に看過すこと勿れ。○諸士を撫御するの法は、貴賤・上下を論ぜず、各其好む所の藝と稟くる所の性とに從て此を教育すべし。且つ其諸士中に軍理に通じ物見等に用ふべき者を撰で一組に爲して置くべく、又強勇・多力なるを一組とし、頓智・頓才・能辨なるを一組とし、博覽にして和漢の事跡に明達なるを一組とし、火術・大炮・鐵炮の上手を一組とし、早道・早態・輕態等の者を一組とし、天文・地理・町見・測量・算學の達人を一組とし、琴・碁・書畫の妙なるを一組とし、弓馬・刀鎗の上手を一組とし、水練・水馬の達人を一組とし、都で一藝に勝れたる者を皆撰びて一組と爲し置て軍卒に用あるの時には、本陣は論ずるに及ばず、諸手の番頭にも分て預て置き、肝要なる時の用に備ふべし。扱其諸士を土着したる上は、毎月一兩度づつ猪狩・河漁等を催し、野陣・水軍の兵法を教へ、兼て制度を習講して軍令の嚴肅なるを知らしめ、以て武士の勇氣を引き立べし。或は時々頭分の宅に遊びて、濁酒の宴などを催し、物を賜り恩を施し、厚く親みを結ぶべし。然れど

(六)王朝時代の法律制度。律は刑罰の制、令は一般に公布する細大の法令、格は制度・法律に關する臨時の勅令及び官符、式は官職に關する事務の規定  
(七)藝能に熟達した者を云ふ。今日謂ふところの狹義の藝人とは意味を異にする  
(八)藝人の優秀者。今日の藝者とは全然意味を異にする  
(九)トザマ。外向の役に於る士。近侍の士の對外様大名の外様とは異なる  
(一〇)鷹狩

も初より制度を立て、質素・節儉の法を守らしめ、嚴しく奢侈を戒め、若し其家作等の度に越て廣大華麗なる者あれば、即坐に軍士を下知して此を毀たしめ、別に上より入用を賜りて、修理奉行に命じ質朴に造直し遣はすべし。○主將の諸士と遠々しきは、撫御・愛育の恩惠も行き届かずして、諸士の勵み薄き者なり。此の親みを厚くするに道あり。先づ諸番頭・物頭等に令を下して、毎月其配下の諸士の藝能を書上げさすべし。而其頭等より書き出したる士を主將より日を定めて呼出し、自身に其藝を試み、其巧拙に従ひて褒貶を爲し、儒學者に經史を説き、且つ詩を作らせ對策を書せ、和學者には古記・古傳及び律令・格式等を講せしめ、且つ和歌を詠(一)しめ、其他弓馬・刀鎗は云(二)に及ばず、何れの藝にても皆主將自ら此を試て其甲乙を匡し、考試を終りたる後には必ず濁酒の宴を催し、各々に物を賜るべし。藝人を多く仕立たる頭には、賞美すること有り。又其配下に藝人の少く或は藝者の無き頭には、能く諸藝を取立つべきの旨を急度申付くべし。又當番に詰たる外様の諸士を急に奥庭に徵て、弓・長刀・鎗・鐵炮等の藝を試み、或は角力などを取しめて、物を賜りつつ樂みながら親みを篤(三)くすべし。又猪狩・川漁・鷹野等に出たる時にも、外様の士等を近く徵(四)して時宜に従ひ早業を致させ、或は危険なる勇力の事を働かせ、其剛意を見分して盃などを賜り、意外なる厚賞を與へて衆を驚(五)かし、以て狹骨を強くし士氣を振はしむべし。



盡忠報國と武藝

劍術の修練第一

(一)キアヒ。不意の敵に  
應じ呼吸の間に抜刀しこ  
れを制する武術。居業立  
業共に備はる。天正の頃  
羽州橋岡の人林崎其助重  
信林崎明神に祈りこの法  
を悟つたと云ふ。未流極  
めて多く、後人重信を新  
道中興の祖と稱する

組打の修練

(二)馬手差とも書く。右  
の腰に差す短刀。組打の  
時素早く抜いて突き或は  
首を掻くに用ゐる利の爲  
に右側に差し下踏で帯に  
結び止める  
(三)具足外れの急所であ  
る

(四)明の武將戚繼光の  
著。嘉靖年間の作。全十  
八卷。兵學武術一般の名  
著として江戸時代の武學  
に大影響を與へた  
(五)寛政元年から同二  
年、文化二年等數回ある  
(六)宗知は宗近の誤か。  
『實武一家言』には宗近と  
ある。永延頃山城國の刀  
匠、三條小僧治と稱した

●諸士の勤は盡忠報國なり。且つ又常に心掛べき要旨あり。其仔細は學ぶべきの武藝は甚だ多

しと雖ども、何れに(一)も先づ己が好む所の一藝を熟練すべし。多藝に渡りたるは善き事なれど  
も、多藝を心掛るときは、主將の撰びを受るほどに上達し難(二)きこと有り。然れども太刀は誰人  
も皆帯る者なれば、何れ劍術をば學ぶべし。太刀は別して抜き打の強きを貴ぶ、故に居合をも學  
ぶべし●柔術も身を固むるの要法なり。此を學ぶに如くは無し。然れども戰場にての組打は悉く  
角力の業なり。宜く夜々角力の會を取り立て師を請て稽古すべし。角力は武士の肝要の藝なり。  
但し組打の時は早く右手刺(三)を用て組ながら胸脇を突くべし。是別して大事の早業なり。常々能く  
心得居るべし。都て組打は高く組むは損なり。早く下手(四)に組むを良とす。假令下に成りても組敷  
れても、早く右手刺にて二刀三刀に敵の胸脇を突通すべし。大事の處を突通されては、如何なる  
強敵も直に弱る者也●漢土人と組むときは、前へすかせば直に覆伏(五)に倒る。又漢土人の武藝は蹴  
ことを專一に修煉し、且後駢(六)にはねること甚だ妙なり。又彼の國にて拳法と云ふ術有り。奇効新

書に詳に圖説を載せり。其法握拳を以て眼と胸とを突く。頗強く突者也。此三法は我が祖父不味  
軒翁長崎にて自ら漢土人と角力を取て精く試みたる所なり。故に漢土人と組打するには、此三法  
を心得て早く身に寄り附きて組むべし。先年予も亦長崎滞留中度々異國人と皇國人の角力を取を  
見るに、琉球・暹羅・東京等の人は皆其丈短小(七)して力弱し。然れども北京・朝鮮等北國の人

太刀の心得

(七)鎌倉時代末期、相模  
國鎌倉の刀匠、岡崎五郎  
入道と稱した

(八)刀の長さは『實武一  
家言』には「大抵二尺斗  
り成を良とす」とある。江  
戸時代には二尺二寸が  
普通とされてゐた

(九)脇差の長さは普通一  
尺二寸から一尺六七寸  
位が多かつた

(一〇)ハマグリバ。鑷と  
刃との間の肉を研ぎ減さ  
ず、喰ひ合つた蛤の殻の  
如き形に磨らしたるもの

(一一)鎌倉時代末期から  
戦國時代頃まで最も盛行  
した長大な太刀。四五尺  
より稀には六七尺に及  
ぶ。背に負ひ、或は從者  
に擔がせる。脊負太刀

鎗の心得

(一二)種の長さ三寸のも  
の。江戸時代にはかかる  
短身が相當推賞された。  
槍先軽く折れず、且つ通  
り過ぎないことを利とし  
た

(一三)確たる標準はない。  
江戸時代には七寸以上を大身としてゐる例もあるが、先づ一尺位以上を大身と稱する。長いものには二尺三尺四尺のものもある

は骨太く力も亦強し。總て異國人は甚だ角力を好む者なり。又歐羅巴洲の人は、其丈高く七尺以

上なる者あり。故に力も亦強き者多し●太刀は必ずしも名作の高價なるを好むこと勿れ。戰場に

出ては如何なる堅き甲冑・陣笠等にも、當るを幸ひに太刀にて打挫くことなるを以て、鐵杖同

様に用ること也。故に宗知・正宗等の寶刀なりとも、遠慮して鐵甲を切らざることを得ず。然れ

ば丈夫なる太刀なれば、下作にても戰場の用は辨するに足れり。故に予常に兒孫に告て曰く、「價

百金の寶刀一本あらんよりは、金一兩づつの太刀百本あるときは、一方の敵を打ち破るべし」と。

能く其武道の眞理を熟察すべし。凡そ帶刀の丈は大抵二尺二三寸より四五寸を良とす。長過ぐれ

ば却て宜しからず。脇指は一尺以上一尺二三寸を限とすべし。但し磨は蛤(八)に磨て肉を落すこと

勿れ。大太刀は力量の強き者は持出るも宜し。或は家來に持せ、或は背に負て出ることもあるべ

し。力量の強きは五尺にも六尺にも製し用ふべし。又六尺棒の先に二尺許の刀を仕着たるも甚利

用なる者なり●鎗は三寸穂の素鎗にして、柄は丈夫に短きを良とす。力量の強き人は大身の鎗を

用るも甚だ勇壯に見えて宜し。此も亦敵を打て倒す棒なりと心得べし。今時世間にて用る華奢に

製したる鎗を戰場に持出さば、大抵一打づつにて打ち折るべし。武士たる者は此等の所を常々能

く心得て、平生猪狩に時々用ひ馴て置べし。總て己が所持の兵器は必ず何の國、何の郡、何の村

撫 御 第一 五七



(一)大弓より遙に短い弓。大凡四五尺程のもの

の住人、何の某と姓名と花押までを彫り付るか、或は漆にて書付置べし。若し事の急なる時は墨にてなりとも書付べし。弓は半弓甚便利にて、貫も亦強く、馬上は殊に宜き者なり。猪狩等に

(二)弓矢を以て戦ふ足輕除

用るときは其損益は明白なり。今の世の風習にて弓組は皆空穂を用ふ。然れども空穂は重くぶらぶらして甚勤(二)に難し。且つ押し行(三)ときは意外に草臥の強き者なり。故に我が家にては、

第一圖 輕 矢 籠



美觀に拘はらず、軽くして便利なる矢籠を用ふ。

右矢籠の制法は、圖の如く細竹を輪にしてねじ返しにするが故に、

根だまりは桶にても宜し。或は藁にて圓く組たるも宜き者なり。桐油紙を用ひて長さ二尺許なる袋を製し、雨天の時は上に被せべし。但し平生に掛置くも宜し。

矢のしまり甚だ宜く、且軽くして極て便利なり。凡そ合戦と云ふ者

(三)ウツボ。矢を入れて賣ふ具。矢の雨に濡れ、物に觸るるを防ぎ、又矢の数を人に知らぬ様にとて、太い筒形とし、下に口があり、矢をそこから出入する

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(四)行軍の時

鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(五)シコ。矢を盛る具。一種の粗略な胡篋の類。

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(六)ボウビヤ。鐵製の長い筒に火薬を詰めた大きな火矢。大筒を以て發射する

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(七)鑄造。砂を固めて作り、その中に鉄鑄を鑄込める

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(八)實武一家言の文器製法・手入法の心得

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(九)中物(あてもの)に同じ。有り合せのものを標的として中てること。併しここでは的的射法を意味するのであらう。

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(一〇)急速に矢數を多く射ること

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(一一)武前に同じ。即ち接戦をいふ。「鐵砲五段の修羅前」とは、信濃によれば、六十間より六間に至る間の五段の射法をいふ。「實武一家言」はこれを「八段」としてゐる

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

弓鐵砲の修練

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(一二)床下等の雨に當らない所の土には、望朧を含む動植物體が腐敗して地中の成分と化合して出來た硝酸石灰が含まれてゐるから、それを採つて灰汁に混じ、灰汁中の炭酸カリウム(硝石)を作る。その硝石に木炭と硫黄を適當に混合して黒色火薬を作る

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(一三)戰陣において數多く射るための矢

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

(一四)サシヤガカリ。敵方にて先手に鐵砲を多數備へ、味方を一擧に打たんとする時、此方より弓を以て之れを射すくめる業。佐藤家八段の戦法の一(二一七頁參照)

は、日々の散財極て大にして、國家萬民此が爲に困窮することなるを以て、我が家の兵法は武器を制することより戦法に至るまで、無益の費を悉く省約して唯實用の事のみを専務とす。外見の醜を厭はざるなり。弓矢の製法並に刀・脇指の磨方、鎗の柄、棒火矢等の拵方、具足の綴方等は、平生心掛け能く覺置べし。都て武器の製作は武士なる者の仕習ふべきことなり。大炮の鑄造は上へ願て年々一挺づつも鑄立て、其仕込沙臺等の致方能く覺へ置べし。且樂みにも成る者

且つ諸雜費を合力すべし。



馴馬の必要

(一) から心に至る記事の根原は「實武一家言」(文化五年)にまで遡られる。同書「御駕馬術の都」に「兵法一家言」に共通する記事の大體は出てゐるが、天保四年改訂の同書には文化六年南總大豆谷騷擾以後における加筆が明かに見える。瀧澤村清兵衛の馬術に関する記事はその一例である。ところが「兵法一家言」(天保四年)のなかには、文化年間野馬掛中山信濃守小金牧(實は佐倉牧)出役の際、同人の懇望によつて信濃と清兵衛とが御駕の泥沼を渡つた記事が増加され、後信濃は以上「兵法一家言」における馬術に多少字句の修正を加へ、これを獨立せしめて「牧馬法」といふ一巻の書(全集本下巻収録)とした。

軍馬の飼育法

(一) 馬の様子にて性質善悪を判断する標準の説  
 (二) 毛色の説。木性は黒毛・着毛、火性は栗毛、

馬は口・腕・爪の強きを貴ぶ。世に馬相と云ふ説ありて、五性十毛・相生相尅等の理を論ず。

武士たる者の右様なる邪説に惑(一)が如きは憶病の甚きなり。然りと雖も手に餘る程なる悍馬には乗ること勿れ。總て馬は乗馬たりとも時々小荷駄にも用ひ、或は險阻をも乗り、或は遠乗りし、或は沼澤・海河にも乗り込み乗り廻し、達者に乗り馴るを專要とす。且つ又氣の弱き馬にて河を渡すには、水邊にて驅乗り二三返し、其氣の脱ざる間に渡すべし。又火術を度々見すべく、火事の場處にも馴らすべく、或は時々馬面を掛て馬揃するときは、物驚せずして宜し。又鐵炮の稽古場にも繁く置き、炮聲を聞馴しむべし。先年予上總國大豆谷に卜居せし時に、柳澤牧の野馬を乗馬とせしに、險阻を馳り泥沼を渡り、藪の中を横行し、荒野を奔走するに、進退・周旋自在にして、中々今時の駿足なる乗馬の絶て企及ぶべき所に非ず。多年艱難に馴たる馬なるを以(二)なり。然れども野馬は物驚の甚き者にて、動もすれば意外に驚轉し飛走すること有り。故に其馬を日々賭角を打ち、鐵炮場に繋置て、且鼠火花を其足の邊に燃すこと毎日數數すべし。如此して驚に馴しむること數月に及ぶときは、漸々能く馴て、後には兩耳の間に鐵炮を載て打放すと雖、少も驚(三)こと無きに至れり。又一種の病に因て驚き易き馬あり。此れには鎮驚の妙藥あり。馬は元來野生の獸にて草を食ひ水を飲み、風雨を承て生長するは天性なり。然るに今時武家にて乗馬を飼(四)ことを見(五)に、甚だ上品に過て宜しからざること多し。故に馬も亦習ひ性と成り奢慢り懦弱に爲り艱難に堪ること能はず。此等の天理を説き示すと雖、馬役等は己が窳貨の減少(六)ことなるを以て、種々虚托たる便計(七)の論を發して予が教を毀ること甚し。滔々たるものは天下皆是にて、奈んともすべからざる俗習なり。其教ふべからざる者は暫く扱置き、眞實の武備を修んことを欲する者は、天性の自然を心得て草を以(八)飼立つべし。試に見よ田舎の小荷駄馬は其形容瘦枯て見苦しけれども、人を駕て疾く遠行するに至りては、其力の極て強き者なり。又今の世の厚き養ひの乗馬なる者は、御庭や馬場を平行するには、蹄正く鞍穩かにして甚立派に見ゆれども、此に乗りて篠竹・荊棘等の滋蔓たる藪の中を通行せんことを欲し、或は泥深く草繁りたる沼澤等に乘掛て渡さんことを欲し、如何に叱りて鞭つと雖も進むことを得る者に非ず。然るに野飼の藪に馴れ、深田を耕たる馬なれば、平然として通行す。此を以(九)察すべし。今時の如く飼たる乗馬は、戰場に出て必死の勝敗を争(一〇)ときに臨みては、何の役にも立ざること。先年予上總國大豆谷に在し時、小金牧の牧士等過半我が家門人なりき。其内に於て瀧澤村の清兵衛頗る乗馬の達者にて、小金七牧の第一と呼ばれたる牧士なり。小金の柳澤牧に直径二町餘りの泥沼あり

土性は鹿毛・雲雀毛、金性は月毛・河原毛、水性は黒毛・佐目・鼠毛。信濃のその後の著述「牧馬法」には「十二毛」と記されてある。  
 (四) 馬は鬃に屬し、五行中の火に當る。鬃は陰に生じ相剋して相生する。故に北方陰寒の地に生ずる馬は軍馬に良いと云ふ。  
 (五) 兵衛その他を運送する馬馬隊。  
 (六) バメン。馬の面に當て、敵の馬を驚かす爲に用うる具。馬面鏡。  
 (七) マメザク。東金町附近。  
 (八) 下總佐倉の東南十數軒。今の八街村の地。佐倉七牧最大の牧場。(信濃著「牧馬法」参照)

沼澤の實演

(九) 鏡の角で馬の脇腹を蹴つて進ませること。  
 (一〇) 小花火の一種。火を附けると鼠の如く飛び廻るもの。(一) 昔時にはかかる射撃法があつたらしい(大森正實著「藝術圖會」参照)。(二) うはまへ、即ち取り次ぐべき貨銀の一部分。(三) 下總小金驛を中心とし、葛飾・相馬・印旛・千葉四郡に亘る一帯の小金原に置かれた牧場。(四) 下總山武郡深村大字瀧澤。東金町の西北約五軒。(五) 經濟叢書卷十二、家畜第五に「南總柳澤の牧師鈴木清兵衛なる者、予に従て牧養法を講究し」とある。(六) 小金牧(東葛飾郡小金驛・上野牧(同千代田村)・中野牧(同中澤村)・下野牧(同磯ヶ谷村)・印旛牧(印旛郡水治村)以上を五牧といふ)に金ヶ作牧(東葛飾郡高木村)・神保牧(千葉郡龍宮村)を加へたものであらう。蓋し信濃の謂ふ小金七牧は或は次項に説明する佐倉七牧の誤ではなからうか。(七) 佐倉七牧の一。佐倉七牧とは内野牧(印旛郡富里村)・高野牧(同七)・柳澤牧(同川上村)・小間子牧(同八街町)・取倉牧(同遠山村)・矢作牧(同上)・油田牧(香取郡柳里村)を云ふ。



- (一) 講は勝正。旗本中山大隅守時隆の三男、實歴十三年生。中山乙三郎勝高の養子となり安永八年家督相續。七百石を領す。
- (二) 柳澤村の泥沼(前出)
- (三) 一段は六問。
- (四) 戦時の課役。信濃者「牧馬法」にもこのことを記す。

中古奥羽の軍役

- (五) 文政十二年正月二日の自序によれば信濃が薩藩の猪飼尖(空崎大夫)の藩に應じ、自著農書三編を合せ「農政本論」と題して贈つたものといふ。初編には主として農政の由來沿革、中編には田租徴見等のこと、後編には農政を明にし國家を富盛ならしむべき方法を論じてある。(全集中巻所收)
- 佐藤家の養馬法
  - (一) 田畑五段から唐渡錢一貫文づつを上納する法
  - 石高に換算すると一貫は穀十石に當る
  - (七) 玄米のこと
  - (八) 穀皮ばかりで買らぬ

り。此を馬にて乗り渡る者は、時に予と清兵衛と二人より外には絶て無かりしなり。文化年中野馬掛り(一)中山信濃守殿、野馬捉御用に付小金牧(二)に出役の砌り、予と清兵衛が彼の泥沼を乗り渡(三)ることを内々切に懇望に因て、已(四)むことを得ず行て乗渡せり。信濃守殿甚だ感賞せられ、次(五)て自身も乗入れけるに、未だ三段にも及ばざるに、人馬共に漸々泥中に沈みて進退維谷り、奈んともすること無き様子に見得ける。予も清兵衛も甚だ驚て、急に乘着て引き上たる。中山信濃守殿は當時御旗本衆の中に於て名譽なる馬術の達人なり。然れども險阻艱難に馴ざるを以て、斯の如き危殆に遇へり。武士たる者は危険に馴ずんばあるべからず(六)中古の時代には奥羽兩州には六貫一匹の軍役ありき。六貫とは予が農政本論に説たる如く唐渡錢六貫文の小役錢と穀六十石の租税の出る領地にて、今の世なれば金六兩と糙米三十石に當るべし。此の六貫文の知行高にて馬乗一騎づつ出す軍役なり。然るに今時の如く上品なる飼料にては、容易に馬を飼ふこと能はず。千石以上の大身と雖ども、馬を持たざる家の多き所以なり。故に我が家の法は、野草或は枇(七)や稗(八)・藁(九)の類を用て馬を養ひ、大豆等を飼ふこと無し。然れども其馬の重きを載せて遠きを致し、其力の強きこと世上の大豆を食て奢侈に馴れたる馬の及ばざること有り。故に我が家の法は、乗馬と雖も艱難に馴しめんが爲に小荷駄に用ひ、駄賃を取て以て馬を多く飼ふに従ひ、内證愈富饒に成り、馬も亦丈夫なること甚し。如何なる難處をも自在に奔走することを得る者なり。故に大

- (九) 暮し向
- (一〇) 子飼に同じ

馬を素足に慣らすべし

- (一) 舊幕時代蝦夷地防備の重要地點で、松前藩がこれに當つてゐた。現在渡島國の福山はその地に當る。
- (二) ウマグツ。今の路織に當る。古くは藁で草鞋様のものを作つてはかせた。
- (三) 白膠木の樹に生ずる。

金履の傳

- (一四) サンヤク。自然薬を乾して粉にしたもの。
- (一五) ミツタンウ。ペルシヤ語に基く。黄色の粉末。鉛を空气中で熱して得る酸化鉛。「實武一家言」には六匁とある。

育馬に關する諸注意

- (一六) ハグロメ。鐵を酒に浸して酸化させた液。黄を黒く染めるに用ふるもの。

身も小身も馬を飼ふには、質朴なる馬役を抱へて、日々駄賃を取らしむるを常例とすべし。如此するときは、毎日の小遣錢をば乗馬の駄賃にて賄ふことと心得居るときは、馬を多く飼ふと雖も枉費あること無し(一)馬は子立より踏を掛ること無く素足にて使ふべし。松前は寒國にて悉く石地なれども、藁の無き處なるが故に馬脊を掛ること無し。然れども未だ曾て足の裏の痛たる馬の有ることを聞ず。總て活物は全く馴習に因る者にて、平生脊を用ひざれば足の裏自然に硬く成ものなり。是趨に馬のみならんや、人も亦然り。常に履なく走行する人は、足の裏の皮厚く硬固を見て、其理を會得すべし。若し又脊を掛(二)ざれば、足の痛む馬ならば宜く薬を用ふべし。我が家に金履の傳と名けて足の下の皮を硬くする妙薬數方あり。其中の一方を斯に記す。五倍子十匁、鐵粉十五匁、山藥十匁、密陀僧八匁、以上四品を細末にし、鐵醬を適宜に加へ、膏藥の如く微火の上にて煉り、木綿布を馬の迹の大きに切り、厚く攤(三)て爪裏に貼し、明日乗るには今日より貼りて踏を掛け置くべし。如斯すること七八度もするときは、足の裏皆堅固に硬まる者なり(四)馬は平生三匹も五匹も同居同食せしめ、且其傍に牝馬をも置て能く見馴さすべし。如斯せざれば馬の多く集るときに或は咬合齧合て騒動し、或は牝馬を稀見るときは淫狂を發すること有り。馬は總て乗馬にも小荷駄にも用ふべきなれども、軍馬には牝馬の強健なるを用ること別して利益多しと知べし。又田舎の古諺に「馬は飼ひ殺せ使ひ殺せ」と云ふは信に至言なり。故に一日にても



(一)『實武一家言』の文

休め置くこと宜しからず。但し餘り骨折たる翌日には輕き荷を負はせて歩すべし。又其食物をば澤山に飼を良とす。野草を第一とし、竹の葉、菽、雜木の若葉、藁等も宜し。時々麥・稗・黍等を穀とも煮て喰しむべし。豆は多く與ふるは宜しからず。米の糠亦然り。又海河の藻も甚だ好む者なり。〔眞菰などは甚だこのむものなり〕<sup>(二)</sup>馬は自身に此を世話し、食物を飼ふも洗足するも、皆自ら懇にし遣すべし。或は乗り或は率も、厚く愛育して使御を常とす。斯の如くせざる時は、己が自由に成らざる者なり。今時の武士の馬を取り扱ふを觀るに、一向に其心得の無きを以て、馬を扱ふこと馬夫にも劣れるもの多し。假令ば乗ることは上手にても、扱ふことの手なるとは耻べきの事に非ずや。皆是平生武道に心を用ること無く、唯馬夫にのみ任せ置くが故なり。又洗足するも平生は水洗足に仕付置きて、爪の根と爪の裏とを念を入れて洗ふべし。但し四五日に一度づつ上湯を以て、大肩より惣身を能く洗ひ遣すべし。又流れ川に四足を浸すことは甚だ能く馬足の邪氣を除くの療法にて、馬を壯健にすること湯洗足に勝れり。若し夫れ足に血の溜滯ることと雖も、休め置くときは愈々血溜滯て足不自由に成る者なり。故に血の來ること有らば、針を用ひ速かに泄血し、愈々油斷なく乗るべし。然れども保養の爲めに乗り廻はすことなるを以て、其心得にて適宜に乗るべきこと也。●我が家に牧を取り立て、馬を蕃息せしめ良馬を多く出す法有り。即ち祖父不昧軒翁の著す所の馬經二冊是なり。

不昧軒の『馬經』と育馬

(二)『實武一家言』の文

予祖父不昧軒翁の著す所の秘談にして、馬經と名る書二卷と、門人林子平が作りたる馬經口義一卷、合せて二冊あり。

(三)ウルシノキ 雌雄に扁圓形の小實が生じ、十月頃黄褐色に熟する。これを煮て蠟を取る。  
(四)はぜ。果實は扁圓小形で堅く、蠟を採る

凡そ馬を飼立る事に於て精粹を盡したる秘訣なり。牧を建て數多の良馬を産せんことを欲せば、宜しく本書に就て工夫すべし。右の馬經に「馬を養て奇妙に馬を強健にするに、食物は漆木の實の蠟を搾たる粕を第一とす」と説たり。然れども煖國にては漆の子より蠟を搾ること無く、櫃子より蠟を採る。東山道・北陸道等漆子多し。宜く此を馬に飼べきことなり。蠟の搾粕を能く煮て毎日五六合より一升許づつ食するときは馬の歡ぶこと甚し。三四月も經るときは、其馬の毛色漸々潤澤を生じ、弱馬も強く成り、病馬も治て元氣を益し、老馬も若復て壯健に爲ること信に良藥なり。故に蠟粕は燒棄たる者なれども、今は會津にても悉く馬の飼料として甚だ珍重す。因て熟、按ずるに、櫃子の搾粕にも效能あるなるべし。然れども予は北國の産なるを以て、未だ此を試みざるなり。武士も土着するときは、心を用るに従ひ何事も爲べからざる者なし。三農の業も勤て家を贍べし。貧は諸道の妨害なり。予が草木六部耕種法を讀で工夫すべし。且又婦人女子と雖も遊び、慍こと無く、蠶を養ひ繭を採り、草綿・麻・苧等を作り綿を採り、糸を製し段匹を織り、女功を怠しむること勿れ。

(五)山農・澤農・平地農

(六)信濃が天保三年一草木六部耕作法。文政十二年(一)を補改題したもの、二十卷

(七)女の手業

●右は諸士を土着せしめるの大略を記せり。尙工夫するに至りては、國家を補益すべき種々良法



(一)『易經』『書經』『詩經』『春秋』『禮記』『樂記』その中『樂記』は秦火に亡んで五經となり、後『周禮』を加へて六經と稱した

※(原文)惟天惠民惟辟奉天。(尙書)周書泰誓篇)  
 (二)江戸時代に四書・五經と共に漢學の必讀書とされた『左傳』『國語』『史記』『漢書』『左傳』は春秋左氏傳と云はれ、三十卷、左丘明の作。『國語』は廿一卷、左丘明の撰と傳ふ。春秋時代の八國の事を國別に記したものを、『左傳』に對し『春秋外傳』ともいふ。『史記』は百三十卷、司馬遷の撰、太古から漢武帝に至る歴史。『漢書』は百二十卷、班固の撰、前漢二百三十年の歴史

あるべし。凡そ國家に主たる者は、城下は論ずるに及ばず、郷里處々に講學所を立て、六經及び論語・孟子等を説しめて孝弟忠信を教へ、人の彛倫を明かにし、且武士を會し左・國・史・漢其他諸史を巡講せしめて、諸士の文才を誘發し、國君も時々會席に出て議論を聞き、或は對策を書(か)しめて此を考試み、甲乙を定て其甲第一を厚く賞し、英氣を誘發すべし。總て國內に賢才の士多きも、愚蠢なる臣の多きも、全く皆其主の撫御に心を用ると痴呆に月日を消との致す所なること必然の理なり。可レ不レ察哉。且又國家に主たる者は、趨に其武威を嚴にして侮りを禦ぐを務とすべきのみならず、境内を富實し、萬民を安綏して天意を奉り、上下の神祇をして歡喜よろこばさるること無からしむべきは、人君たる者の職分なり。書曰一惟レ天民を惠み、惟レ辟天に奉ず」と。天意は只是民を愛惠するに在り。是を以て國君萬民を安綏やすんずるときは、上下の神祇皆歡喜する所以なり。故に國家に主たる者は、勤めて天意を奉り、且敬て上下の神祇を祭りて至誠を盡すべし。既に能く境内を富して百姓を安じ、且つ百神を敬祭して至誠を盡すときは、一境の人心皆欣び戴きて其徳の厚きに歸す。又四民の中に於て士民は實に手足にして、其他の三民は即ち子なり。農民は人數極て多し。故に周官此を山農・澤農・平地農の三つに分つ。尙海農・船農も有べく、且農民は士民と爲し用ることも有べし。土民は甚だ少し。故に内職を勤させて補ふことも有べし。又商民は物産を運動することを司つかさどり、其有無・輕重を交易し、天下の財用を融通するの業わざなる

(三)政事や經濟の間に對する文  
 (四)『周禮』のこと。四十二卷、周公旦の作と傳ふる書

武士土着の順序

(五)全十五卷。總論、創業篇、開物上中下篇、富國上下篇より成り、經濟の本源より物産開發、富國の法に亙る。文政十年三月の自序がある。(全集本上巻所收)

(六)細作、問者

(七)三河海美郡。寛文四年以降三宅氏(一萬二千石)の城下。信濃の時代には藩主に三宅康直、老臣に渡邊山あり、進取の氣が漲つてゐた

撰

御 第一

を以て、此も亦國家を殷富し、武備を精銳にすべきの一助なり。故に予は經濟要録に説きたる如く、懇到に此を愛育撫納して、各其業を勉勵いたづむるを良とす。且又天下の津港及び通邑輻湊の地及び都會なる城下等には、數往來するを以て、他領の事實を探らせ遠國の細索よこに用るには、此上の無き至要の民なりと知べし。今時に至り多年城下に住居して奢侈を縱にし、懶惰に暮したる老若男女を山谷・曠野の閑寂たる處に移すときは、假令後々の爲を察したる至誠慈仁の君命なりと雖も、一旦怨言の作らざること少し。故に此を二十年の業と勘辨し、先づ第一に大臣の思慮深く忠誠なる者と議して、最初に此を遷うつしめ、第二に極貧にして奉公するにも難澁する者に、上より合力を賜りて移すべし。第三に奢侈分限に超過し、借財多く期月の如く返済すること能はざる者も遷すべし。第四に火難に家の燒失したる者に合力を賜はり移すべし。第五に番頭或は物頭等の一組づつ一村にして遷すべし。但し閑ひそを取らしめて先後を定め且屋敷を渡すも閑にすべし。但し豫め國內を遍く踏勘し、山谷曠野の中要害堅固にして、水の手自由に日向きの善き空地を撰び置きて此を開き、屋敷を廣く割り付て此を渡すべし。斯の如くするときは、諸士皆屋敷の中にて耕作し、俸祿無しと雖ども飢寒に死する者無し。三河の國田原(七)は諸士城下に住居すると雖ども居屋敷の廣きを以て皆能く農を勵む。近來彼の國の君侯甚財用に屈し、且多年打繼き田方皆無同様の凶作にて、百姓食物あること無し。此に因て一家中家老より足輕に至る迄、俸祿を悉く借り



(一) 扶持とは米を以て給する。量は一人一日の食を約五合或は四合とし毎月給する。江戸幕府では一人扶持は一月月米一斗五升とした。(二人扶持は月三斗)

(二) 信濃は天保八年六十九歳の時渡邊龜山に招かれて田原に赴き農政耕種法の講習會を行つた

(三) 田原三宅藩家老、文政十二年頃より天保十五年頃まで在任

(四) 田原三宅藩家老、天保九年頃より天保十二年頃まで在任

武士土着後の處置

(五) 『書經』は『尚書』とも稱し五十八篇あり、支那古代の虞・夏・商・周の政道を記したものを孔子が刪定して成つたといふ。盤庚篇は『書經』の商書の内にある

(六) 貴人の兄弟乃至近親

上げて、家中上下の差別なく、只二人扶持づつ給ること四五年に及び。然れども絶て怨慕するもの無く、百姓一人も飢餓に迫りたる者なし。故に官より御賞美を蒙(り)り。若し夫他の諸侯にて五六年も家老及び一國の諸士俸祿を悉く借り上て、二人扶持にて暮すことは難からず乎。中には家内十六七人なるも有り。年數永きことなるを以(て)、必ず内崩(ちやう)の生すべきに論なし。然れども安穩にして歎嗟の聲無し。予其饑饉中に彼地に遊びて滞留せしに、家中往々家の普請土藏の普請等を爲し、少も困窮の氣色あること無し。其故何となれば諸士の屋敷廣くして各自ら耕作するを以(て)なり。予が友人家老鈴木彌太夫・佐藤半助等は皆其屋敷の内にて此の夏麥八十四五圓づつ採り、又足輕の井上半吾は二十六圓採れりと云ふ。されば幾年俸祿なしと雖も、困窮することの無き所以なり。斯の如くなるときは、城下に住居するも、土着に異なること無し。城下の繁華なる土地と雖も、諸士を山野に分散するときは、漸々蕭索(さうさく)なりて、町家甚だ衰微に及び、商人共渡世することを得べからざるを以(て)、此も亦怨慕すること殊に甚しかるべし。然ども商人は利に走ること疾く、一旦は困窮すると雖も直に便利に赴て渡世を工夫し、此も亦處々に分れて店を開き、各其家業を營み、其處を得べきなり。書經盤庚篇を讀で其趣を察すべし。又城下も空地多く出來たるをば、地勢に従ひ或は田畑を開き、或は榛・栗・桐・梓・漆・柿・梅・柑の類、茶・楮・檀等を作らしむべし。田舎の如くに爲りたる上は、出口入り口の要樞なる形勝の處を連枝(つぎ)か

(七) 知行取  
(八) デマル。本城から出張して築いた小城。出城  
(九) 本城から取出て築いた支城。砦

(一〇) ぞの單位、一貫の千分の一。一文。

武士土着の効果

(一) 江戸時代には幕府の直轄地を支配する役。代官よりも管轄區域廣く又重要地を預る。郡代、大代官

(二) 江戸時代には幕府の直轄地を支配し、收納その他を掌つた役人。勘定奉行に屬した

(三) 代官の下に屬して職務を取扱つた役人

高取の大家の住居とすべし。斯の如くするときは、出丸(しゅわ)にも取出にも爲りて本城の固めなり。又城郭内の空地も此に同じ。尾州名古屋の城は二の丸には家作一軒も無き空地にて悉く藥園なり。故に火難の患なく、堅固なる手當なり。又城内の詰所並に諸役所及び諸處の城門、其他處々の番所等には、勝手の便利なる小屋を修理し、且又村々より勤番に泊る諸士には、下々迄も夜は蒲團と枕を借し遣はし、翌朝は能く改て請取るべし。尙又當番の武士には、晝夜四度の兵糧を賜はれば甚だ宜し。遠方より勤むる諸士は身體さへ來るときは勤番に指支の無きを以(て)なり。兵糧も軍例にて賜ることなるを以て、一日に米一升、味噌八錢、鹽二錢、假令毎日の勤番千人づつ泊ると雖も、米十石、錢十貫文にて、一年の米三千六百石と錢三千六百貫なるが故に、大國にては其費大なることにも非ずして、一國の武士の爲になること大なり。諸士を土着せしむるは、常に澆季の奢侈なる風俗を改革して武備を嚴重にするの善政なるのみならず、國家の農政を美にし、小民の困窮を救ふべき二箇(ふたつ)の仁事有り。其一は近來諸國の農政衰微に及びたる家甚だ多きを以て、其惡風に薰(か)臭れ地方の役人百姓を愛惠する事に心を盡さず、郡奉行・代官及び代官手代などと稱する役人共、往々に郷村を巡廻し、普請場見分其他作物檢見等に賄賂の多少を以(て)事を決するの厚薄を爲し、晝宿・泊り宿に美食・美酒を饗するの費頗る多く、且願ひ事・訴訟等あるときは、賄を多く用るに非ざれば取上ること無し。故に爭論の公事なれば、賄賂の多少に因て曲直を正し



- (一) 村役人の一。名主の上に位し、數村乃至數十村を支配する
- (二) 普通庄屋といふ。名主に同じ
- (三) 村の長
- (四) 村の年寄(世話役)
- (五) プゼニチヤウ。江戸時代に夫役に出ぬ者からその代りとして出させた籍の記帳。夫役とは公用に使役する爲に庶民に課した勞力
- (六) 百姓が年貢米を收めても掛役人がそれを腐米と稱して没収し、未済と認めること

く決する者あること鮮し。地方役人右の如く貪欲の深き流弊多きを以て、村々の人氣を傷ひ、大庄屋・小庄屋・名主・村老等に奸曲なる牟知を教たること極て多し。百姓共の難澁なること次第に甚しき所以なり。其二は、庄屋・名主等の村役人、牟知漸々深くなりて種々奸計を廻し、地方役人に關通て、村内年中の諸入用に分外の虚無を記加して、夫錢帳のメ高を多くし、此を其村の石高に割付て小百姓より取り集め、年々數多の金を横取して己が家を富す。或は地方役人へ右横取金を配分する者も有り。右様に農政衰微の村里も少なからざるを以て、百姓困窮して年貢を上納するに足ざる者あり。其上腐米進と云ふ法を行ひて、愈貧民を窘しむる處あり。故に流民と爲て路頭に飢餓する百姓あり。近來百姓人別の減少する國は大抵此の類なり。然るに諸士山野に土着して百姓近隣に住居するときは、郡奉行は論ずるに及ばず、代官・代官手代等皆懂み警めて貪欲を逞くすること能はず。又偏土の庄屋・名主等、只今迄は鳥の無き里の蝙蝠にて、從來一村を支配するの權柄に依り、羽を擴て倨傲を縦にし、村内の百姓を己が奴僕の如く役し、地方役人と黨を結び、奸曲なる便計を行ふて家を富せし者なり。然るに土着の制度行はるるに及では、武士の威光を畏れて皆魂魄を失ひ、頭を上ることを得べからず。豈に奸計を行て非道の金を貪ることを得べけん乎。故に此の二箇の國蠹を除き去るときは萬民安堵し、國家永く隆盛ならん者なり。此諸士を土着せしむることに就て、戒懼すべきの一大事有り。土着せしむると雖も、仙臺

武士土着と農政

- (七) テンマ。江戸時代には、宿驛毎に備へ公用に供した馬
- (八) 上代からあつたが、室町時代に戦亂のため全く廢棄した。江戸時代に入るや官道を修め里程を正し、驛路各地に驛馬・驛船を設け驛場とした。
- (九) 江戸時代に、宿驛の人馬不足の時、補充の爲に傳馬役夫を差出させるやうに指定した附近の村
- (一〇) ムラダカ。一村の總石高。村高に掛けるとは、助郷の場合ならば、百石につき馬二匹、人足二人の割合で、村高に應じて徴發すること
- (一一) 年貢・諸役の免除されてゐる土地
- (一二) ノデ。野手米。野に課する税
- (一三) ヤマテ。山手米永(やまてこめい)。村持ちの山で、その山の收益に應じ、村から納める税

の國俗の如くなるは甚だ農政に害有り。故に嚴しく此を警戒して最初法令を嚴肅にし、御史と執法とを立て置きて、其律を明に糾すべし。抑驛路の傳馬と宿站の人足とは、驛場及助郷の村高に掛(る)ことは天下一統の御大法なり。然るに仙臺の諸士は土着して間暇なるを以て、村高に屬する百姓地の田畑を作り、年貢は法の如く上納すれども、村高掛なる傳馬と人足を勤むること無きを以て、百姓難澁し度々領主に訴ると雖も、奉行も皆是同家中なるが故に、明白なる歸結も有ること無し。故に百姓の流散する者多くして、荒地漸々多き所以は皆此が爲なり。故に土着せしめざる以前に、先づ能く天下の御大法を熟察せしむべし。且又諸士に割り渡すべき屋敷地は悉く除地なるを以て、若し夫れ百姓持にて野手・山手等の出る土地ならば、地主には代金を賜りて取り上げたる後に郷帳を書き改て、村高の内にて其年貢を減すべし。以上諸士を撫御するの概略なり。其他農政及牧を建るの法等は、上に説たる如く各其本書に就て工夫すべし。



兵法一家言 卷二

一 騎前 第二

(一) 武士一人として心得べき陣中要務

六具論

- (一) 大鎧の胸の右脇に當てて隙を塞ぐもの
- (二) 佩楯、腰楯、膝甲、左右二枚に分れ膝を被ふ具 膝楯
- (三) 鎧の札を綴つた絲、革の類

- (四) 日根野織部正吉明が創始したといふ兜の形、径小さく鉢附より差懸板に至る間平直なるもの
- (五) スガケ、素懸、藤懸、絲目を粗く處々に二筋づつ並べて綴つた荒目の鉢
- (六) タテモノ、兜の鉢に着ける裝飾、前立、後立、脇立、頭立等の類

● 武士一騎前の六具と云ふは、兜・胴・籠手・脇當・太刀・草鞋なり。又甲冑の六具と云ふは、兜・面頬・鎧・脇楯・籠手・脇當なり。別に佩立を加て七具と云ふ。總て甲冑を着て身を堅むるには、脇當より始めて籠手に及び、鎧を着し脇楯・面頬より兜に至る。着(七)には下より始めて左を先にし右を後にし、此を脱ときは上より始めて右を先にするなり。凡(四)絨毛の色目と甲冑の名處なども、平生心掛て覺へ居べし。上にも説たる如く、甲冑及び武器の製作は、心掛て覺へさへすれば、無造作に出来る者にて、甲冑を自身に製したるは、殊に宜き者なること論ずるにも及ばず。然れども絨絲多く華麗に目立たる甲冑は、厳しく禁すべき事なり。翅(六)に敵の打手の的と爲るのみならず、絲を多(七)用たる具足は、雨に遇ふか河などを渡りて濡るときは、意外に重く成て動き働くこと難く、且冬は氷りて寒に堪ること能はず、夏は濕り蒸て暑氣に困み、此を干(七)と雖ども急には燥(七)ざる者なり。故に甲冑は日根野像の兜と素掛の具足を用るより便利なるは無し。且又大立



(一) サシモノ。戦場の目印として持つ小旗。又は種々の飾物。鎧の受簡に挿し、大なるものは從者に持たす。

蜂須賀家の指物

(二) 狂言  
(三) 集堂勇左衛門惟寅 蜂須賀家の重臣。信濃を深く信じて採用した。文化六年没。年六十五。  
(四) 文化四年より六年春まで

物・大指物等を用ゐることも、容貌は甚壯麗にして軍威を張り、敵人を驚すの演劇なれども、元來虚武の雑扮に近き事なるを以て、實武の勇戦を働かんと欲するには、損多くして益少き業なり。先年予故ありて阿藩の大夫集堂氏に陪し、阿州徳島府に至り、滞留すること久し。因て彼國の風俗を知れり。蜂須賀家諸士は何れも極く長き旗を指物にす。紺染の羽二重一幅、其丈凡九尺許りなる旗を指物とす。一國の武士皆悉く同様なり。故に大勢の人数を押出たる備を遠望するに、一面に眞黒にして極て美麗雄壯なり。世に阿波の黒鴨と稱するは即ち是なり。阿波國の諸士皆云く「蜂須賀家にて此の指物を用ひ始めてより以後は、戰場に於て死傷の怪我人あること少し」と。予が徳島府に滞留中彼國の武備の事にも關て、此指物をも熟覽して種々武道を講じたれども、珍重する家法の指物なるを以て、此を難じたるにも非ざれども、凡そ接戦に死傷の多少あることは相手にも因ることにて、必ずしも此指物の故ばかりとも覺えず。若し危険なる勇戦にて藪の中等にて雌雄を争ふこと有らば、能く勘辨すべき事に非ず乎。故に實用の働きを心掛るときは身體の自由自在なるを要とすべし。立物・指物等の甚だ大なるは、損多く益少しと知べし。又面頬の無き時に、平生の如く兜の緒を結ぶときは、頤の痛む者なり。其時は下顎にて好き程に眞結びに結び止め、其末を常の如くに結ぶべし。總て甲冑は着たり脱ぎたり、度々して能く着馴て居るを良とす。或は甲冑を着て時々角力を取べし。

(五) 玉結び或は小間結びとも云ふ結び方

出陣用胴服の製作と利用

(一) ドウフク。羽織の古稱。又胴着をいふ

陣中携帯品

(七) 打銅袋の略。筒状に縫つた長い袋。元は狩の大鷹等の餌袋を稱したといふが、纏じて種々の物を入れて腰に巻き或は肩に掛ける

(八) ほしいひの約。乾飯日に干し乾かした飯。水に潤して用ゐる。保存及び携帯によい

太刀に關する心得

(九) を。麻  
(一〇) クリカタ。栗形。刀鞘の差表に固着された半筒状の突起物。下緒を通す所

(一一) 双方を下にし、帯取で下げること。大徳室町中期以前騎馬戦中心時代の風  
(一二) 刀と脇指  
(一三) ヒキハダ。粟皮とも書く。蓑の背の如き皺ある革。纏じてその革で作つた箱袋

●武士の戰場に出立するには、第一に製すべき物は胴服なり。所謂胴服とは廣袖にて厚綿を入れたる大羽織なり。表は蠟引の木綿か或は紙合羽にても宜し。裏には木綿を用べし。此は冷氣の時候には具足の上に着て寒さをも雨をも凌ぐべく、或は夜々は夜具の代りに着て丸寐をするに用ふ。故に甚だ便利にて重寶なる者なり。此物は平日に心掛けて兼々製し置くべし。戰場に出るときは、必ず打替の中に繻六七合と乾味噌五六枚を入れて、常々腰に帯ぶべし。顛沛の時に命を係くべき用心なり。又六尺の手拭一つ、細引三本、芋一握、錢百文を腰に帯べし。其他要用品は紙類並に扇子も緒を以て帯に縛付べし。又火打袋に火付け道具、並に氣付・血止め・痢藥・膏藥、要用の丸散を入れて、脇指の栗像の處に縛付べし。又細き芋繩にて兩口の袋を拵へ、飯を入れて腰に帯ぶべし。太刀は胴金卷の鞘を用ること勿れ。劇く闊合て太刀の曲りたる時に、奈んとも仕様の無き者なり。殊に古代の如く太刀を帯ぐるときは、ぶらぶらして邪魔に成り、手ひどく働きを爲すには甚だ不便利なり。故に我家にては古代の如き胴金作りの太刀を用ひずして、今時の胴金なしの大小に引膚を掛けて此を用ふ。其帯様亦今の世に帯すと全く變ること無し。但し戰場に出るには具足を着たる上に帯を結で、常の如く大小を指す。帯は小倉木綿の心無(き)を用ること甚だ宜し。諸其刀を提緒の結目に脇指の鐙より鞘を指込で、刀の提緒の末を前後に分て、前なる緒を脇指の提緒の間に貫き通し、前後の緒末を分て腰を繞し、右の腰に結び止るなり。如斯するときは、何



(一)カミシモ、袴に同じ  
 (二)大鎧・胸丸等を着し、太刀を佩いた姿を云ふ。かかる武装も騎馬戦の盛であつた時代には實用的であつたが、戦國時代に鐵砲の進出と徒歩戦の發達等のために武器・武装は一變した

當世具足及び大小兩刀の起原

(三)明珍信家。天文頃の木工。初名安家、左近將監と稱した。上州白井に住し、後甲州府中に移り、更に相州小田原に住した。その作武田信玄の諏訪法性兜は有名である  
 (四)明珍義家。永祿頃の人。左近次と稱した。奥州岩城住  
 (五)浮張とも書く。曹の鉢裏に浮せて張る布。曹の上から打たれても直接頭に響かぬために附ける  
 (六)ホトケドク。前後二枚に鐵で打出した具足の

程手ひどき闘合を爲し組打すると雖ども、大小の移轉と云ふこと無く、且絶て脇指・鞘等を落し失ふの患ひあること無し。殊更古代の太刀の如くぶらぶらして邪魔に成らず、強く勇戦するには極て宜しき者なり。若し其刀の曲りたるときは、手の届くきりは其曲りを直し、鞘に納め難きときは鞘を割て納め、其鞘に芋を巻いて引膚に打込で帯たるときは、何の害も無き者なり。予が若年の時に極て猪狩を好み、豪強なる朋友七八人と深山・幽谷に入り、險阻を奔走して猛獸を狩り出し、鎗刀にて打ち止めたること多く、且つ切岸高き崖より下に轉落したること數、ありき。刀も脇差も思ひの外に其身の曲る者なり。此等の事には時々仕馴れて居るを良とす。武道の心得なき諸士は、今の世の大小を以て「太平の御治世と成て、禮服の上下を着したるに用るが爲めに、胸金を除きて製したる者なり」などと稱し、態さに新しく古代の様なる太刀・鎧等を製する者多し。是れ大なる誤なり。其仔細は天文年中鐵砲の世に出て以來は、合戦致し方意外に劇く成て、昔武士の合戦の如く祭禮に出る様なる容體・身振にては、勝利を得ること難きが爲に、諸家の老功場敷を疊たる武士等、種々工夫を凝して鐵砲の悍を凌ぎ、早く軍に勝べき奇策を求て、甲冑も兵器も皆一變して、今の具足・大小の製作起りたるなり。彼の信家・義家等が古代の鎧兜の製法を廢て、今の世の受張ある鉢深かき兜と佛胴・素掛等の具足と云ふ者を作せしも此に同じ。故に今の大小は合戦の手ひどく成たるが爲めに製作したる者にて、太平の禮服に關たるに非るこ

(七)具足の左腹に固着した小形の金唐草、刀の鐙で摺れるために用ふ

雨中の心得

軍用醫藥

(八)白色光澤あるを上品とする。種々色あるものもある。火成岩又は結晶片岩の變成物  
 (九)本名丹砂。深紅色の塊又は土状をなす。成分は硫化水銀。瀉劑に用ふる  
 (一〇)初夏淡紫色の花を開く多年生草本。根は甘味があり薬用となる  
 (一一)實武一家言の文

宿營の心得

(一二)塵匠のする嚴重な草鞋の履き方。鷹野掛ともいふ  
 (一三)早合。小さい紙筒に火薬を詰めしたもの、今の藥袋の前身  
 早籠の製法

とを熟察すべし。故に近古手ひどき合戦を勤たる家の具足には、必腹に鐵摺の皮有り。此を見て予が言の實徴あることを知べし。雨具は篋笠を用ること古來の定法なり。然れども戰場に出で驟雨に遇たる時は、何等の物にても手當り次第に引被りて其雨を凌べし。但し雨を防ぐと云ふも、押し行く時ばかりの事にて、接戦の場に臨では大將も下々も共に皆完濡と心得べし。甲冑を着して劇しく働くときは、逆上して或は頭痛し或は眩暈を發すること有り。此症には辰砂益元散最妙なり。其方滑石六匁、辰砂・甘草各一匁、以上三味細末調合し、毎服一匁づつ水にて服すべし。戰場のみならず、總て猪狩等に出て雨露を犯し、或は山野等に野宿するときは、必ず大蒜を食ふべし。大蒜は常々腰に帶すべし。能く風寒暑濕の邪毒を拂ひ、諸種の瘴癘の氣を除き、極て靈妙なる神效あり。軍には別して珍重すべき物なり。

此に記したる益元散の外にも種々の良方甚多し。

陣處に至りては野陣・宿陣を論ぜず己が小屋に入るときは、其小屋の近邊を目の及ぶ限り能く見届て置くべし。且臥すときも能く方角を審にし、何れの方を枕とし、何れの方を足にすると、能く心覺へして寝べし。然らざれば不意に事起て、大に狼狽すること有る者なり。且又宿陣の時、其宿の端末と宿の裏々の方を能く見届て置べし。又草鞋をば出陣の時に非すと雖ども常々鷹匠掛にはきて中結をすべし。鐵砲を持出ると雖ども、早籠の製を精妙にせざれば、早打の利を



時田流の早籠

(一) スグチ。銃口

立花家製法の早籠

(二) カルカ。鐵砲の附屬品。鐵の細長い棒。彈藥を筒底まで押込むに用ふるもの。

(三) 信長・秀吉に仕へ、累進し文祿四年には江州大津六萬石の領主となる。

慶長五年關ヶ原戰の時は家康方となり大津城を守つたが、立花宗茂來攻するに及び支へ難く開城した。晩年は若狹國小濱九萬二千石を領し、慶長十四年歿、年四十七。

(四) 高橋紹運の子。立花道雪の養子となる。秀吉に仕へ、天正十五年筑後柳河十三萬石を領し、文祿役に威名を擧げた。關ヶ原戰には石田方となり戰後家康に所領を沒收され、晩年は再び柳河十萬九千石を領し寛永十九年歿、年七十四。

(五) 實武一家言の文

盡すことを得べからず。時田流の打方は、藥撞に機柵ありて、此を鐵砲の巢口に合はせて栓を引出せば火藥筒に入り、栓を押込むときに鉛彈筒に入る。故に此を打放すこと甚早く且つ妙なり。然れども動もすれば、怪我することあるを以て、今戰の場に用べからず。故に我家にては、立花家製法の早籠を用ふ。其法、柵杖を像にして、薄き美濃紙を袋に製し、其袋の中に適宜藥を入れ、鉛子も裝て、數多此を帯に縫付置き、一箇づつ取りて手次を便にし、速に裝て早打するより利用なるは無し。慶長五年關ヶ原の役に、京極宰相高次江州大津城に楯籠る時に、西國の諸侯兵を會して此を攻む。然れども城兵矢倉より打出す鐵砲劇くして勝つこと能はず。立花宗茂至りて、右の紙早籠の早打を用て鐵砲攻を仕掛ければ、城兵矢倉の窓も扉の狭間も開くこと能はざりしに因て、京極家此に堪ること叶はずして終に和談に及びり。鐵砲も小筒の利は城攻には存分ならざるが如き者なれども、唯其早籠を精妙に製して手ひどく早打して勇戰を勵みしを以て、其威の敵人を震恐せしむること斯の如し。況や此を野戰に用るに於てをや。其掛口の極て劇くして向ふべからざることを察すべし。

又早籠の製法は轉戰法に詳にす。

一隊五百人を以て敵に當り、種々變應して勇戰し、進退周旋の妙を盡すを轉戰法と名く。一隊五百人の轉戰法は我家の兵法の奧秘也。此法を知る時は、人數を進退周旋する事己が手足を動かすが如くして、多く

鐵砲火繩

(六) 木綿又は楡皮・竹等の纖維を以て作る。火が永く消えない特長を有する。鐵砲の發火に用ふる。

益辨也。

戰場に出ては鐵砲火繩の費ること日々夥しき者なり。然りと雖ども此を儉約するときは、數多の鐵砲は用べからざるの物と爲る。故に竹を打挫て此を綯ひ、或は扁柏皮を擣て此を製す。然れども扁柏皮にて綯たる火繩は、綻れ軟膨て軍用と爲すべからず。宜しく竹火繩を用ふべし。然れども竹火繩も亦心を用て綯たるに非らざれば、其火の先き尖らずして用るに不便なり。兼て綯ことも上手なる者を撰びて數多調置くべし。抑も火繩の極上品と云ふは、紺染木綿の絲にて八合索に組たる者なり。此の組絲の火繩は大筒・小筒共に打つに妙なるのみならず、雨に濡ても容易に火の消へざる者なり。故に此を多く製せんことを欲すれども、萬民の衣服を減すことなるを以て奈んともすること能はず。一つの浩歎なり。近來西洋拂郎察國にて雷粉炮と云ふ鐵砲を製し、火繩も火鑪も用ひずして鐵砲を打放すと。然れば緊要なる火術故に予も亦其製法を傳授せり。

鐵砲の道火に雷粉を用る時は火繩を用るに及ばず。是又鐵砲の火藥五百斤に雷粉一斤を渾和する時は其火藥極て猛烈に成、其常の火藥の分量を半減にして放つと雖、彈丸の飛走る事此に倍す。

雷粉炮

(七) Donder (蘭語) 鐵砲の導火孔に墜り、打つと直ちに發火する藥。それを用ゐた鐵砲を雷粉炮と云ふ。

(八) 實武一家言の文

(九) 實武一家言には「金・銀・銅・鉛・錫・水銀等を以て製す」とある。

雷粉の蘭語ドンドル・フールドと云ふ。ドンドルは雷の義なり、フールドは粉なり。此の火藥は先づ硫硝精と峻烈なる燒酒を製し置きて、金・銀・銅・鐵・鉛・水銀等を煉て皆雷粉を製すべし。其中に於て水銀を以て製するは殊に無造作なり。所謂雷粉は鐵槌を以て此を敲くときは、直



(一) 藥室

雷粉に關する信濃の工夫

(二) 佐藤本に左の畫人がある

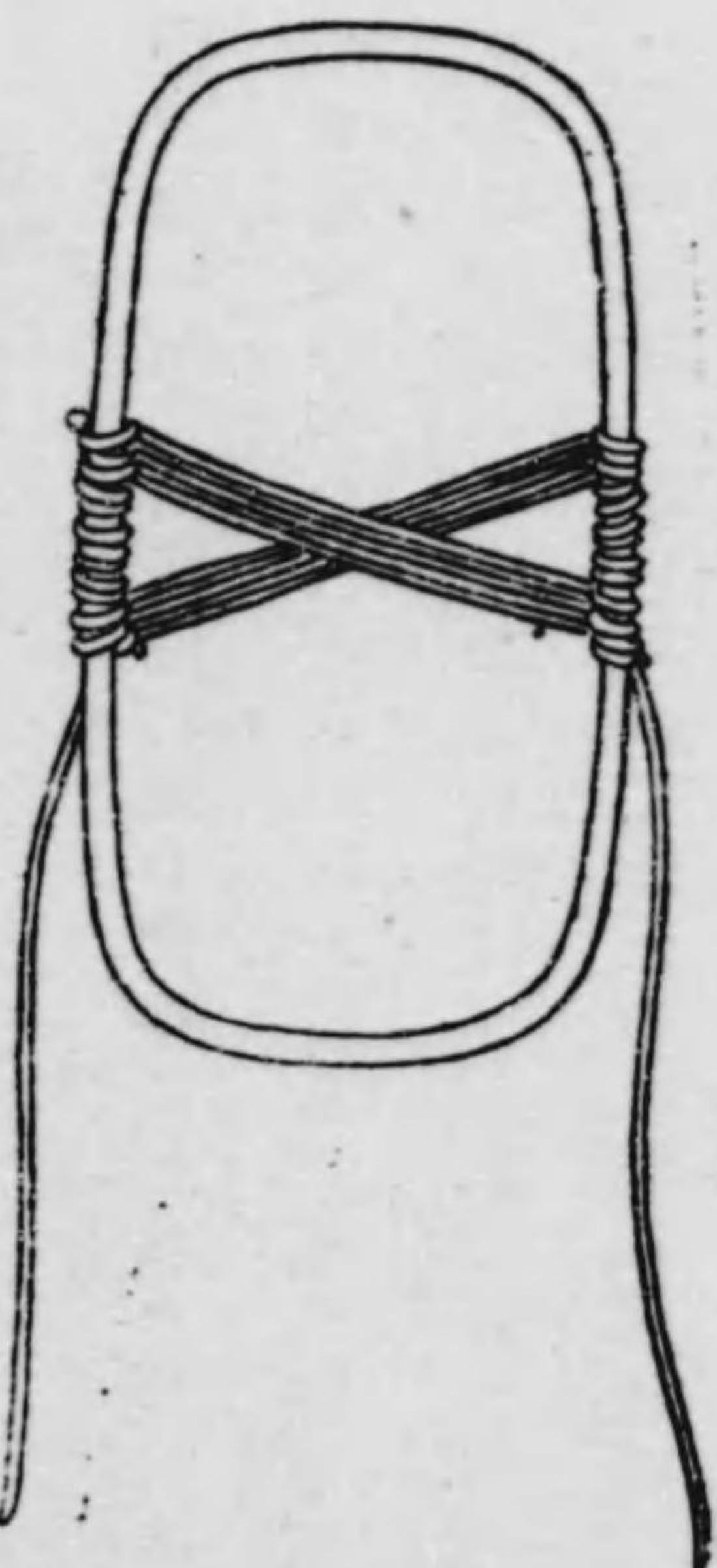
「其法は雷粉をのべてつかふ也。延ぶるとは粉を入れて火勢をのろくする也。其粉は少にてもよし。されど石ころなどを「用ゆ」

鐵炮・半弓をわつそくに掛くる法

(三) 太刀・鐵砲等を肩から脇の下へ斜に掛けて賣ふこと

ちに火を發して雷鳴す。是故に雷粉鐵炮の製は、形狀常の鐵炮の如くなれども、道火孔を樂持の上に開き、其孔に雷粉を裝置き、鐵槌を以て此を敲く。故に自ら火を發し雷鳴して彈を飛す。其鐵炮に付たる所の火繩挾は、即ち鐵槌に製したる者なり。予水銀を用て雷粉を製せしに、其猛烈輕快なること舶來の者よりも強し。因て打藥には十に一の火藥を裝み、口藥に此の雷粉を用ひ、數度此を敲くと雖ども、只其雷粉のみ燃て、火藥には火の移ること無し。何となれば雷粉の燃ることの餘り快速過るを以てなり。此れに就て種々工夫を凝し、遂に實用の道火藥と爲すことを得たり。此法は秘せざるべからず。故に此の製法を禁じて記せず。鐵炮をわつそくに掛るには、筒先を下にして左肩より右の脇に筋違に掛べし。接戰の時に臨み肩の上より筒先を前に引き廻し頻に敵を打挫き、太鼓の下知次第にて直に又わつそくに掛て、煙の下より太刀を抜て一齊に切り

第二圖 輪 籠



込むも、亦一段手ひどき懸り口なるべし。又半弓をわつそくに掛るには、直ちに弦を前にして掛くべし。但し弦巻をば脇指の鞘に貫て帯に結び付べし。足入りの深き谷地或は泥地或は大雪の深く積りたるを渡へるには、橋を踏べし。其製二種有り。其一是長さ一尺許り幅七寸許りの

橋の製法二種

馬に關する注意

(四) 衣服にはぬ附く泥を離るため、馬の兩脇に垂れるもの。毛皮又は革で作る

(五) シバツナギ。芝地の如く立木のない所に馬を止め置く法

(六) ハン。馬の鬣の飾

水を渡る心得

(七) 藤籠。(七三頁註三參照)

板に木履の如く鼻緒を立て足に咥と結び付る、此を板橋と云ふ。又其一是木の板か藤蔓の四寸圍程なるを圖の如く長さ一尺一二寸、幅七寸許に曲げて製し、此を草鞋の下に結び付る、此を輪籠と云ふ。予が故郷出羽秋田にては大雪の降りたる時土人常に此を用て雪を渡る。馬の障泥をば二枚皮を合せて板障泥に製すべし。陣中には水汲道具に用るに宜し。又馬を芝繫するには手綱にて前足二本を縛り置ても宜く、或は繩のかかりを髮中に引寄置ても宜し。又馬に水を泳せて見るに、各其生質にて泳ぐに巧拙あり。豫て能く此を試み置べし。且馬にも時々水練を習はせ、或は海河を乗り、或は泥田・泥沼等の深きを乗り渡り、或は船に載せて、江海波濤の上を往行し、或は船より水中に追ひ下し、船に引き添て泳ぐこと等を教て馴しむべし。水を渡るときは佩立を去るべく或は臍當をも脱ぐことも有り。歩行にて急流なる河を渡るには、三十人も四十人も手と手を堅く握り組みて渡るべし。荒浪兜を打越と雖ども、流へて没することは無き者なり。又一人歩行して急流を渡るときは、重き者を荷て渡すべし。能く意を用るときは、大抵渡りおほせる者なり。凡そ水練・水馬等を學ぶには、必ず甲冑を着て修行すべし。飯は性命を繫ぐ所にて、何程智略勇猛の士なりと雖ども、此物の無きに至りては生活すること叶はず。況や働くことを得べけんや。然れば飯を焚くことは、貴人と雖ども能く心得て居るべきことなり。飯を炊く法は、水一斗五升を沸湯にして米一斗入て焚くときは、即ち飯と爲る者なり。何程多少の米と雖ども、此法を

炊飯の諸法



(一)シタン。樽は圓に同じ。芝草の塊

(二)ヲケカハドウ。鐵を打ち延べて作つた鐵の圓。桶側に似てゐるとしてこの名がある

激戦の際の武裝

(三)越後流兵書『武門要録抄』卷五、一騎傳、品第十軍門勳功段、走廻の項に見える。「章疾」は「靈利」または「文利」とも書く。「要門傳解」には「あやあつてとく自由を働也」と註してゐる。また一説にはこれを「神速」と解してゐる。

越後流遮神劍

(四)同書同段勝口の項に見える「要靈抄傳解」には「遮神劍さへざる神のつるぎとよみ身腰三首の

以て炊くときは、大抵飯と爲ること古來より法と爲せり。竝に出せる飯炊の法は古より兵書に載する所にして、今の如く又鍋釜の無(き)ときは、芝の上に米を置いて水を洒ぎ掛て能く其米を濡し、芝(こ)を適宜(まじ)く切り起し引覆(ひく)して其米の上に打覆せて、其上にて火を焚ときは飯と成る。又水に浸したる米を菰蔴に包み、此を土中に淺く埋め、其上にて火を焚も飯と爲り、又米を水に浸し、其桶の中に手ごろの石を焼て打込(む)も亦飯と成る。又水に浸たる米を布袋に入れ、青草か木の青葉にて厚く包み、焚火の中に投入て久く蒸(す)も亦飯と成る。或は潮水にて飯を炊ぐには、鍋釜の底に大茶碗を伏せ置きて、其上に米と潮水を入れて炊くときは、鹽氣は多分伏(せ)たる茶碗の中に凝りて、飯は鹽味薄き者なり。敵中へ無二無三に打入るには、兜を被(か)たるよりは小容(こ)なる陣笠(かぶ)を戴(か)たるは甚だ便利なり。總て手ひどく働きを爲さんことを欲せば、具足も小容なる佛胴(ぶつ)か桶輪胴(か)を用て袖・草摺等を皆悉除去て、兜もしころをば除き去るべし。劇きせり合には甚だ邪魔に爲る者なり。故に武士たる者の血戦を勤る身堅(め)は、陣笠・胴・籠手の三具に限ると心得べし。大合戦は國家の爲に必死の勇を振ひ敵を打破るの事なり。然に其接戦に臨み六具・佩立等を着て、怪我の無からんことを欲するは憶病(おぼ)の甚しき者なり。一騎前の心得は敵に當りて勇壯なるを極意とす。越後流兵法に「眞精(まこと)の鋒先(かみ)は鳴動(な)の中に章疾(あや)と云ひ、又同書に遮神劍(か)と云ふこと有り。此譯は接戦の時臨では前掛りに進んで、己が兜をば敵の刃(や)に委任(ゆだね)せて無心と爲り、無二無三に敵陣中へ飛び

歌の心にて、我身は神のさへざりに任せ、我は少もかまはずだ太刀を持行、踏込で膝を打敷、敵の胸はづれの氣海の所をつき通す斗也」とあり、『鈴録』には「謙信流に遮神無二劍ト云太刀アリ。沈ンテ足ヲ敵ノマタノ間ニ踏チガへ、太刀ノ鋒ヲアゲ、柄ヲ地ニ着クル」ホドニシテ、敵ノホツテノ下ヲ下ヨリ無二無三ニ突クナリ。敵上ヨリ打ニハ構フベカラズ。胃ト肩トヲバ神ノ遮リ玉フニハ構ナシト云ヘリ」とあるが、それらを信淵の解釋と比較對照して見る必要がある

(五)『實武一家言』の文

天命を知り覺悟を定むべし

込みて、相手を撰ばず切て廻るを云ふ。斯の如くするときは、軍神これを賞し給ひて、敵の劍を遮て我身には必ず禍害なしと云ふ義なり。是軍士の無心に爲て敵中へ打込(ま)しむる教なり。又蜂須賀家にて軍士に勇戦を勸むる歌有り。曰(い)く「振り上る太刀の下こそ地獄なれ、尙踏込や前は極樂」と。此等を一騎前の敵中に勇進するの主意として、進で死するを榮とし、退て免るるを辱とするは、何れの兵學家も皆同一般のみ。武士は和漢諸豪傑の國家の爲に敵と雌雄を争ひたる古戦記を講談せしめて數、此を聞べし。斯の如くするときは、自然に勇氣奮發し、士氣も振ふこと倍する者なり。且又我家には接戦するときに臨で、諸士に一丸づつ飲しむるときは、何れも皆死生危険の恐るべきをも忘れ、一齊に競進で勇戦を樂む妙藥あり。此方も亦極秘すべき大事なるを以て此書には記せず。

奥秘卷の一隊五百人の轉戦法の條下に記。

○凡そ天地の間に一度生れ出でたる人の死去せざるもの有るべきの理なし。唯其壽命の盡るに僅かの長短あるのみ。故に命數既に盡るに至ては、深閨の中に坐し蒲團(ふ)を重て臥すと雖ども、必ず其死を免るべきの術あること無し。王公・貴人九重の門内に在(ゐ)るも、死期至るときは皆没するを見て覺悟(さ)べし。若し又天命の尙未盡きざる者は、鐵炮・矢玉の雨(あ)が如き場處を横行すると雖ども、絶て死すべきの理無き者なり。故に古の名將・勇士は死生の天命あることを知り、萬死の中



に入て強敵を打破り、美名を萬世に遺せり。然るに接戦の場に臨み、死生を天命に決すること能はず、拙き慘念(ばうなむ)を作して臆病の行を爲し、苟も免れ逃退きて汚名を後代に残す者は、這蟲同様の腰拔なり。世に男兒と生れて武士の仲間に入り、忠義をも顧ず穢醜(みぐるし)かりける舉動を爲し、僅ばかりの露命を貪り、何の面目ありて人の中に立ん乎。耻べきも亦極て甚し。故に武士一騎前の覺悟は、天命に定數あることを觀じ、豫て魂(たましひ)を鎮置くこと肝要なり。

### 人數組 第三

人數組は精正なるべし

(一)軍勢を手分し、組み合すこと  
(二)行軍

○凡軍事は押陣(おしじん)も接戦するも、全く皆平日の人數組を以て人を取扱ふの根本とする事にて、先操練するに人數組の法兼て精正ならざるときは、自然に行列不齊にして、進退・周旋は論ずるに及ばず、往來・屈伸を指揮すると雖ども、井々として隊伍の亂れざることを得ず。敵の無き時の操練にすら斯の如し。然るを況や敵と死生を争ふの場處に於てをや。其敗走すべきこと必せり。又人數の組合せの豫(よ)て精正なるときは、鐘太鼓の下知に従ひ、齊く進み齊く退きて、右するも左するも、一伍(いちぶ)一卒(いちそ)の人數も、皆一身の如く常に揃て離ること無く、共に進み共に退きて相助るを以て、備押及行列にも人數能(にんず)く整ひ、接戦に臨むと雖ども競進で其勢ひ甚だ強く、敵人あしらひ兼るに至る。且つ其組合ふことの極て正しく堅固なるを以て、中に臆病者ありとも獨退て逃る

(三)五人の二組  
(四)五伍。即ち二十五人の一組

ことも叶はず。又敵人密に紛れ入ることも絶て成し難き者なり。故に軍事は此の人數組合の法を以て根本の大事とす。

### 五人組

### 人數組の法

●士民共に五人組と云ふことは古よりの御大法にして、常に諸士のみならず下々迄も、其住居より近次して組立ること御規定なり。何となれば、其屋敷も隣り同士なるを以て、平生皆相親交ることなれば、暗夜と雖ども互に相知らざるもの無し。然れども若し夫れ烏合の人數なるときは、別して卒伍の法令を嚴密にせずんばあるべからず。人數組合の法は、五人を一組とすることと漢共に古來の定法なれども、時に因りては三四人を一組とすることも、八九人或は十人以上を一組とすることも有るべし。臨時の勢ひに従べし●古來人數を組立る法は、五人を伍と云ふ。其中一人の頭を立て此を組頭と名く。五伍二十五人を卒と云ふ。卒も亦其中一人の頭を立て、此を小頭と名く。四卒百人を都と云ふ。一都には別に一人の頭あり、此を百人頭と名く。五都五百人を一隊と云ふ。一隊には別に頭一人有り、此を番頭と名く。此の五百人頭を幾人も支配するを主將とも惣大將とも名く●上に記たる如く人數を正しく堅固に組み結置きて、軍事には號令を嚴明にし、先づ軍政奉行を置て軍令を群下に申し渡すべし。凡そ一伍五人の者は場處に臨て組頭を離るること勿れ。相共に救ひ助けて進退し、共に死生を同くすべし。又組頭は己が組子を引卒(ひそ)して、小頭の左右を離るること勿れ。又小頭は己が組子二十五人を師(し)ひて百人頭を離るること勿れ。百人頭

### 總軍の團結法

### 人數組 第三



(一)馬標、馬印、馬驗。軍中において大将の馬側を立て、その居所を示す標識。戦国時代中期から行はれた

相印旗等

(二)軍中において所屬の隊を表示する爲に兜に附ける標識の小旗  
(三)笠印と同様の目的を以て鎧の袖に附ける標識の小旗

は己が人数百人を引率し、常に番頭の旗と馬表とを目當にして、進退左右此に附纏て此に離るること勿れ。番頭は總大将の下知に従ひ、進退周旋することも亦百人頭の番頭に附纏ふが如くすべし。若し夫れ配下の者として、其頭分の下知に従はざることある乎、或は其頭分を離れて事を同くせざる者あれば、軍政奉行に達すべし。軍政奉行其罪を正して、貴賤を論ぜず即坐に此を斬りて、其首を軍門に梟くべし。操練の時も亦然り。人数組既に嚴密に定りたる上は、軍士には笠印・袖印等を議して總軍の相印を定め、陪臣には總印の外に別段其家の印を付さすべし。然れども目立たる指物・立物等をば堅く禁止すべし。又組頭には肩印を付させ、四人の組子皆其肩印を目當に組頭を助働くべし。又小頭は別に小頭の印を付べく、百人頭も亦心次第の印を付て、且つ主將の隊の旗二本も立べし。又番頭は主將の隊の旗五本も立て、且つ各其家の紋の旗一本其他馬印も立つべし。又總大将は隊旗十本、家紋旗一本、外に家に傳りたる由緒の旗をも立て用ふべし。又家來を持たる諸士も亦右の心得たるべし。陪臣は何處までも其主人に附纏ひ、各其主人を助て敵に當り、主人より前に勇進し、手ひどき戰を爲して威名を現すべし。凡そ陪臣の相印も總軍と同印にして、別に陪臣の印あるべし。右の如く兼て能く定め置き、且つ號令を嚴明に下々迄觸聞しめて、然して後に操練に取り掛るときは、軍士の馴れ習ふことも早く、既に操練に熟する上は、直に戰場に出ると雖ども武威極て強く、且つ急に人数を分るにも、番頭一人に命ずれば

陪臣の任務と規定

寄合組

直ちに配下の百人頭は此に附纏ふが故に、容易に事の濟むこと速なり。又番頭の百人頭に命じ、百人頭の小頭に命ずるも亦此に同じ。家來三十人以上持たる諸士をば、七八人或は十人餘も寄り合はして一備と爲すべし。但し人数組は、上に説たる法に准じ其騎兵にすると歩兵にすると、各其望次第にし、其寄合の中に於て武事に老練したる者を軍政奉行に任じ、一隊の政事を執しむべし。陪臣は動もすれば放埒なる者ありて、主人の備へ場を離れなどすること有り。即坐に斬て軍門に梟首すべし。凡そ戰場にて陪臣の功あるをば其主人は言上せずして、必ず同じ備の傍輩より言上すること古例なり。

諸士の教育

○凡そ國家に主たる者は右に説たる如く諸士を組立て置き、且つ又領内處々に學問所を建て、儒者並に弓馬・刀鎗・炮術等の師役を置いて、日々諸藝を講習せしめて、諸士を始め其子弟を悉く此の所に會し、皆各其望む所の藝を教へしむべし。或は國君も時々各處の學問所に至て考へ試み、出精する諸士を賞す。又夜々は能辨の士に命じ、武將感狀記・神速武書其他諸軍記等を講談せしめて、諸士の英氣を振奮せしむべし。又別に操練場を立て置き、時々衆士を會集して種々軍容を操練するを怠ること勿れ。

(四)熊澤正興(淡庵)の著書。十卷。戦国時代より江戸時代初期に亘る間の軍記を記したものの『碎玉話』とも稱する  
(五)大野武矩の著書

兵法一家言 卷二 畢



# 兵法一家言 卷三

## 操 練 第四

武備の根本としての  
人数組と操練

(一) 狭義においては軍事に關する儀式の意であるが、廣義においては軍は體に終始するといふ意味において軍事全般を指す場合もある。ここでは軍中の動作方式を云ふか  
(二) 陣所(平時には狩場をも云ふ)の事務を管理する役人  
(三) 現今の四時間

國家に君たる者は、武備精銳ならざれば、他國の侮りを免るべからず。故に先づ第一に士民の人数組を整理にせずんばあるべからず。凡そ武備を嚴重にするは、人数組を以て根本とすることなり。既に人数組を整理するの上は、此を教習して軍容を操練せしむるを要務とす。凡そ人数操練の業を興行するには、先づ曠野の中にて土地を撰び、講武場を定め置き、猪鹿狩等の事に依せて農事に故障の無き時を以て、春夏秋冬士民を帥ひて、人馬を操練し、軍禮を教習べし。大抵一操練には十日程づつも掛ることと心得て、豫め其前國內に猪鹿狩の期日を觸流し、其前夜より貝を以て人数を齊へ、當日陣場奉行は主將より二時許も早く行て陣場を割り、總軍に此を渡す。總軍の諸手各其陣場を受取り、法の如く人数を分て、張番は出張して四方を固め、土方は堀を穿り、土居を掻き上げ、柵を振り、地を平均し、陣具採は竹・木・繩・菰・薪・馬草等を採集め、總軍皆掛りて急に小屋を作り、各其割渡分の小屋を受取て、雨露を凌ぎ夜を明す。此れ等の役割は兼

扶

練 第四



操練の次第

- (一) 弓矢を以て戦ふ足輕隊
- (二) 鐵炮足輕隊
- (三) 長柄を以て戦ふ足輕隊、長柄とは二間半三間または三間半にも及ぶ長槍、槍袋を作り、叩き込み打ち崩す等を主とする
- (四) 順次に連続して進攻すること
- (五) 次々に續いて後退すること
- (六) (七) (八) (九) (一〇) (一一) (一二) (一三) 佐藤家傳來の接戦法たる八般の戦法(本書卷七、接戦上巻照)實武一家言に於ては(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)の名稱はなく、「車懸り」及び馬の乗入様として「口人」「口人」「廻し人」の四がある
- (一四) 堀割

佐藤家の指揮法

て定め置くべく、或(は)闌取りにすること有り。此に野宿して日々操練する間には、雨・風・雪等の降る日も有るべければ、自然に上下共に武邊にも艱難にも馴れ習ふ者なり。

●操練の次第、陸戦は先づ急に野陣を取るの法を習はせたるの上は、第一に陣中晝夜用心の仕様より小荷駄渡し、兵糧渡し、薪水の採様、篝火の焼様、夜番交代、夜廻の仕様、相辭の觸様、物見の仕様、陣觸並に出陣の仕様等を悉く習はすべし。第二には出陣の前夜よりの貝を用る法を習はせ、備へ押しを能く教へ、備へ押しより陣立に直すに及ぶべし。操練は即ち敵に遇て接戦すると同事なるを以て、弓組も鐵炮組も組頭は組子四人の眞先に弓鐵炮を發ち、鎗長柄組も組頭は眞先に進みて、敵中に驅入て敵兵を打倒すを定例とす。小頭・百人頭も亦總て皆此の心得にて、平日の訓練にも頭分は配下の者より勝れて勇み進むを以て接戦の専務とす。或は陣立より又備押に直し、或は繰掛にし或は繰引にすることを熟習すべし。第三に長柄にて敵を打倒し進む仕方と我が流儀の十匁玉筒にて劇しく敵を打挫じく仕方等を習はすべし。第四には兩掛・手詰掛・玉碎・指矢掛・乘崩・獨輪車・駒倒・長柄倒等を習はすべし。第五には堀切を越す仕方と泥深き沼等を越し或は大河及び急流なる山川を渡る仕方等を習はすべし。第六には夜軍の容體をも時々習はすべし。●我家の操練は、人數を進退左右せしむるには、旗・貝・太鼓・鐘の四器を専要に用て、采幣と掛聲をば用ひざること有り。然れども僅か許の小人數を下知するには用るも苦しからず。凡

接戦における仕手と脇

※(原文)握奇經曰。以正合。以奇勝。  
 (一五)『孫子』形勢篇にも見える句

そ大衆を下知し、此を左せしめ、此を右せしむるには、旗より便良なるは無し。故に本陣には能く目立て美麗なる指揮の旗あり。假令ば軍士を右に向しめんことを欲すれば、先づ鐘を鳴して人數の足を止め、指揮の旗を指し上て、右の方に振り傾くるなり。是時諸手皆鐵炮一聲づつ打放して、承知の由を返答し、乃ち其人數を右に向て備しむ。左せしむるも旗を左に振り傾くるのみ。故に鐘の鳴るを聞くときは、諸手皆足を止め、本陣の相圖を伺ふべし。若し夫本陣にて指揮旗を右に振り傾て、太鼓を打鳴し貝を吹立るときは、其右に向たる備太鼓の調子に従ひ、直に右の方に歩みを進むるなり。鐘を鳴すときは足を止め、又再び鐘を頻りに打つときは、後陣は前陣と爲り、前陣は後陣と爲て、段々後に歸るなり。即是大衆を指揮するの便法なり。●凡そ接戦の仕様は毎に必ず仕手と脇とを用ること勝を取るの専要なり。仕手は即ち正兵にして脇は即ち奇兵なり。接戦の理は仕手は強て敵に當り、脇は敵の横を衝て劇く此を打破るの業なり。握奇經に曰く「正を以て合し、奇を以て勝つ」と、是なり。故に正兵を以て敵と合戦し、奇兵を以て此に勝つより外に戦法は有ること無し。故に戦の模様に因りて正は奇と爲り、奇は正と爲ること有り。假令ば一隊の備へたりと雖ども、暗中に此の意味を含まざるときは、一體分身の妙用を盡すことを得べからず。我家の奥祕なる一隊五百人の轉戦法は、即ち此法を精究せし者なり。勤て習ひ馴るるを肝要とす。●押出したる人數を以て速に備を立つるを甲州流にて備を屈むと云ふ。又其屈たる備を

(一六)信濃著「一隊轉戦法」參照  
 甲州流の屈伸



(一)陣備の名。この内重要なるものは本書卷六、陣取第九参照

横入の法

(二)本書卷三、大砲操練第五、参照

(三)一種の俗説で、『禮記』五雜俎等に「雀人、大水、爲蛇」の類である

急に押し陣に直<sup>(一)</sup>を伸すと云ふ。一隊五百人を五段にも十段にも分て、一行とも二行ともして押し行く人数を屈むでは備へを立て、又伸<sup>(二)</sup>ては押し行くを、屈伸往來と名く。又其人数を片端より繰廻しては前へ進め、又繰廻しては後に退て、或は左右に開きて後に廻り、其場處を二之手に譲りなどするを進退周旋と名く。所謂此進退周旋と屈伸往來とを一隊の人数に教込みて自由自在に馴れ習はせ、弓・鐵炮を連發し鎗・太刀を打振を指揮する如く、能く奮飛するを一隊の操練と云ふ。此の一隊の操練に能く熟することを得れば、百隊・千隊の操練も皆無造作に成就して所謂魚鱗・鶴翼・鋒矢・彎月・三才・四武・五行・六花・七星・八卦・九官等諸陣も、皆望の如く布るのみ。凡そ操練の自在に成就するも、悉皆人数組より起原<sup>(三)</sup>ことなるを以て、國家に主たる者は先づ其根本を堅固にすべし。往來屈伸・進退周旋を能く熟練したる上は、先手の敵に追ひ立られんとするときは、二の手より早く開<sup>(四)</sup>の聲を揚て、右よりにても左よりにても急に人数を繰り出して、敵の先手に横を入ることを専ら修練すべし。味方の先手若し難儀に及びたるを、手早く横を入れずして既に追崩<sup>(五)</sup>づされ、足を亂したる後は、横を入ると雖ども敵人の氣勢益強くなりて、茂早守り返すことの叶はざる者なり。故に手早く繰り出すことを修行するを最要とすべし。偕て其味方より横を入るときは、敵方よりも二之手を押し出して相手組ものなれども、其敵には拘らず只味方の先手と相手組たる敵の先手の備へ裏を正一文字に驅散<sup>(六)</sup>すことと心得居べし。若

一隊五百人の備には歩兵を専用す

(四)『武備志』に「大角」の名が出てゐる

(五)大國主神の別名。大國主神は素戔嗚尊の御子、或は六世の孫ともいふ。出雲地方を經營され、後天照大神の命により國土を獻上、出雲の杵築宮に遷居された

(六)岩笛とは普通自然の穴があつて吹けば鳴る石をいふ

貝の故實

(七)大國主神の長子。父神を助けて國土經營に當り、後國土獻上に贊成された

(八)高皇產靈神の御子。天照大神の岩戸にお隠れになつた時和幣を奉つた

(九)修驗道の祖。舒明天皇六年大和葛城上郡茅原に生れ、幼より山に入り呪術を修行、文武天皇の三年龍により伊豆に流され、大寶元年赦された

操

練 第四

九三

し敵の二の手と相手組まざることを得ずんば、味方の二の手兩個に分れて此に當るべし。右様な働きは神速にするに非れば無益の勞と爲る。故に平生此業を習ふべし。一隊五百人の備を他流に於ては騎馬武者五十騎も組むべきなれども、我が流義は大銃を專一に用るが故に、小人数にては馬を左のみ要とせず。然れども、人数大勢ならば騎馬ばかりなる備も有るべし。五百人や千人し、にては騎馬備へを置ずして大筒を多く備ふ。但し一隊五百人の調練には、歩兵のみを馴れ習は大筒は別段に修練するなり。若し大銃をも組合はせんことを欲せば、一隊人数に大筒十挺を前に備へて歩兵は其後に備ふべし。二隊の人数ならば大銃二十挺も組むべし。又大筒ばかりの備も有べし。大銃のことは下に詳にす。凡そ明日出陣するには其前夜より貝を用て支度觸すべし。

○貝は古實有て最初山鳥の變化する所、漢土に大角と稱する者是れなり。其大ひなる者を呼で沖津風と稱し、此に次ぐ者邊津風と稱す。抑貝は一聲能く四境を震響し、百神此を聞て奮起す。其音遠達し、晴雨水陸の隔無く、禽獸を懾伏し、昆蟲を驚殺す。惡魔甚だ惶れて悉く退散し、利用極て神なり。其初鸛雉の變化する所なるを以て、一貝を一羽と云ひ、二貝を二羽と稱し、鳥類の如く羽を以て算ふ。上古の世に大名持神諸惡神を征伐し、大地を平定し給ふときに、貝を用て八百萬神を指揮せしと云ふ。故に天の磐笛の名あり。其後瓊々杵命の天降て大地の主と爲り給ふに及て、事代主神これを皇孫に獻り、天太玉神此れを掌<sup>(七)</sup>ことを詔らる。故に役小角此れを奉



- (一) 『新撰姓氏錄』三十卷。平安時代初期の撰。神武天皇より嵯峨天皇の弘仁年間(五)に互り、藤原の姓氏一千八百八十二氏を収め、神別・皇別・著別に類別し、諸氏の系統歴史等を記す。
- (二) 午前一時
- (三) 午前三時三十六分
- (四) 午前四時
- (五) 午前六時
- (六) ヒヤ。矢の先に火薬を仕掛け、射放つて焼打するもの。
- (七) 金屬製の球に火薬を詰め、爆発焼打を目的とする。
- (八) 熊手形の鐵鉤に鎖を掛け、鎖の端に長繩を結んだもの。鉤繩。
- (九) 長い柄の先に熊の手の如き鐵爪を附したるものの如き鐵爪を附したるもの。

水戦訓練の諸法

- (一〇) 木柄の先に藁の筒の如き鐵鉤を附したるものの如き鐵鉤を附したるもの。
- (一一) 矢に火薬を附け火を仕掛けて投げるもの。
- (一二) 手投の煙烙。現代の手榴彈の如きもの。
- (一三) 板に横縄を茂く打つた特殊な構子。

り持せり。役ノ小角は太玉(二)、神(三)、神玉(四)に役氏を神玉神の稱とす。の裔孫なり。修驗者の此物を尊敬する所以なり。是を貝の古寶とす。而其貝を軍陣に用るの法は、先づ旗本の中右左の備へ各一羽づつ、中備の中右左各一羽づつ、後手備の中右左各一羽づつ、以上三處各三羽づつ、都合九羽を設け、一番貝は夜の九(二)つ半に旗本より吹き出だせば、先手も中備の貝も其の音に合はせて吹き鳴らす。故に總軍皆兵糧の用意して腹を調ふ。二番貝は夜の八時八分より七時頃(三)に旗本にて吹き出だせば、中備も先手の貝も其聲に合はせて吹き鳴らす。是の時總軍皆物具を調へ、馬には鞍を置き、小荷駄は荷を附て、早や銘々の押し前に並び出で備へ居るなり。三番貝は明け六つの頃より旗本にて吹き鳴らす。即時に先陣よりして其人數を押し出す。抑貝の音聲は人氣を甚だ健(五)にする者にて一番貝も三處、二番貝も三處、三番貝も三處、何れも三々之九總(三)べ合はせて三九二十七、是を三通の貝と云ふ。即ち是神代よりの古寶なり。凡そ貝吹きは山伏に命すべし。

○陸地操練既に熟するの上は、水戦法を訓練すべし。海國は論ずるにも及ばず。假令海の無き國たりと雖ども、萬一隣國に外寇あるときは、人數を出して加勢せずんばあるべからず。故に國土を領する者は、水軍法をも心得べきこと勿論なり。故に領内に於て大河或は大沼、若しくは湖水等にて操練すべく、或は新に大池を製し、此れに大小軍船を備へ設けて乗り廻はし、進退周旋能く其船の蕩漾を身體に馴れ習はし、相圖を定めて弓・鐵炮・火箭・烽烙等を舟中より打ち放し、

- (一四) 次の項を指すのであらう。
- (一五) 大野宇右衛門武矩(又武矩)。江戸時代中期の砲術家、武學者。初め和州郡山本多侯に仕へ、後旗本大番與方となつたが、辭して尾州名古屋に住し、晩年再び江戸に來り、ここに歿。(三三四頁及び本集下巻所收『三銃用法論』卷下參照)

沿海國の水戦訓練

- (一六) 文化四年の工夫になると云ふ。船に退走煙なる一種の大筒を載せ口を後方に向けて流屋火薬を爆發させ、その反動で自動的に船を進ませ、且つ船上に發火の仕掛をなし敵船を焼打するもの。五艘七艘程を横に編んで結んで用ひる(本集上巻所收『自走火船法』その他參照)
- (一七) 地引網に用ひる船

或は敵船に打釘・熊手・蒿口等を打掛け、引き寄せて此に乗り移る仕方を習はせ、或は敵船に投火矢・投烽烙等を投げ込んで焼き打し、敵船を焼き、敵兵を困めて圖を失はしめ、敵船を奪取ること等を習ふべし。或は馬を船に乗て疾く乗り廻はし、或は馬楫子を用て馬を船より下し、或は馬を船より水中に追下し、船に引付て水を游せ、或は水中の馬に船より直に飛び乗りて、水中を乗廻はしなどして、下の水軍船戰篇に論じたる條々常に悉く仕習せて、能く熟練するを要とすべし。

○海濱津港あるの土地は、大小軍船を時々大洋に乗出し、十里も二十里も沖に乗り出し、風浪の漂蕩に能く馴習ふべし。且船の上より大銃を自在に打放すことを訓練し、大野武矩が防海の工夫なる大小火箭を大船の上より數多打掛て、西洋船を焼き沈むる打方等を修行すべし。又予が阿州にて工夫したる自走火船は、諸厄利亞船を燒打するには極て酷烈なる者なり。所謂予が自走火船は火薬を以て船を走しむるを以て、風波の逆順に拘はらず宜行すること矢の如く、須臾に五十町の外に至る。且つ數船を連進するの法有りて、衆くの火船自ら賊船を圍繞して燒打し、其火を發するに及では、數十の火矢と烽烙を震發し、紅焰天を焦して黒烟地を覆て、絶て人力を勞することなくして意外なる大功を成す。此業をも年々一兩度づつ操練して置くべし。防海第一の火術なり。海國は鯨船・地引舟等を用るに任ざる古舟と雖ども、此を乾燥て貯置くべし。自走火船を製



(一)『實武一家言』の文

するに必用の物たり。五艘一連・七艘一連は費多きを以て、二艘か三艘を一連として操練すべし。此物少しも人力を用ることなくして効敵を破る、信に前人未知らざる所の火攻方なり。

(二) 凡海付の國淡津有の地は處々に水塞を立置て、常に水軍を訓練し、以て海防の武備を嚴重にすべし。右は我家に傳る所の撫御操練の法也。先年我父玄明高翁の弟子仙臺の林子平なる者、海國兵談と云書を著て略此説を記載せり。然共彼兵談の説は頗疎漏多きを以て、今此を匡正増斗して以て兒孫に示す。○船軍に大筒を用るの業は予が三銃用法論の水戰炮篇に詳に論じ置たり。

國主の職分

※(原文)春秋傳曰、春蒐夏苗秋獮冬狩。皆于農隙以講事也。三年而治兵入而振旅歸而飲至以數軍實。昭文章明貴賤辨等列。願少長習威儀也。鳥獸之肉不登于俎。皮革齒牙骨角羽毛不登于器。則公不射古之制也。(春秋左氏傳) 國公五年の條

○國家に君たる者の其士民を組結で、卒伍の令を嚴明にし人數を教育するは、即ち其職分なり。春秋傳に曰く「春は蒐<sup>(一)</sup>し、夏は苗<sup>(二)</sup>し、秋は獮<sup>(三)</sup>し、冬は狩<sup>(四)</sup>す。皆農の隙において以て事を講ずるなり。三年にして治兵<sup>(五)</sup>し、入て振旅<sup>(六)</sup>し、歸りて飲至<sup>(七)</sup>し以て軍實を數ふ。文章を昭にし、貴賤を明にし、事列を辨じ、少長に順ふ。威儀を習ふなり。鳥獸の肉俎に登らず、皮革・齒牙・骨角・羽毛器に登らざれば則ち公射ざるは古の制なり」と。凡そ國君猪狩・川漁等に事依て年々四度づつ人數を操練し、其度毎に下々と艱苦を同くして能く士民を愛憐み、勤めて外様の士と厚く親みを結び、操練・猪狩既に済みて後に、春秋時代の古例の如く貴賤・上下の威儀を講習し、律令格式を嚴明にして下々までに恩を加へ、飲至の禮を行ふべし。且つ其獵狩と操練の際にも、心を用ひて諸士の智恵と剛應を審かにし、若し人に勝れたる勇壯強力才智拔群の者あれば、假令下士・士民

武將は任侠にして情愛深きを良とす

(七)業を盡へて還ること  
(八)凱旋を宗廟に告げ酒宴を賜はる儀式を行ふこと  
(九)兵器

(一〇)江戸吉原三浦屋の名妓。同名異人多く或は殺されずとの説もある  
(一一)延寶年間江戸吉原三浦屋の妓。因州鳥取の土平井權八と親む。權八が殺人追刺の罪により刑せられるや、その葬所目黒冷法寺に至り自殺した  
(一二)今川貞世。入道して了俊といふ。足利義詮義満に仕へた。學文を好み、著書に『難太平記』『今川大變紙』『九州合戦記』その他多敷ある。應永廿七年歿、年九十六

操

練 第四

九七

たりと雖ども、即時に此れを揚げ用て其名を顯し遺すべし。是家士を雄豪に教育するの業なり。兎角武將は任侠にして情愛の強く深きを良とす。道學を好み仁徳を修るは、極て尊ぶべきことなれども、軍事には迂なるが如し。熟、和漢の事跡を檢察するに、仁義の爲に死を致したる者は古來極て少く、又任侠と情愛の爲めに命を捨る者は年々甚だ多し。茲に仔細を論ぜんに、凡そ人の最嬉<sup>(一)</sup>の甚しきは人に戀慕<sup>(二)</sup>られたるより嬉きは無し。故に貴賤・上下・男女・老若の差別無く其人に能く慕戀るときは其人を自在にすべし。呆たる遊女・賣女或は不學なる童子・下男と雖も、直ちに其身を自由にし其命を捨てしむべし。福島正則が小性の傍輩の情意に堪ずして小刀針を刺れ、予が叔父新三郎任侠にて隣家の下男を愛せしを以て、己が爲めに命を捨しめ、遊女高雄<sup>(三)</sup>は島田十三郎に情を立て、伊達綱宗に提斬<sup>(四)</sup>にせられ、遊女小紫は白井權八が刑戮せられたる後に其墓所にて自殺せしの類、其他男女・博徒・俠客等の情愛と任侠の爲めに身命を捨てたる者は、甚多くして記載するに遑あらず。然るに怪べきことには、平日仁義禮智を講習する道學先生と稱せられたる人の、國家の爲に命を捨てて忠義に死したる者は、寥寥乎として有ること稀れなり。由是觀<sup>(五)</sup>之、則道徳を勤めて仁義を行はしめんことを勤むるは、軍事には迂遠なることを知る。今川了俊が「情を知て情を厚くするは英雄の士なり」と云へるは、信に知言なり。何んとなれば、國家に君たるの貴を以て、下賤なる士民に戀慕するときは、其士をして死せしむべきも生しむべ



(一)支那戰國時代の兵法家。衛の人。魯・魏・楚に轉仕し戦功あり、特に楚に於て最も重んぜられ、悼王の相となつたが、宗室の亂に殺された。『吳子』はその著と傳へられる。

(二)信長の妾

きも自在ならざること無し。只其奸佞にして邪智の深き人に戀慕るが如きは、國家の患を作すと甚し。故に人を知るの鑒無くんばあるべからず。且つ其戀慕すべき程の英士なりと雖ども、下々の者を憐むの情は極て篤きを勤とすべし。吳起が士卒の創膿を吸ひ、信長が安濃局を擧げ用ひたるが如きは、皆諸士の俠氣を振發するの雄才あり。能く此意味を會得すべし。凡そ子弟の無能なるは、其父兄の愚昧に歸し、家士の懦弱なるは、其主君の暗昏に極るの論を免れず。一家に主たる者と一國に君たる者とは、撫御・操練に心を盡さざるべけん哉。

### 大銃操練 第五

一隊五百人の操練

(三)山中の野馬を獲らす  
追ひ出して捕へること

●一隊五百人の操練は、歩兵のみを用て往來屈伸と進退周旋とを能く練熟て、一隊の人数を指揮して此れを自由自在にすること、己が手足を運動するが如くすべし。馬軍を操練するは、歩兵とは様子の異りたる者なり。小金の牧にて野馬取の時山拂ひするが如く、五百騎にても三百騎にても、敵中に眞一文字に駆け込むことを修練すべし。極て勇壯なる業にて陸戰第一の働きなり。然れども五十匹や百匹の馬にては、敵も亦さまで畏れざるを以て、面白からざる備なり。故に小家にては馬備を用ひざるも宜し。又大銃備を操練することは、古人の未だ知らざる所なり。皆是れ予が近來の工夫より出たり。故に先づ其物を詳論すべし。●抑我が工夫の大銃備と云ふは、大筒

大銃車(行軍砲戰車)

(四)二卷。本集砲術篇所收

(五)應尺とは鐵製ならば十八口徑砲、青銅製ならば廿口徑砲のこと

(六)大七車。大八車より稍小さく車輪に鐵輪を入れた荷車

(七)大きな一種の荷車

(八)行軍砲戰車に同じ

(九)三卷。(本集砲術篇所收)

(一〇)半圓形の銃眼

(一一)九頁参照

(一二)口徑約六分の鐵砲  
大銃車所載の助筒と  
飛伏筒

を車に載せたるを押し並べて備へを立つるなり。大抵彈の徑り二寸計なるを裝べき大筒を用ふ。圓徑二寸の彈丸は、鉛にて鑄るときは其秤量三百五十匁餘あり。然れども鉛は價貴し。我家は財用の枉費を儉約が故に、彈丸を十匁以上なるは皆鐵にて鑄造す。徑り二寸の彈丸を鉄にて鑄れば二百十匁餘、又此彈を裝べき炮は予が鐵砲窮理論定法に従ひ、應尺の製度にて丈四尺四寸、其藥持の外圍二尺二寸七分、巢口外圍一尺八寸九分六厘、此れを青銅にて鑄造するときは七十貫目餘有り。且此の大銃一挺を大七か大八車の正中に載て、巢口の高さ大抵普通の人の乳中に當る程にすべし。此の車の兩脇に箱楯各一箇づつを綴り著るなり。

大銃車圖(編者註、原本此圖なし)

此大銃車の車は三銃用法論に詳なるを以て、彼の書と互校して製すべし。

第三圖 行軍砲戰車(巻頭口繪参照)

箱楯の左右別に兩翼楯を施し、此れに半圓規の銃眼を開き、以て助筒を打出すに便す。且つ此の兩翼楯は張ると收(る)と自在なる様に苧繩にて綴着べし。押行ときは此翼を收め、接戦には此を張る。故に此の戰車兩翼を張りて押し出したるを前面より視るときは、恰も甲蝶の翼を開きたる形狀の如し。且つ接戦に臨むときは、箱楯の前に翼楯を垂て押し進むことなり。●此大銃車一輛に助筒六挺或は四挺を備へ、別に飛伏に用る筒三挺を載す。此九挺の筒は大抵皆十匁彈の中筒を用



て、戰車一輛に小頭一人即ち大銃の打手なり。其他助筒の打手六人、車力四人、遊手四人、都合十五人にて、操練には自在に進退周旋して其業を馴れ習ふに足れり。若し戰場に出るときは、飛伏も亦緊要なるを以て、別に勝れたる打手五人を増し加へて二十人と爲し、敵兵に對して劇しく此を打放し、共に雌雄を争ふべし。此の戰車一輛の用法を能く熟練し得るときは、百輛千輛の操練も即時に皆成就する者なるを以て、極て秘すべきの大事なり。且つ此の大銃備は十輛を一隊とし、番頭一人有て一隊の軍政を執り行ふ。番頭は必ず軍事に老練したる者を選ぶべし。小頭十人即ち大筒の打手なり。飛伏に用ふべき打手三十人其内十人は小頭なり。助筒打手六十人、車力四十人、遊手並に番頭の從者等六十人、都合二百人を一備の人数と定め、其外鎗・長刀・長鎌・蒿口・熊手・弓矢・小筒・鐵炮の類をも筒楯の脇に用べし。此大銃車は彈丸藥を始め、右二十人十日餘りの兵糧、其他野宿の手當、雨露の凌も衣類等も、皆彼の箱楯の中に積み載て押し行くを以て、永くかからざる出陣には、別段小荷駄組を出すに及ばず。近隣の敵國を攻て城郭を焼き落す等は、無類に利用なる者にて、夜中忍びやかに出陣するときは、味方の人と雖ども知ること無かるべし。意外なる大勝利を得べき無敵大將軍とは即是なり。古來兵法の書に皆平場は車戰に利ありと云ひて、戰車を用ふことは必ず平場に限ることなり。然れども此の車は一輛を二十人にて取り扱ふときは、險阻なる山坂と雖ども自由に持運びて打放すべし。此を難處に持運びて打放すの

大銃車の利

(一)支那における大銃の  
異名  
(二)支那の兵器

業に於ては、予が自身に操練して例たり。且つ我家大筒の鑄造には秘訣ありて、彈丸も藥も皆銃尾より装(む)を以て、棚杖(たなざ)を用ふるの勞もなく、手廻し甚だ便利にして、彈丸繼も亦早し。又大筒を度數多く打つときは、或は巢中に火遺て怪我すること有り。然るに予が製作の大銃は彈丸藥を尻装(しりま)にすることにて、遺り火の有る無しは固より能く見得るを以て、怪我するの患あることなし。故に大筒備を立てんことを欲せば、予が製法の如く鑄造して、常に能く操練すべし。其大銃鑄造法及び箱楯・簀楯等の製法は、秘すべきの利益なるを以て、集堂翁の意に従ひ人に示すことを禁じ、此を別録に記して秘傳法とす。

(三)三卷。一一九頁本文  
割註参照

大銃車用法五種

●予が新製大銃の車に載たるを行軍炮と名く。所謂行軍炮は此を車に載て進退周旋し、野戰・攻城の擇びなく手痛く打放して雄威を示し、頻りに賊を摧くべきの器なるを以て、過重たる大銃は取扱ひ不便なるが故に、圓徑二寸許なる彈丸を装むべき者を用ひたるなり。此の戰車の用法極て多し。其中に於て最も專要なるもの五つ有り。其第一は敵兵甚だ強盛にして弓・鐵炮を夥く備へ勇み進みて競ひ來るときは、此の戰車を幾組も前に布列し、此の方より出で逆ひ戰を仕掛けて、嚴しく此を打挫くに用ふ。第二は味方の先手か或は何れの手にても、戰利を失ひ將に敗北に及ばんとする時に、即刻此戰車を先に押し出して越働(こ)きするに用ふ。第三には二夜か三夜の野陣或は急に野營するときは、此の戰車を八方の外圍に布列して惣構するに用ふ。第四に前後左右に大敵を

(四)コシバタキ。追ひ來る敵の先手や二の手にはかまはず遠く進んで敵の旗本の横合から一氣に突き懸ること



受たる中に、此の戦車を周圍に布列して、先づ戦士を休息し、靜かに敵の情を察し、然して後に進退を決するに用ふ。第五に此の行軍炮に數多の火箭を仕掛て、敵の居城或は屬城を焼陥し、或は敵の陣營を燒拂に用ふ。凡そ此の五箇の用法は、行軍炮本分の仕事皆大功を成すべき者なり。爲すこと有んと欲するの君は、先づ此の五箇の用法に心を盡し、能く其士を愛育して、法の如く操練に熟習せしむるときは、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取り、向ふ所に敵する者無かるべし。漢土にて大炮を無敵大將軍と稱するも、虚喝に非るなり。一儲て此の戦車を陣列して戰場に押し出し、劇く雌雄を争ふの時に當ては、假令小勢なりとも、敵人の我が備への後に廻るを惡む。何んとなれば大炮と云ふ者は八九町隔ると雖ども、二段三段に重て備ることの絶て能はざる者にて、必ず一文字か山形・鋒矢・彎月・雁行等の單列に備るが故に、若し後より襲はるるときは、狼狽の處なきこと能はず。是の故に番頭必ず十手飛伏を帥ひて其後を駐むべし。所謂十手飛伏とは我家秘訣の兵法にて、一人毎に十丸彈の鐵炮に切彈の數丸の裝めたるを持て三人づつ一組と爲り、十組合はして三十人、其内十人は頭にて各一組を支配す。此飛伏十手に分れて、大筒備を後に控へ、恒に遊軍と爲り、以て不虞を警護し、若し敵兵の我が戦車の後に近寄る氣色を伺ひ得れば番頭急に飛伏に下知し、即ち馳せ向ひ數彈を以て手痛く此れを打攘はしむ。此等の場合に至りては、神速に爲されば直に大患を引出す者なり。故に番頭は必ず軍事に老練したる者を撰で任すべし。

大銃車の後方防備

- (一) 横隊陣
- (二) 中央が最も進出し、左右兩翼に至るにつれて次第に後進する陣形
- (三) 中央を先頭とし、左右兩翼その後を隨つて敵を突破せんとする陣形
- (四) 弦月の形の如き陣形をいふ
- (五) 敵に對し斜横隊に備へる陣形
- (六) 三人づつ一組としたものを十組合せたのをいふ

大銃備第一の用法

し。或(は)飛伏を八組用ること有こと、此を八手飛伏と云ふ。上に説たる如く大筒組第一の働は、敵大軍且つ其勢甚だ強盛にして、弓・鐵炮を夥く備へ、勇み進みて競ひ來るときに、此戦車を三組も四組も押し出し、兩翼を張擴て戰地の形勢に従ひ、或は雁行・一文字、或は山形・鋒矢等に陣列を布き、速に出逆へ、無二無三に押し進で直ちに此を打ち挫くべし。二之手・三之手も其後を詰て閔の聲を發し、大銃備への勢ひを援くべし。敵方の矢彈雨霰の如く飛來ると雖ども、箱楯・篋楯此を避ること妙なるを以て畏るに足らず。齊整堂々として敵陣に向ひ、只平ら押しに車を進め、敵間二町餘に迫りたる時、番頭各其軍卒に下知して尙其列を正くし、先づ其右に備たる隊の右の端の大筒を打始めて、一二三四と十までを大筒ばかりを打放す。中備・左備も亦此の如く序次を亂さず順々に調子を整て震發し、益其車を押し進めて、一町内外に迫りたらば助筒をも打出ださしめ、此も亦調子を齊て、其音を亂散ならしむること無く、只頻に車を進て手痛く敵を打挫くべし。其間三四十間に近寄りたらん時は、大筒を切彈五百粒づつ裝みて打放し、一發に二三百人づつも打倒すべし。尙屈して間近く來る敵あらば、助筒にも數玉を裝て覗ひ打に數百人づつ打倒すべし。大筒車三組出るときは、大筒三十挺、助筒百八十挺、十發づつ打ち放すも其彈數二千百、且つ此大筒・助筒に強藥を裝て平目的に打出すときは、五六町の間立つ程の人馬を皆撃に打貫く者なり。況や大筒三十挺を以て五百粒宛の數玉を放すときは、一發づつにても其

(七) 『實武一家言』には「敵間三町内に迫りたるに及て」とある

(八) 『實武一家言』には「二町内にも迫らば」とある

(九) 『實武一家言』には「四五十間に迫るに及ては」とある

(一〇) 水平射撃

(一一) 陣數數ぎに



後裝大銃の利

(一)筒底が螺線によつて抜き差しする様になつてゐる

彈一萬五千丸なるを以て、強敵と雖ども此を制するに足れり。此を大銃備第一の用法とす。宜く此を打放の法を操練すべし。此の法を能く操練熟習するときは、越働するに大抵同じ。唯其戦地の形勢を審かにするを要とす。凡そ戦の劇き迫り合場にて矢玉雨霰の如く飛來る時に、楯の外に出で彈藥を裝替ふことは甚だ危険ことなるが故に、他の兵家者流にては合戦には大銃を用ひず、唯小銃のみを專に用ふ。或(は)齧ことありと雖ども、危急の場に及では只一發打捨にして、二發とは用ひざるもの多し。是れ他なし、彈藥を裝替ふこと能はざるが故なり。然るに予が製造の大銃は、彈藥を銃尾より裝るを以て、他流の如く楯の外に出で柵杖を使ひ、敵の矢石的と爲るの

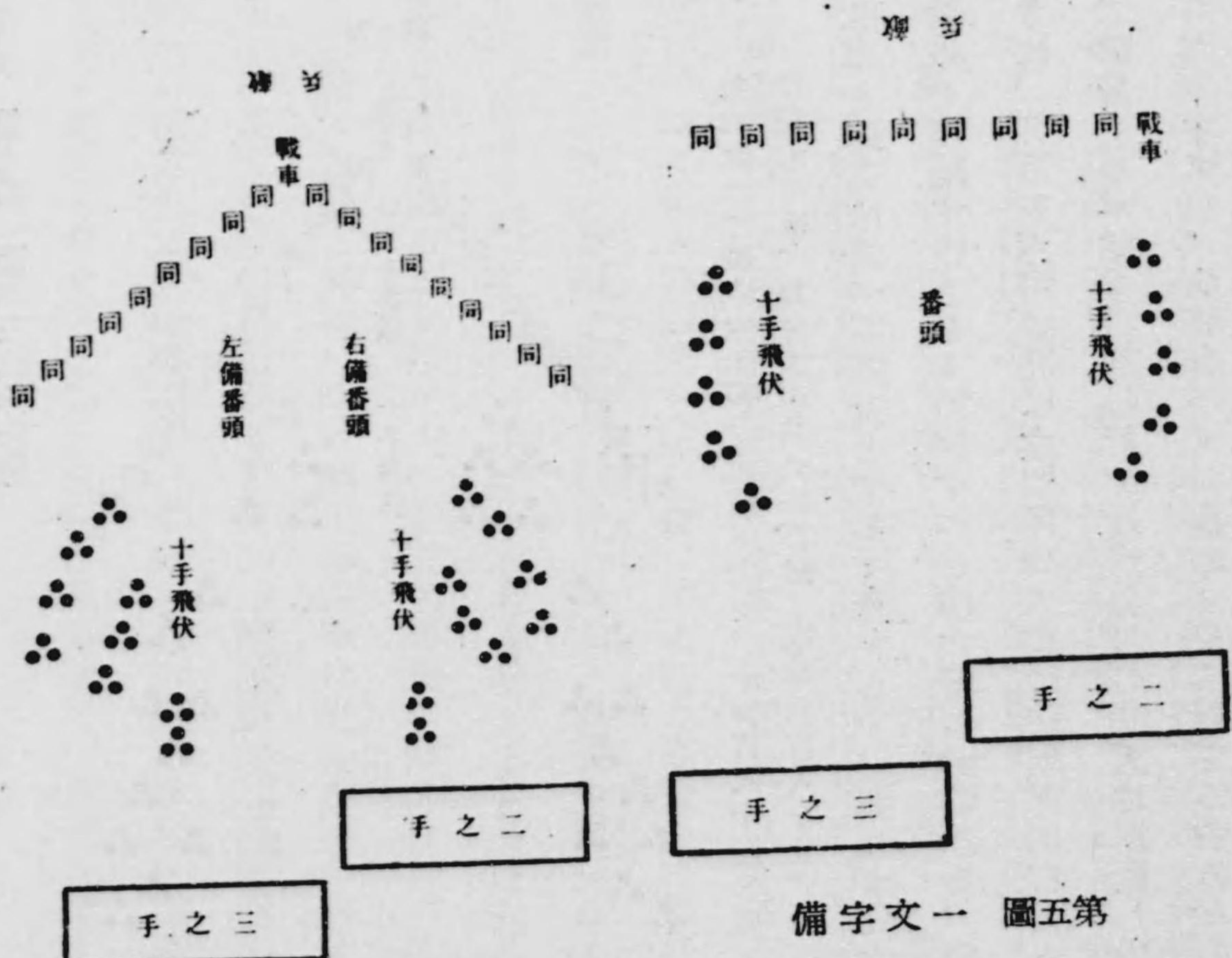
第四圖 雁行陣



二之手三之手に備へたる諸戦士は敵の我大銃に辟易するを伺て直に鎗を入れるべし

危険なく、彈藥を裝るに手次甚だ便捷に、且つ極めて速かなり。又早打の度を累ぬるときは、或は銃腹に火遣りて、動もすれば柵杖使ひの火傷すること有り。然るに予が新製の大銃は、彈藥を銃の尾より裝るが故に、遺火の有る無しは銃の尾より能く見ゆるを以て、決して彈藥を裝るに火

大銃車の諸陣形



圖五第 一文字備

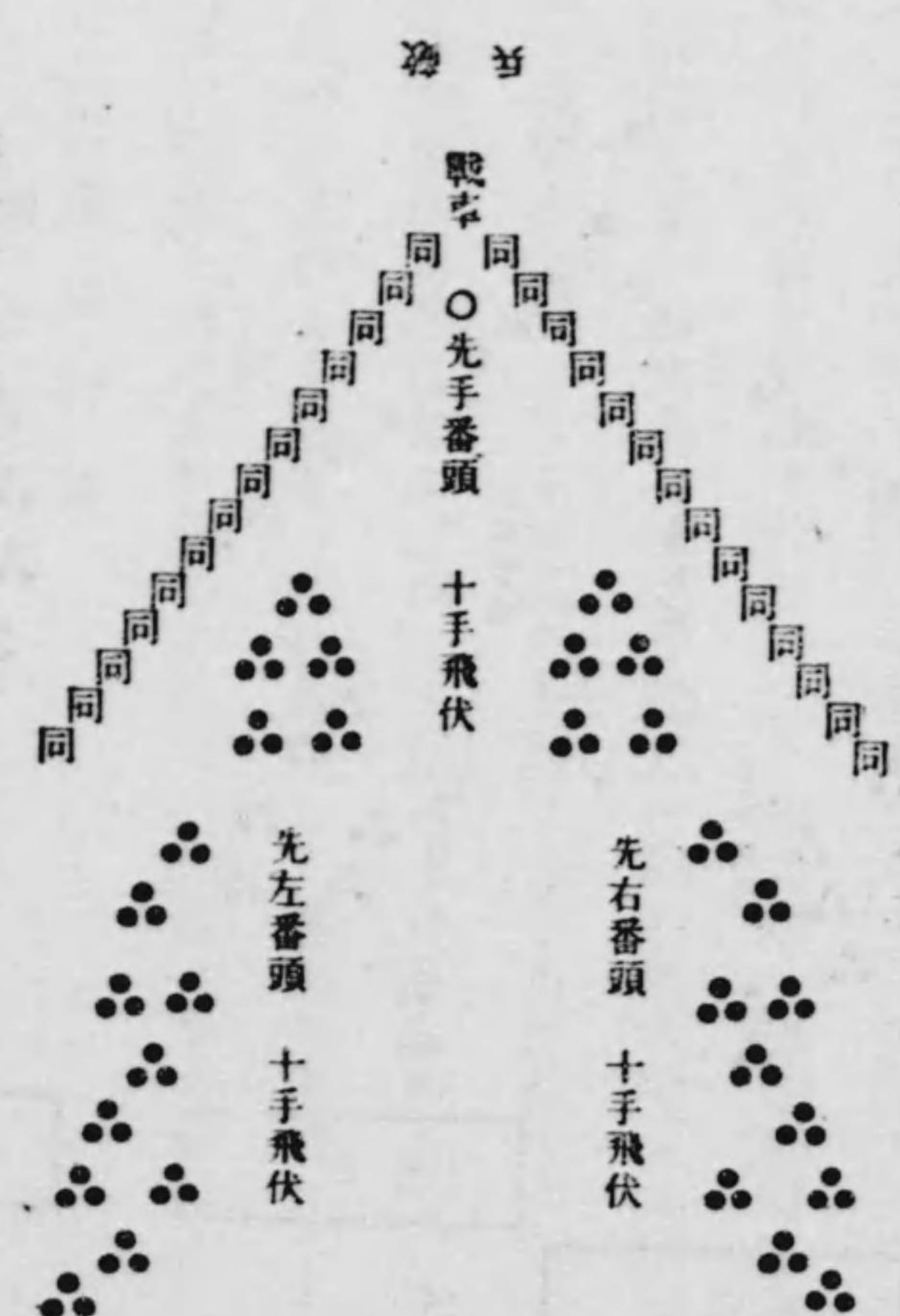
圖六第 二車組山形備

傷するの患あること無し。是れ予が製作の大銃は、普通の鐵炮とは大に異なる所以なり。茲に雁行・一文字・山形・鋒矢の陣圖を出して、大銃戰車の強敵を逆(へ)撃(つ)の趣を示す。右戰車三組の鋒矢備を或は接戰の模様に従ひ一組づつ三手に分れて戦ふことも有べし。其時は先手の番頭は其備を押し擴て山形か一文字と爲り右備は右雁行と爲り、左り備は左り雁行と爲て勇戦し、何様の變動起ると雖ども、一備十車は嚴重に組合て離ること勿れ。只々心を用べきは、筒先の味方に向はざる様に慎こと肝要なり。又戦地の形

大銃操練 第五



第七圖 戰車三組鋒矢備



(一) 砲の翼を擡げた様に左右に廣く備へる陣形。諸説多し  
 (二) 弦月の形に布いた陣形といふ

(三) 銃砲の威力大なるため、當時これを稱して「神器」といつた

大銃の威力

(四) 銃口、砲口  
 (五) 火節を入れて持運びする箱  
 (六) 原本に「別語」とは三銃用法論を云ふ。といふ書人があるので、「別語」

此三組にて戰車三十輛、大銃三十挺、助筒百八十挺、飛筒九十挺、都合大中共に三百挺、軍卒六百人なり。

此車を四方に並べて陣營とするも難からず。然れば此大銃車を押し出し、數多の火箭を打放して敵城を燒陥す仕方をも操練すべし。大銃の神器たる、此に存分の火薬を裝て平ら目當に打放すときは、凡そ五六町の間立つ所の人馬は皆繋ぎに打貫ものにて、恰も百千の雷電を帥ひて意に縦て撃發するが如く、押し行く近傍數里の間天地震動し山嶽崩壞す。其撃發の及ぶ所は壘粉と爲らざる者無し。血氣有るの類此を畏て避ざる者あらん哉。故に敵兵衆多にして強猛なりと雖ど

勢に因て、或は三備へ共に押擴げて、大山形か一文字・鶴翼・彎月等に爲りて働ことも有べし。唯此大筒と云ものは二重に備へて立ること能はざるを以て、敵人に後を騒がさるることを嫌ふものなり。

此の所の勘辨は番頭たる者各第一の心得なり。此等の働方を平生能く操練に熟習するときは、大敵に出逆て戦も、越働して勅敵を打挫くも、或は野中に戰車を列て夜を明し、或は敵に圍まると雖ども、

は「三銃用法論」であるかのやうに見えるが、若しさとすれば、「兵法一家言」の述作年代は「三銃用法論」と同じく文化五年まで遡られることになるのだが、この書き人は後人の手に成つたものであるから、必ずしも信するを要しない(「解題參照」)

大銃車による攻城法

- (七) 不意打
- (八) 財貨を入れて置く倉
- (九) サウリン・米倉
- (一〇) 番所。見張所
- (一一) 城門・城邊等の上
- (一二) 城邊の上を長屋造としたもの。永祿十年松永久秀が奈良の西北佐保山にこの形式の城なる多門城を築いたことに起つ大名稱

も、此を用て打挫かば奪魄せざることを得ん乎。且つ此大銃備へは雷に鎖弾と切弾を打放して勅敵を破砕べきのみならず、此に火箭を仕掛て敵城を燒陥すに宜く、又敵の陣營を燒拂に宜し。凡そ攻城の専要は古より必に火攻に決せり。何んとなれば、火攻に非る城攻にては兎に角に埒の明かざる者なればなり。是れ本邦のみならず、何の國も皆然り。倭敵城を燒陥す法は、先づ其大銃の巢口に適合の火箭を雜木を以て二三十本も製し、此を火箭籠に貯ふべし。火箭籠の製方は別録に記す。倭敵城を去ること十四五町より十町内外なる地高なる所を撰で打場を定め、大銃車を三組も押出して城に筒先を向て一文字に備へ、其前後左右には飛伏其他別に精兵を備て車備を警護し、以て敵人の唐突を防しむ。然後に火箭籠を打場に集めて火箭を大銃に裝へ、城内の宮殿・樓閣・府庫・倉廩・邸宅・舖舎・矢倉・多門の擇びなく、只其屋根を的として裝替々々に打込べし。三組の大銃三十座、一座五十本づつ打放すときは都合其火箭千五百本なり。我家三百目筒の雜木火矢は、燃ること甚だ大にして火勢極て熾なり。千五百箇處より火事出來て猛火雷の如く發し、赫々として滿城一時に燒上るときは瀾灑べからず。其れ猶撲滅ことを得べけん乎。須臾の間に紅焱天を焦し、黒烟地を覆ひ、魔風旋回して毒煙・毒火の至らざる所なく、火球飛散し、梁燒(け)棟落ちて天地震動す。本城・二の城・宮殿・樓閣を始として、城中の有と有らゆる貴賤・上下・老若・男女・牛馬・犬猫に至るまで、皆悉一時に灰塵と爲ること必せり。況や陣營等を燒



火矢による攻城は極めて廉價なり

據ふに於てをや。是故に今時の諸侯の如く庸倖に壯麗なる居城を持たる者は、萬一大銃備への火矢攻に遇ふときは、滿城の含靈皆焦熱地獄に陥て悉く黒霜と爲り、千歳の笑柄に爲るべし。是他なし、大銃の畏るべきことを知らざるが故のみ。可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>畏哉。元來火攻は不仁の最たる法なれども、武備を嚴にするには、火箭攻の仕方亦操練すべし。予先年阿州に在りし時、大火矢の早打を操練するに就て雜木の火矢を數十本製し、其費資を會計せしに、金一兩にて十五本づつ生成たる割合に當れり。然れば金百兩にて大火矢千五百本製すべし。抑城攻と云ふ者は甚だ大造なる事にて、費用極て廣大なるを以て、豫じめ此を算定すべからず。要害堅固なる者に至りては、迎も力攻には爲すべからずして、必ず糧道を絶て敵の食物盡るを俟<sub>レ</sub>より外に策の施すべき無し。夫れ數萬の大軍を帥ひて五年も七年も攻ると雖ども、此を抜くこと能はざる者あり。故に敵城を長攻するが爲に、自國大に困窮して他の變動を生じ、衰微を致すこと古來其例少なからず。故に堅城を容易に攻落すべからざることは、和漢の兵書に飽まで論ずる所なり。然るに予が火攻の法は一瞬の間に此を燒陷す。夫れ天險の嚴城を僅か百金か二百金にて此を破滅し、年月を涉らず、財用を費さず、入馬を罷さず、佚を以て勞に換<sub>レ</sub>こと、實に萬古未發開闢以來の神策と稱すべきもの乎。極て重き大銃は大抵備へ場に備へ置く者なるを以て此を打放すの操練は難きことに非ず。然れども時々其備場に於て點放を修練すべし。水軍に用るにも極て大なる筒あり。水戰操練の時

大銃修練

(一) 佐藤家秘傳の彈丸の一種。銅で作り、中に火薬を込める。敵船等を打貫き、船中で爆裂するもの。

兵法活物論と大銃車操練

(二) 佐藤家秘傳の再震雷に似てゐるが、敵船等を打貫き、船中に入り、爆裂せずして毒烟猛火を噴出するもの。文殊菩薩の乗る獅子の胸にかけた三箇の鈴の名からとる。孫悟空がこれに苦しめられたといふ。

極大銃の用法

(三) 理は再震雷に同じなれど、鐵で作り大なるもの。臼砲で打つ。

(四) 中に火薬を込める様に金屬の部分が中空に作られた彈丸。

(五) 『説文』に「止<sub>レ</sub>戈爲<sub>レ</sub>武」とある。

(六) 『司馬法』に「殺人安<sub>レ</sub>人。殺<sub>レ</sub>人可也」とある。

に點放を馴れ習ふべし。極大の筒には再震雷・紫金鈴及翻下等の函彈あり。是れ我家の秘法なり。此彈をも時々自ら製して打放すべし。木筒・紙筒をも自ら製して時々烽烙上げ火等を修練すべし。兵法と云ふ者は元來活物にて、時に從ひ變化して定規ある者に非ず。柱に膠し株を守り死法に縛られて流儀を立つる雜兵家の企て及ぶべき所にあらざるなり。故に六軍に帥たる者は先づ第一に此の大銃車を數多製造して、戰車の用法を調練し不逞を征伐するに用ることあらば、合戦六七場攻城三四所も震ひ發て鑿殲するの手並を見するときは、其餘の逆徒等皆猛烈に震ひ怖き、威風に辟易して軍士は戰はずして奔潰し、城壘は攻めずして落舉すべし。故に「戈を以て戈を止るを武」と云ひ、殺を以て殺を止<sub>レ</sub>るを威と云」とは即是なり。故に此の大銃車は野戰・攻城共に用る專要の武器にして、一度此を用て禍亂を靖めたる後は、永く惡魔を降伏し、太平を鎮護するの至寶なり。其他の大銃も此に亞ぐ。操練を精究せざるべけん哉。

所謂甚だ重き銃は大抵臺場に備置て、來る敵を待受打拂ふことにのみ用ふ。然れども大軍を帥ひたる時は、大銃をも持出すこと有り。又極大の銃は再震雷・紫金鈴の秘彈をも打出すべし。

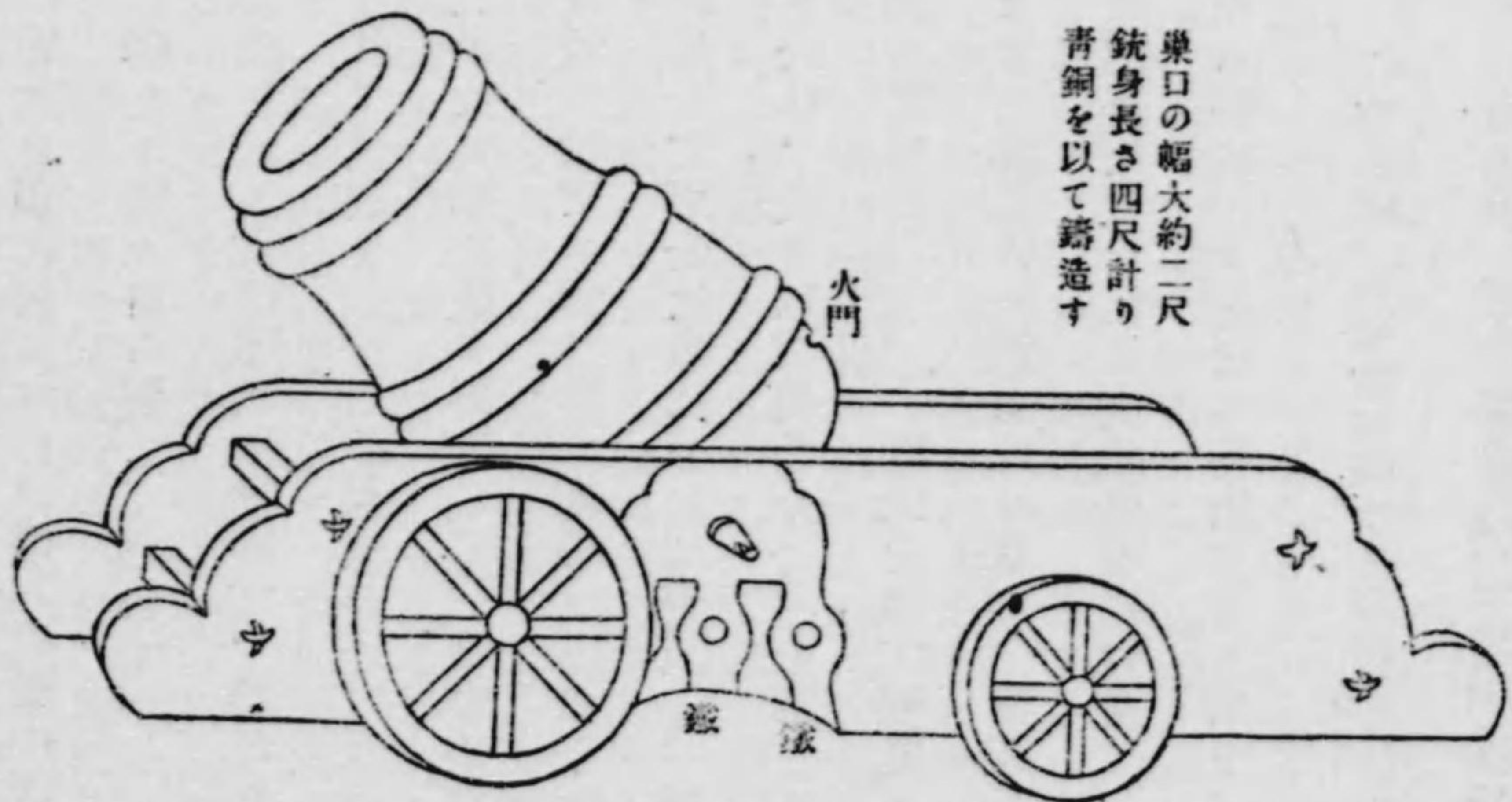
第八圖 再震雷秘彈十方擊發(圖並びに説明は本集上) 卷所收第二十七圖參照)

第九圖 紫金鈴噴發(圖並びに説明は本集上) 卷所收第二十八圖參照)



第十圖 莫兒蹄爾

翻下と再震雷との比較



火口の幅大約二尺銃身長き四尺計り青銅を以て鑄造す

(一) 諸語 Mortar 白砲。極めて短い筒で、仰放專用のもの

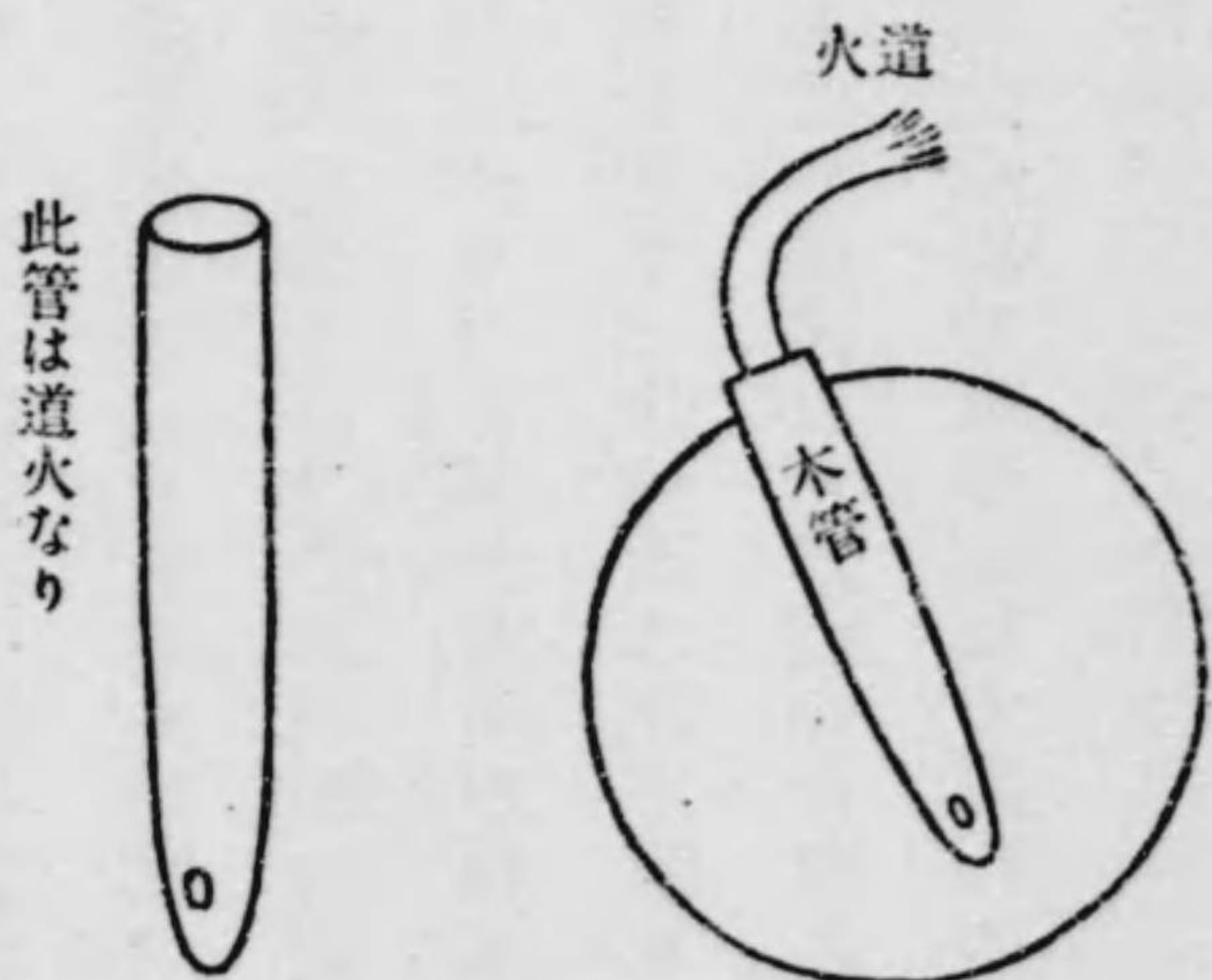
(二) 高く打上げ、敵の頭上に落す射法  
(三) 長さ八九尺の短筒で、銃口を長く鑄造した大砲。彈丸は鐵・石を三百斤ぐらゐ装填し、打てば彈石廣く開き飛散する。短距離用のもの(本木正榮著『海洋備要』卷四參照)

白砲の製法

(四) 大砲ドンドルピニスと同じ短筒。装彈四十八斤のもので、彈にはスコ

又西洋人の接戦に専ら用る翻下なる者も、其理は我が再震雷と全く同じけれども、翻下彈は頗る大にして、圓徑一尺より二尺に至る者あり。内を空虚に鐵を以て鑄造し厚さ一寸許にて一箇の小孔あり、恰も口の小さき茶釜の如き者なり。其圓筒の中まがきこたに火藥を實装、別に木管を造り、此れも引火藥くちやくを装て其彈の小孔に刺し、彈と管との合縫あはせぬを剛膏にて封固し、此れを莫兒蹄爾モルチールと名くる大筒の巢口に装て此方の矢烽烙を打つ如く、先づ其木管の道火に火を點じ、然して後に莫兒蹄爾の火門に火を刺して、即ち此を打出す。其彈此方の烽烙の如く飛走り、地に落て霹靂を發し、破裂分碎して人を打倒すこと甚し。再震雷と全く異なることなし。然れども其彈の大なるを以て極大の銃に非ざれば打出すこと能はず。極大の銃は極重くして、行軍に持運ぶべからざるを以て、モルチール砲か或は木砲を以て此を打出す。モルチール砲の製法は茲

第十一圖 翻下及び木管



此管は道火なり

に詳にす。

モルチールは其炮短く覗ひ打すべからず。且つ銃薄くして火藥を多く装むこと能はず。故に其炮口を仰あがて落し掛けに打ち出す者なるを以て、遠歩すること難く、七八町以外は利害を爲すこと無し。故に予翻下を用る敵を打取る法を詳かに論載せり。又西洋人は翻下のみならず、ドンドルピニス、スコロドカノ(三)ン、スラインキボット(五)、其他種々の火炮を接戦に用ふ。然れども其の中に於て最も利害なる者は翻下を最とす。毒烟に中りたる者は困倒麻死すること我が紫金鈴の毒烟に異なること無し。

故に慈媼乳を鼻中に吹込て發噎せしむるときは其毒即ち解す。

所謂翻下は烽烙火筒より工夫を累ねて製したるにて、烽烙を漢土に天墜炮とも稱し、其製の由て來ること久し。昔我 後宇多帝の弘安四辛巳の年に當て、蒙古の酋忽必烈が西海道に寇せし時に天墜炮を打出したる説あり。是れ天保十二年丑の年を距ること五百七十四年前に當れり。是に由て此を觀るときは、蒙古國に於ては此時既に火炮・火箭等を用ることを知りたるなり。其後九十年許を経て明の洪武四年湯和・廖永忠等に命じ蜀主明昇を征伐せし時、火炮・火箭を用ひたるこ

ロートボスといふものを装める。これは鉛・鐵・釘・鐵屑等を夾紙・ブリキ・帆布等に包み又は數多の彈丸を重ね束ねたものである。短距離用の砲(同上)  
(五) 吳瓶と譯す。高さ七寸、幅五六寸許の瓶で口の幅三四寸、三つの手把を付す。毒臭の火藥を充し、三條の火繩を付け、中には硝子・陶器等の碎片を入れ、板の蓋をして松脂を流し固く封する。火を點じ投げれば瓶砕け散亂し猛毒を發する(同上)  
(六) 元寇に関する根本史料の一『竹崎季長繪詞』にある毒炮(烽烙)がそれである

烽烙以後火炮の發達

(七) 明の太祖の功臣、征西將軍として夏主明昇を伐つ。洪武二十八年(應永二年)歿、享年七十  
(八) 明の太祖の功臣、明昇征伐の時湯和の下に副將軍となる  
(九) 夏二代の主、洪武四十年明軍のために破られ、太祖の臣となる



※(原文)陣既交火、砲銃連發。聲震山谷、衆皆驚走。  
 (一)明の太祖に仕へた武將。洪武十三年元の遺臣脱火赤をカラコルム(和林)に討平し、翌年雲南を征し、以後その地に留まり、土壘の筑を圖定した。洪武廿六年歿、年四十八。  
 (二)この天文十一年鐵砲傳來説は未詳の問題に屬する。且當時豐後の領主は大友宗麟ではなく、その父大友義隆の代であつた。義隆は豐後・豐前・豐後・肥後を領した武將で、天文十九年歿、年四十九。  
 (三)大友義隆、豐前・豐後・肥後を領し、更に筑前を併せ威を振つた。天正十年には有馬・大村兩家と共にローマに使節を派遣した。晩年は島津氏に攻められ秀吉に頼つた。天正十五年歿、年五十八。  
 (四)イタリヤ人。西紀一五九九年鐵砲を發明す。

と見ゆ。又其二十一年に沐英が雲南を征するときに火炮・神機箭等を盛に用ひたることを載す。其紀に曰「陣既にして火箭を交へ銃砲連發し、聲山谷を震はし衆皆驚き走る」と、是なり。又其後百五十餘年を経て、後奈良帝の天文十一壬寅の年に、西洋波爾杜瓦爾國の人豊後國神宮浦に来て、國主大友宗麟に鐵砲を獻す。是を鐵砲の日本に渡りたる始めとす。然れば我邦にて鐵砲を用ゐることは、蒙古人よりは二百六十七年、明人より百七十八年も遅し。愚老が鐵砲窮理論に説たる如く、初め拔兒鐸爾黠斯が鐵砲を開基して佛郎察國王に獻じたる後に、佛郎察王數多の火炮を製して如德亞國を征伐せしより、諸國皆此を專一の兵器と思ひ夥く鑄造し、此を佛郎機と稱せり。所謂佛郎機は入兒筒にして、今の世に子母炮と呼者即是なり。然るを炮術の次第に開たるに及て達人出來たり、佛郎機炮は烟り漏りて打發に不便利なるを以て、今の如く入兒の無き大炮を造り出だせり。是蘇亦齊國王加列兒斯の工夫に出たりと云ふ。次で弟那瑪兒加國にて種々異様なる大炮を造り、烽烙及び翻下等をも製するに至れり。其後炮術・火術は西洋一統流行せしを以て、蒙古にも西洋より傳授せし者なるべし。元史に太祖十七年に「滅三回々默德那國」と。默德那は亞刺比亞海の東岸にして西洋の名邦なり。又明史にも大銃を西洋炮と紀せること、雲南征伐に見えたり。

翻下の性能得失

翻下は今時炮術家用る所の烽烙なる者と其趣大略同じ。唯其異なる所は其球を鐵にて鑄造し、中

(五)歐洲で第十四・五世紀頃造られたもの。支那でこれを「フランキー」若しくは「ハラカン」(破羅漢)と稱した。多くは青銅製で、鑄製のものもある。一種の後裝砲で、砲尾に近く半圓形の空室があり、別に彈藥を裝める小筒があり、それを前記の空室に入れて火種を以て發射する。發射し終れば小筒を取出し、又新に彈藥を込める。かかる小筒が多數用意されてあつて急速に射撃し得る。  
 (六)スウェーデン。  
 (七)グスタフ・アドルフ(一六三二年歿)の誤りであらう。スウェーデンにはカールス(チャールス)の名をもつ國王として第一番に擧げられるのはチャールス十二世であるが、十八歳にして國を出で、ヨーロッパの中原若しくはロシア方面に永く駐戦してゐた王には、大砲改良の餘裕がなかつた筈である。  
 (八)デンマルク。  
 (九)アラビヤ。  
 (一〇)アラビヤと印度との間の海であるが、信濃はこの場合「紅海」を指してゐる。(一一)ナポレオンの姓

に強き破藥を滿腔に裝め入て、其外球の破裂して近傍數多の人を打倒すを專要とす。故に烽烙球の如く物を燒くの需あることなく、其主意は上に説きたる再震雷に全く同じ。然れども再震雷は敵船の胴腹或は敵城の矢倉に此を打込み、其の中にて破裂せしむるを主とするを以て、玉徑十徑以上二十徑も有る程の長き大銃に非ざれば、此を靦打すること能はず。故に平常玉打する長き火炮にて打出すを法とする者なり。又翻下は敵味方既に戦を接せんとして、其間の七八町より四五町迄に迫りて、敵兵を大勢備へたる陣中へ頻りに此れを打込つつ、直に破裂震動して數多の人を打倒を專要とす。且又玉の大なるを(以て)其筒の長きときは極(て)重く此を戰場に持出(す)べからず。故に其筒を短く且つ薄く鑄造して持運ぶに便し、此を接戦に用ふべき大炮と爲(す)たる者なり。然れども其筒短きを以て靦打すべからず。且其製の薄きを以て火藥を強く裝むべからず。故に其玉を遠きに走らしむることを得ずして、大約五六町より十町以下の利害なり。唯其此を打出すに道火を外より點が故に、此を用るの法は箭烽烙を放つに同く、打出すこと手捷、裝め替へ等の便利なること、再震雷及び天墜炮の絶て及ぶべき所に非るなり。蓋し此の翻下を兩軍互に用るに至ては、人民の非命に死する者多きこと、幾千萬と云ふことを知べからず。故に西洋諸國中古以來の合戦は、双方使者を遣はして相ひ互に翻下を用ること無かりしと聞たり。然るに近年勃那把爾



(一)ナポレオンが文化十二年(西紀一八一五年)ウオーターローで敗れた年を信濃は文化十三年と誤まつた

徳と云へる無道暴戻なる豪傑出で、西洋諸國を亂妨狼藉し、頻りに翻下を用て己れに従はざる諸國を征伐し、幾ど歐羅巴洲を一統せしかども、上天其不仁を怒り、遂に天罰にて文化十三丙子の年に滅びたり。其後西洋人復たボンペンを用ることに爲りしと見えて、近頃諸厄利亞國人滿清國に寇し、盛に翻下を用て滿清人を打立(て)しを以て、清人大に敗軍したる風説を聞けり。

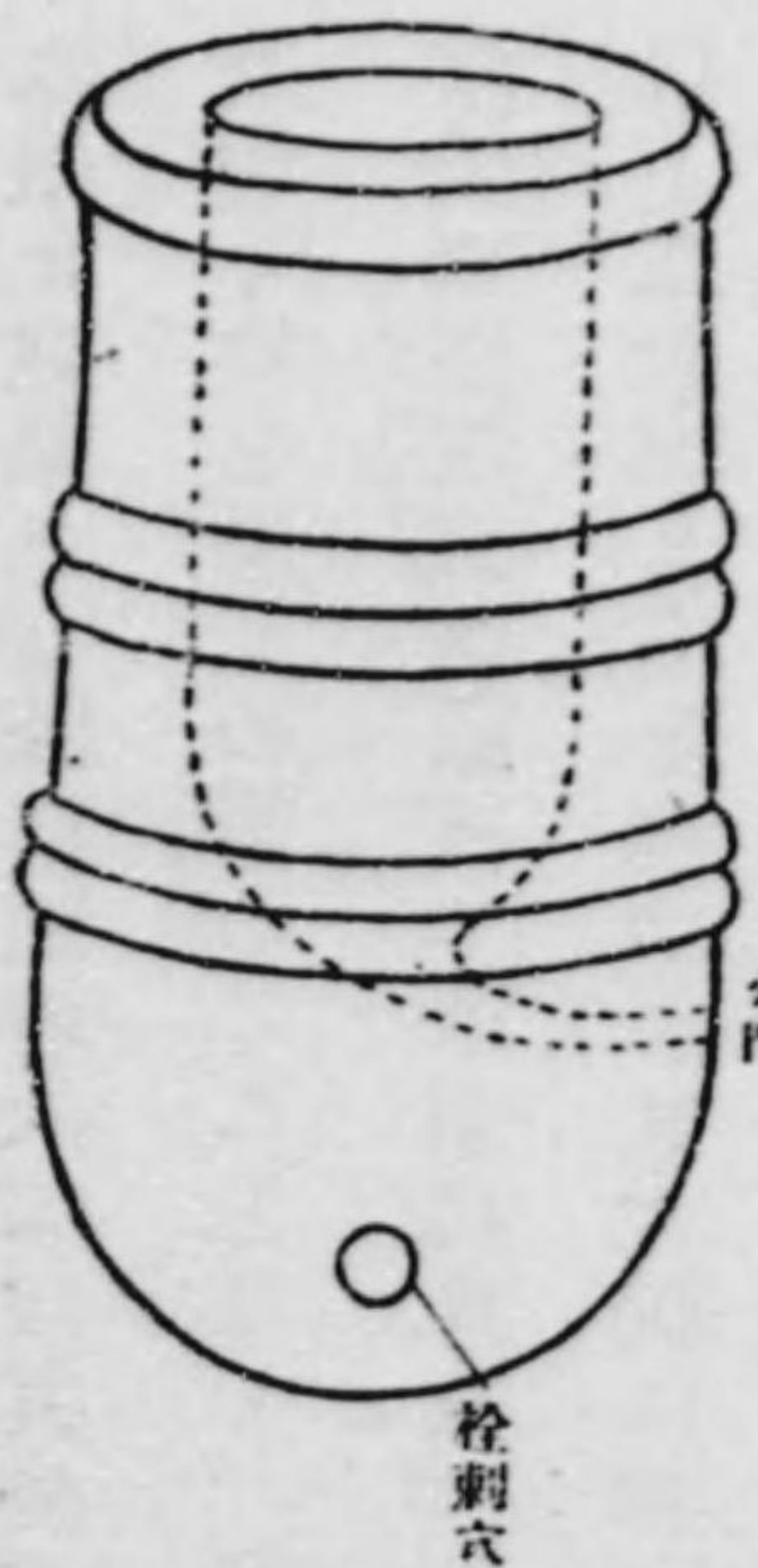
佐藤家傳來白砲の製法

- (一)毒煙彈、手投にも用ふる
- (二)榴散彈の一種、ブリキで中空の筒を作り、中に火薬・小彈丸を詰めたるもの
- (三)スコロドカノン(雷砲)に装するもの
- (四)鉛・鐵・釘・鐵屑等を夾紙・ブリキ・帆布等に包み、又は數多の彈丸を重ね束ねたるもの

○翻下と云ふは其彈の名にて、此を打出す炮をば莫兒蹄爾と名く。莫兒蹄爾炮は翻下を打つのみならず、臭瓶及び榴炮・スコロドカボン等種々火攻の諸物を打出すに用る大銃なり。故に形狀常體の銃とは異なる者にて、其尺甚だ短し。我家に傳來の製法は、莫兒蹄爾の炮の尺銃口より窟底まで銃腹の長さ、彈徑の二徑、又其銃の厚さ巢口彈徑三分の一、藥持の處は彈の徑三分の二、銃尾の尺は彈の七分、然れども其末は細く尖り、栓を刺して銃を臺に綴付る穴あり。且其銃腹は窟底を狭くして銃口の方を廣くす。是其定法なり。

茲に略圖を記して鑄造の模範に供ふ。

第十二圖 莫兒蹄爾炮



翻下彈の外球は鉄を以て鑄造す。其厚(き)こと大約其彈徑の十二三分の一にす。厚きは重くして不便利なり。翻下は七八町以下は利害畏るべしと雖ども、十町外に至ては大なる禍を作(す)こと能す。故に翻下を用る敵に遇ひ

翻下に對する戦法

たるときは、速に勘辨を廻らし、此を十町外に打挫く工夫を爲べし。上に説たる如く再震雷と紫金鈴は、十町以上二十町迄の間の利害を爲す。且つ又愚老が説たる如く、五百人の軍卒を能く訓練して、周旋轉開の法を行ひて、敵の小脇を衝きて勇戦を勵み、能く其實を避て虚を攻め撃つときは、大に此れを打破りて所謂モルチール炮を悉く奪ひ取るべし。翻下何ぞ畏るるに足らん哉。



## 兵法一家言卷四

### 備押第六

(一) 隊伍を整へて行軍すること

#### 備押前論二章

一、備押の要訣

(二) 押すとは行軍すること

● 人數を率ひて道中を<sup>(三)</sup>押行ことは、諸大家には各其家法も有べく、且又諸兵家の飽まで論ずる所にて、世人の皆能く知處なり。今時諸大名旅行するも即ち備へ押なれども、太平無事の時なるを以て、心を用ることも無く、備を嚴にするにも及ばず。然りと雖も治に亂を忘れざるは、國家に主たる者の警戒なれば、豫め斯の篇の説を心掛けて宜し。何んとなれば、擾亂の世の有様と云ふ者は、斯<sup>(四)</sup>在る仁世に思慮するとは以の外に違たる者なれば、假令家々先例の古法ありと雖ども、尙廣く學び審に辨じて深く察せざれば、必ず危<sup>(五)</sup>險の患に遇こと有ん。可<sup>(六)</sup>不<sup>(七)</sup>警戒。故に人數を帥ひて他國を押行には、毋<sup>(八)</sup>寧<sup>(九)</sup>行く先一日路の様子をば審かに探り知るべし。五日七日の行く先までを精く前知したき者なれども、戰國の世の有様は敵より種々に手<sup>(十)</sup>便<sup>(十一)</sup>を廻らし、道路も日々夜々に變化する者なれば、先づ能く明日の押前を専ら探るべし。茲に其趣を略説せん。此所より何程行けば土橋あり、定て敵より引き落すことも有るべし、且つ又其川は谷川にて切岸高く川幅何間程あ



(一)小規模の伏兵  
(二)土木その他の作事を  
管する役人

(三)大規模の伏兵

二、飛伏用法秘訣

(四)キリダマ。散彈(數  
玉)を構成する各小彈。  
霰管に鑄し込んで作つた  
鉛の細棒を、二三分の小  
片に切つて製する。更に  
散彈をも意味する(本集  
下巻所收「火藥製造明細」  
參照)  
(五)九頁參照。詳細につ  
いては「一隊精戰法」參照

り、其の先何程行くときは堀切・古沼あり、其先何里行て大河有りて船も筏も無し、村里も有れども人民皆落失せり。又或は何里程先の路傍に茂りたる森林有り、此の處には伏兵あるべき乎、或は何れの處の山間藪中には伏奸あるべき乎等の類なり。右物見按内の様子に因て主將より普請奉行に下知し、各自の用意を申渡して、兼て堀切り及び沼や河の渡すべき手當を工夫し置かしめ且物頭に命じ、伏兵を壓へ覆奸を驅出すべきの手配りを爲し、明日の押前に指支の無き様に、豫め其備を調へ置ざることを得ず。我家兵法は戦はずして敵を破ることを第一の功とするが故に、凡そ事起るときは、二日路も三日路も或は十日路も其餘も遠き處までも伏奸を遣して、鐵炮に切彈の數丸を裝へて敵の大將及び家老・番頭・物頭等をば能き場處に伏せ居て悉く此を打殺す。斯くの如くするときは、敵大軍なりと雖ども首のなき蛇の如くにて、畏るに足らざることと爲る者なり。故に我が家兵法は飛伏を用て敵の大將を打取るに極良なる秘術有り。敵軍大衆なるときは、假令其大將を始として家老・番頭・物頭等數多此を打取と雖ども、大衆の中には兵を知り武を用ること予に十倍も百倍も勝れたる智者も亦あるべければ、如何なる奇妙の兵法を行て味方の頭分を苦惱こと有んも知べからず。是の故に備へ押しには伏兵を壓へ、覆奸を驅出すべき手配りを嚴密にするの備へ無くんばあるべからず。萬一合戦も未だ始らざる以前、味方の頭分のも敵の伏奸に罹て怪我人等の出来るに至ては、下々の軍卒までも恐懼悸動して、自然に臆心を發

すること有り。可レ不レ畏哉。我家伏奸を用る法は秘すべき要なるを以て此を別録に記す。一家言別録三卷ありて秘すべき事件を記す。此の秘事懸望の仁は入門して傳を受よ。

備押二十五箇條

一、備押の時刻と一日の行程

二、備押中の下知法と具足着用

三、平生武士鍛鍊法

(六)出來合の粗末な具足

四、具足横製作の心得

備

押 第六

一一九

●凡そ備押は黎明に出立すべし。闇昧に押出すときは伏奸の禍あり。行軍の古例は我が領内にて一日に七八里を限りとし、敵地に入ては五里に過ること勿れ。押前は難處を普請して進行くと故に、少しく油断するときには着陣日暮に至る者なり。若日暮に及では人馬も勞れ、其外種々不利をうることも多し。故に必ず夜引き明けより押出し、早く着陣するを定例とす。然れども見届けたる必勝の利あるときは又格別の事あり。●備押は大抵前後に長く列つて立る者あるを以て、急なる下知は通すること難し。故に専ら旗を用て觸知らすべし。且備押は路の遠近を論ぜず十里にても百里にても皆物具着て押すべし。如斯するときには別に具足横持を携るにも及ばず。但極暑の時には脱て擔へるも宜し。然れども土着して武事に馴たる諸士に非れば、一日物具着て備押するときは、筋骨痛み身體動すこと能はざる者多し。兼て心得居べし。●今時の武士の如く、道中駕に命て先觸人足を使ふ心得にては、備押することを得べからず。故に上に説たる如く平生當番に詰たる諸士を下知し、毎夜番具足を着して角力を取らしむべし。如斯難難に馴れ習はし置くときは、物具して押しむるとも困苦する者少し。若し俄に初て物具着て道中するときには、總人數悉く皆病人と爲る者なり。國家に主たる者は、平生諸士を撫御するに深察すべきの緊要なり。●諸士家



五、備押中列を離るる時の心得

(一)馬の善畜

來を多く扶持する者は、若し具足櫃を製するとき、澁紙を用て張抜に製すべし。如斯するときは、物に打付けても高さより落すと雖ども、絶て破損すること無く、且又野陣したる時水を汲に甚だ宜しき者なり。⑤人數押行く間に若し草鞋をはき替へるか、或は馬踏をつけ替へ、或は大便秘等するときは、下々の者は其頭に斷り、頭分は其配下に斷り、己が行列を抜け出て傍にばづれ、速かに其の用を達して其本の列に驅付べし。騎馬の士は同列に斷りて、其馬を脇の方へ一文字に乗り出し事を辨すべし。家來の多き身分と雖ども、馬の口附二人、鎗一本、若黨一人、下男一人の外は連ること無く、其餘家來は右騎士の押前を押し、行列を壞すこと勿れ。其事を辨じ、直に本列に乗り戻り、同列に禮して己が押前に直るべし。但三町行くまでの間に驅及ざる者は罪あり。⑥押前にて火繩の火を消したるは、其同組は勿論組頭までも罪に行ふ。是れ鐵炮は火繩無ければ棒にも劣りたる者なるを以てなり。且火繩の火を互に附合ふも罪に行ふ。火を附合ふときは共に火を消すこと有て、五挺の内にて二挺捨るときは、頗る大なる後れなるを以てなり。故に本火繩の外別に助火繩あるべし。又長道具を横にすること大禁なり。且つ鎗の韜を落すときは其頭までを罪に行ふ。森林・村里等の樹下を押し行ときは別して心を用ふべし。⑦備押の兵糧には三種の別有り。軍役の兵糧、主人の兵糧、自分の兵糧是なり。所謂軍役兵糧とは出陣の時に主將より騎馬の士の糲一斤打豆一升宛を渡す。此を面々受取て長囊に入れ、鞍の後輪に縛り付置べし。

六、押前中諸武器の取扱に關する注意

(二)長具足とも云ふ。

槍・長刀等の長柄武器

(三)大豆を少し煮て乾かし、糠で打ち平めたもの

七、備押における兵糧三種

(四)シリワ、シヅワ。鞍の後端に附いてゐる圓く高い板の部分。前輪に對す

八、兵糧の用意

歩士には糲一斤宛渡す。此を受取て亦長囊に入れ、腰に縛り付て行くなり。此兵糧は萬一敵に圍れたるときか、或は糧道の絶たるときに、主將此を取り上げ集め、總人數の食料に作て配ることなり。若し夫れ在陣中此の糧の入用無(き)ときは、歸陣の砌返納すること法なり。所謂主人の兵糧とは毎日晝飯のことなり。是れ日中に當て主將の下知を蒙り、總軍一同此を食ふ者なり。所謂自分兵糧とは各自小屋にて炊きたる當前の飯を食ひ殘し、此を握飯か焼飯等にして持ち出したる者なり。故に此の糧は自分の望次第に何時にても食ふべし。⑧凡兵糧を炊(く)には其人數上下百人なるときは、二百人前の飯を炊て先づ百人前をば即ち此を配分し、殘百人前をば上下共に此を貯へ置くべし。此れ兵糧は、夜打等に出るか、或は敵より夜打來り、或は火事・喧嘩等、總て非常の騷擾ありて、急に飯を炊くこと能はざるときに用ふべきが爲めなり。然れども何事も無きときは、上に説たる如く一番貝を吹き立るときは、早や朝飯を炊くべきを以て、其貯へたる冷飯を朝飯に用ひ、其炊きたる朝飯をば晝飯に送り、其他馬の飼料等まで皆先練に右の如く心を用ひ、出陣より歸陣に至るまで總軍士の腰に兵糧の絶ること無く配(り)置ことは、我が家の兵糧を扱の法なり。⑨備押は無聲に押(す)を古來の要法とす。故に士卒には枚(五)を含ませ、馬は舌を練絹にて巻たる例の有ることなり。總じて高聲に語言することを禁す。殊に此の人數押は別して語言を禁じ、靜謐を勤むることなり。然れども大將の號令極嚴肅なるに非ざれば、多く浮躁に爲て慘として驕

九、備押要法

(五)聲の出み様に口に含む具



(一)一種の擬装せ、竹木の枝に火繩を挟み路傍に突立てて置くもの

一〇、不法者を即座に斬るべし

一一、敵地に陣取る心得  
(二)竹中重治著と傳へられる『軍法秘傳書』人数押之卷にこの法を記す。但し部分的には相違がある  
一二、備押における五種の難處

ざることには調へ難き者なり。故に國家に主たる者は、平生行儀を正し法度を嚴にせざれば、備押の不齊なる者なり。且つ夜中の人數押は晝の如く鐵炮を用ひ難ければ、弓の射手の精を撰び交へ備へ、又竹木の枝に火繩を挟み付て、行路の左右に數多刺立て捨置べし。敵方にて味方此の道を通行するを知て人數を操出し、右に捨火繩を見るときは、詭の火なるを知ると雖も、夜中の事故卒爾には打て懸らざる者なり。其間味方一手は押通るべし。此夜を祕密に敵中を押行くに源義經は士卒に腰兵糧米を噉せ、其他紙を含せたる等、其例種々の仕方多し。下輩の者共村里・驛場等を押行くときは、物を買取て價を拂はず行き過る者をば、即坐に此を斬て其處に梟首すべし。然らざれば、是より我が儘増長し、次第に不行儀に馴致して、遂に狼藉亂妨するに至る者なり。可不警哉。又陪臣下々の者は或は武士の禮義を辨へざる者多く、動もすれば出陣するときは諸事不自由なるに就て、竊に主人の馬廻を離れて亂妨を心掛ること有り。右様不法を行ひ備へ押の法令を亂る者は、貴賤上下を論ぜず即坐に此を斬るべし。敵地に入りて百姓・町人の落失(せ)たる跡に陣取りするときは、敵人風を便にして燒打すること有り。且主人たる者は其家の奥に居り、下輩の者は外様に居て主人の眼の届かざるが故に、自然と不行儀に成て、或は口論・喧嘩等を仕出す者なり。故に人數を押行くには、野陣を取るより便利なるはなし。四方よく明らかにして、敵人寄來ること有と雖ども味方に油斷のなき者なり。人數押には五色の小旗を用て五種の

(三)山など切崩して通じた路  
(四)谷間の隘路

一三、大河を渡る法  
(五)『實武一家言』には「河有敗武は出水ありて渡り難く云々」とある

難處を知らず相圖を振分る法有り。所謂五種の難處とは即大河・堀切・切通・深沼・切處是れなり。假令ば行前大河あるときは、先陣より其相圖の徵なる大河の小旗を振出せば、二陣も亦其旗を振て承知の由を答へ、且つ此を二陣に振り知らす。二陣も亦右の如くして其次に振り知らす。先陣と旗本の間何程隔(つ)と雖ども、少頃の間に通するなり。古代は此の小旗を高く指し上たる者なれども、數多の長道具に障らして見得ざること有り。故に今は役掛りの者近く小高き處に登りて此を振る。二陣・三陣も此の心得にて振なり。故に先陣より旗本までの間に幾備有りと雖ども、毎備に其左右に此旗五本宛を設け置て豫め其役を定め、次第に振り次ぎて旗本に通達し、其徵の旗は主將の心次第にて分明に通達さへすれば事足れり。行く前に大河ある相圖あるときは主將即奉行に命じ、兼て操練し置たる水練の達人三百人も五百人も帥ひて其河に至り踏勘せしめ舟も筏も無きときは水練達人を河向ふに渡し、直に向ふ河岸と此の方の河岸に二間隔に大杭を打ち立てさせ、此の方の岸にて大綱の端に細引を結び付けて、何本も水練の者に持たせて向ふ河岸に遣し、彼の大綱を向地に繰り取て、其綱の兩端を新に打立てたる兩岸の大杭に睨と結び止めさせて、何十本も右の如く大綱を張らせ、其大綱に數多細引きを結び付けて流置なり。偕其大綱の細引を流し掛終て、直に貝を吹き太鼓を打鳴して、總軍右の大綱に取り付き一度にどつと渡すなり。大綱の間々は騎馬士を渡す。上の瀬は人數押し渡(る)に就て、河下少し淺くなる處を、大將



一四、深き大河を渡る法

(一)チャウケンジュツ。距離測量術

(二)例へば旗の長さ十尺として、若しコンパスを持つて腕を伸して計り、一寸に見えたとすれば、腕の長さ二尺の人の場合は川幅は二百尺となる

(三)水練に達したるもの

(四)趙匡胤。北宋第一の帝。初め後周の太祖。世宗に歴仕し武功あり、後一六二〇年帝位につき、汴(開封)に都し、國を宋と號し、殆ど全國を平定した。一六三六年崩、年五十

及び老武者・小荷駄・徒荷持等を渡すべし。萬一水に落て流るる者は、大綱に流し置きたる細引に取り付べし。假令ば一萬の人数を千人づつ渡さんには大綱十本引き張り、五百人づつ渡さんとならば、二十本と最初豫め會計し、一度にどつと渡すを法とす。切々追々に渡すことは不吉とす。但し大綱を引張るに、瀬早き河ならば、其地の形勢に従ひ片靡に引き張るべし。若し又深き大河ならば近邊の在家を毀ち、或は竹木を伐り採り、筏を組成て渡すべし。筏を組むには先づ町見術にて其河幅を測量せしむばあるべからず。早く其大略を積るには、向ふ河岸の樹木か目に立つ岩等を目當に取るべし。若し目當と爲すべき者の無きときは、水練の者を遣して向の河岸に目印の旗を立て、根發にて此を挾見るときは即ち知べく、又根發のなきときは、此方の河岸にも目印の旗を持たせて、河上にも河下へにても走らせ、大抵向ひ地の目印旗と此方の目印旗と同じ位に見える處に踏み止らせ、測る者の居處より此方の目印までの間數を計れば、大概其河幅と多分の差は無き者なり。偕其筏の組様は其河の上流なる水中より組始め河下へ組み下るなり。若し其流の緩かなる河ならば、直ちに橋に成る様に組むべし。又桶を大小に拘はらず數多取り集め、此に材木・板等を結び付、此れに取り付きて渡を桶船と云ふ。又桶を向の岸まで並べ、其の上に材木や板を載付て渡すを桶橋と云ふ。騎馬・小荷駄をば桶舟・桶橋等に引付て泳がすべし。何れにも一度にどつと手早く押し渡るを良とす。若し夫れ半渡り備の未だ立ざる處に敵軍急に攻め掛る

一五、堀切に對する處置

(五)タンシウ。湖南省の東部なる今の長沙

(六)ケンセキ。小石。一握の石

(七)主將の耳目となり諸事監察に當り非違を糾彈する役人

(八)營壘土木等の工事を督する役人

(九)縦横の棒を井の字の如く組合はせ、交叉點を結ぶこと

一六、沼を渡る法

(一〇)「實武一家言」には「竹木を六七尺に切て、中蘆子に結び、左右の開きたる所には竹木の枝葉を以て柵を付、手前より段々に向進渡し調、其中には埋草を入渡すなり」とある

(一一)テツビシ。鐵製で淺の質の如く枝刺を多くつけた小形の武器

一七、切り通しを押し行く心得

ときは、其危きこと論ずるに及ばず。先陣より堀切あるの合圖を振り知らさば、主將急に奉行に命じ、且つ總人數に下知を傳へ、人毎に土塊か石瓦・竹木・枝葉・草芥・菰莖の故敗たる等を一抱づつ手運にして右の堀切を埋めしむ。土石・草木一把宛にても、大勢なるときは暫時に埋まる者なり。昔宋の太祖潭州征伐の時、山路の卷石多くして馬の通行難きを以て、急に總軍に命じ人毎に卷石一つづつを抱て此を除かしむ、大軍なりしを以て頓に其石を除て、今は平坦なる道路と云ふ。堀切は人力を以て製したることなれば埋むること易し。其半分程も埋めたる時、先づ此方の岸を切り崩して下り坂に作り、又向岸をも切崩して上り坂と爲し、路の既に成るに及んで右より一騎、左より一騎づつ、人數を入り組にて渡すべし。如斯せざれば必ず先後の争ひ出来る者なり。目付と作事奉行老功の働き專要なり。沼あるの合圖なれば主將先づ檢見せしめ、淺沼ならば、縦横に竹木を入れ、踏付て上に埋草を置き、即ち人數を渡す。若し又沼深きときは、竹木を障子の骨の如く四目結に結び、其上に竹木の枝葉を編付けて渡す。又意外に足入れ深き沼ならば、竹木二三本を骨として竹木を切て横に組み梯を結び、透きたる處には竹木の枝葉を柵付て、手前より段々向の岸まで渡し調へ、其上に埋草を入れて渡すべし。敵地に入り沼渡りするは甚だ大事なる者にて、或は底に鐵菱・鐵串等を蒔き散し置て、人馬を損傷すること有り。五人・七人渡すことは容易なれども、大軍を渡すには此の仕方に加くべからず。山を切り通したる場處を心を用



ひずして押し行くときは、敵の兩方の高阜より大木・大石等を投掛て、大に味方の人馬を損すること有り。且つ加様な處には、或は地雷火を二斗も三斗も桶或は瓶中に裝て土中に埋置き、隠火繩か時火線を用て俄に變を發することあり。故に切通しの合圖あらば即ち物頭に命じ、左右高處に人數を登せて其の心得を爲し、且其押し行く地形に念を入れて、精く此を踏勘すべし。切處とは谷間の道を云ふ。此も亦右の切通に異なることなし。此類の路筋は敵より谷の兩口を塞て中に取り圍むことある者なり。總て敵地を押し行くには、大石・小石・重石とて石にまでも心を付て押すべし。又山坂を押し行くには、主將も馬より下り、近習の士も段々馬より下り、主將を圍みて歩行すべし。險阻の地には伏奸を隠し置きて、大將を打取べき策を爲すことあり。故に良將は衣服を着し、目に立たざる装を專要とす。且つ山坂等の險阻は主將も馬より下りて、士卒と同じく艱苦して歩行することは、諸軍士への禮儀なり。山林・險阻を押し行くには、平地の如く行列を齊て押すことも出來ず、且又人馬の勞るものなれば、主將より急に下知を傳へて「加様の難處は各、勝手に心の儘に喚き叫で押し通れ」と令すべし。元來險難の地には敵より往々に伏奸を籠め置きて、大將を揀打にせんことを計ること有り。怪しと思ふ藪中等には、十匁彈鐵炮に藥を強めて二つ彈を裝め、頻に打ち掛て此を試むべし。或は伏奸の逃出すこと有り。且つ又山谷震動して極て雄壯を倍する者なり。故に敵人小計ありと雖ども、味方人數嗥呼叫聲と鐵炮の音の夥し

一九、山林險阻を押し行く法

二〇、細道を押し行く時の心得

二一、黒鐵者召連の利益  
(一)クロクハ。土工

二二、橋舟の製法  
(一)「實武一家言」には「船橋」とある

きに驚畏し、大抵は出合はざる者なり。何となれば、假令味方の人數五千か八千ありとも、心を放縱にして喚叫のときは、山鳴り谷應へて遠近動搖するが故に、敵方には五萬にも十萬にも聞へて、大いに敵の魂魄を奪ひ、味方の英氣を増す者なり。凡そ細道を押し行くに、假令ば二行の備へ押しならば、兼て主將より下知を傳へ、今日は左を前にするときは、重ての細道は右の方を先に押すべし。如斯せざれば、或は先を争て陣中不和の出來ること有り。何となれば、出陣の押前にては、一足にても進むを本意とする者なるが故なり。兎角先手に争論の無き様にするは主將の心得專要なり。黒鐵の者をば數多召連れること利益あり。假令ば三百人ならば百五十人は鐵・鎌・斧等を持せ、先陣に立たせて使ふべし。上に説たる如く、敵國を押しときは敵方種々工夫して、路筋に障礙を設て邪魔を爲して人馬の足を勞し、難澁せしむること多し。其道筋の障礙は大抵黒鐵の者に切り開かせ、或は土を運せ竹本草芥等を敷て足場を直し、總軍の押し行くに便すべし。若し黒鐵の者のみにて調ひ難きを實檢する上は、乃ち合圖の旗を振べし。橋舟を作るに唯河岸にて「船を押し並べよ」とのみ下知するときは、騒動して下知も聞へ難く、且つ埒の明ざる者なり。故に其良法は先舟一艘を手前の岸に繋ぎ寄せ、夫より段々乗船の船尾と船首とを繋ぎ下し、幾艘にて向ふ河岸まで届くべきを量り、一本大綱を一文字に延し、楮其初手前岸に寄置きたる舟に水主等乗り込せ、船首の繋ぎを解き引揚て、彼の大綱に繋ぎ着て、又次の舟に乘移て此をも大綱



二三、雨雪に對する考慮

(一)『武門要鑑抄』品第十の武前に同じ。『甲陽軍鑑』品第十四に「物前にて腰たす無性になる人は、木の臆病者として云々」とあるのによつて考へると、物前は敵前と同意味になる

に繋ぎ、段々其次ぎの舟をも右の如くして向の岸まで並べ、何も其船尾にも大綱一本を一文字に張て、船尾の動ざる様に結び着けさすべし。又其際に總軍に下知して竹木を伐採て簀を編せ船の上に打掛けさせ、然後に人馬を渡すべし。小人數を渡すことは如何様にも成るべけれども、大衆を渡すには此法便宜なるべし。●人數押行くときは總軍雨に濡れたるは物前に取て味方の虚なり。故に雨の將に來らんとするを窺ひ得るときは、早く陣取りして人馬の勞を休むべし。然れども行く先に水出て渡り難き河等あれば、少し濡れても早く其河を越す亦專要なり。加様の時は手早く渡り、向河岸に上陸し畢て、主將兵器の鞆さかを脱し胡床こしやに腰を掛けて、諸士も亦武器を執ること將に戦はんとするときは如くならびて、即ち總軍に下知して急に假小屋を作らしめ、小屋の出來たる上は、先づ一番に下々の雜兵と小荷駄等に小屋入りさせ、其後に諸士を入れ、主將は殿しんざりして最も徐に引き入るべし。其上にて總軍半分或は三分一づつも下知を蒙むり、衣服を着替て濡物を乾かすべし。又大雪の降るにも早く陣取りすべし。〔然共止事を得ざる故ありて押行時は、先陣には我流義の大筒車を押さする也。〕大雪と云ふ者は一聞先も見得ざるものなれば、敵の不意に寄せ來ること有らんも知るべからず。故に嚴しく此を打挫には、我が流儀の大筒車を並べ備るより良なるは無し。

(二)『實武一家言』にある

敵も不意に寄來る事あらば嚴しく此を打挫かせ、車を並べて敵をさへぎり、其間に備へを立る也。か様な

る道中は何れ行列の亂れざる様に押行難きものなれば、兼て其手當有べし。又我流義の大筒車は雪の上も砂の上にも自由に進退周旋する故に、時に取て殊に重寶なり。

二四、風に對する考慮

(四)江戸時代中期に大野武矩によつて創始された砲術の流儀。正式には自得流と云ふ。(本書附録『實武一家言』巻五及び『三銃用法論』下巻參照(五)『實武一家言』には「火筒組」とある

二五、大野流の笈掛組  
(六)タマガスリ。彈丸を發射するに用いる火薬  
(七)ハヤゴ。早合に同じ。鐵砲に込めて發射するたぬに火薬を込めた小さい紙筒  
(八)『實武一家言』には「其形狀具足の體に似たり」とある

●人數を押行くときに向ひ風は味方の不吉なり。人馬の眼も明かならず、且つ存外草臥ることの甚しき者なり。故に向ひ風の強く吹くときは早く陣取りすべし。偕其向ひ風の時野中に陣取りするには、風除の法と云ふこと有り。此れは風上の方に高さ三尺許り掻き上げ土手を作り、其土手の内を焼き拂ふか刈拂ふかして、其土手より三十間程も退て弓鐵炮を伏せ、其處より五十間も退きて陣を取を云ふ。若し夫れ敵人風上より火を放ちて火を便りに寄來るとも、火は右の土手際に消へ、敵の明かに見ゆる頃に伏せ置きたる弓鐵炮にて嚴しく此を打拂ひ、其際に大筒車の備を繰り出して敵陣の横脇に押付て劇しく此を打碎んが爲なり。若し人風除の法を未だ行はざる以前に敵人風上より火を放つて押し寄せ來ること有らば、味方後陣及び左右備の後風下を急に處々に火を付て焼き拂ひ、其燒跡に備を立ること古へよりの定法なり。●又大野流にて備へ押し召連れ笈掛組と云ふ備へあり。此は鐵炮の達人二十五人を一組として頭一人あり、頭の陪卒四人、都合三十人なり。組子二十五人各皆笈を擔ふ。其笈の製法は正中に三十匁彈の鐵炮一本を立て、其周圍に火矢十本づつ指し立て、下に引出しあり、其中には玉藥及び火繩・早籠等を納て、外に塗皮の覆を被らせ、其形狀全く笈に似たり。其用あるときは上覆を取除て火矢にても玉にても意に任せ



飛伏組

(一)『實武一家言』の文

て打出す。

又飛伏組といふは、此も鐵炮打の中より三十目彈以上の達人を撰、平生切玉の數玉を打事を熟練させ、主將より厚恩を加へて撫育する打手也。飛伏組は各廿目彈の鐵炮に壹合計づつの切玉を三四十も裝たるを持出る者にて、三人を一手とし、内に一人頭あり、八手を一組とす、即廿四人なり。物頭一人有て此を支配す。頭の陪卒五人有て、是又一組卅人也。此飛伏の鐵炮は螺圓にて中繼したる筒にて、或は抜て三斷に短くして風呂敷包と爲し、人に知ら(れ)ざる様に遠路に出て奸を働く事あり。故に此組は主將別て親愛する所にて、此八手飛伏の物頭は大抵主將の寵臣か親戚を用ふ。抑八手飛伏は我流に於て甚祕藏する所にして、大筒車後にも備へ、殊に一隊五百人の轉戰法にも必專一とする者にて、我他の利用極て多し。右火箭組は後陣か小荷駄組の警固に備ふべし。又八手飛伏は諸手に皆備ふ。主將の左右には別して多く備て押べし。

(二)長持の一種、竹で編んだ特殊なもの

行軍の聖法

又竹火矢組あり。此は足輕十文目彈以上の鐵炮に達者なるを五十人一組として旗本前備先に押さする者なり。此に其筒の巢口に合たる竹筒の火矢を數百本製して籠長持に入、持人に昇せ、村里を焼拂ふ時に、此の火矢を打ち放しむべし。  
○右備へ押前論二章、細説二十五條は、中古以來諸家の説を集め、此れに愚老が新たに考へ得たる事等を増加へて此を潤澤したるなり。總て押前と云ふ者は二行にも三行にも押し行くべきことなれども、街道狭き處は一行に押すの外に術なし。但し其一備へ毎に間を隔て押すべし。握奇經

※(原文)陣間陣を容れ、隊間隊を容る

(一)一手に續ぎて押すと、隊と隊の間をあけず一つに連續して行軍すること

(四)味方の一部分が進出し、敵の側面を衝くこと

(五)陸中輝貴郡の内、盛岡へ約五十軒

(六)盛岡、陸中農手郡の内、南部氏の城下、舊名は不來方、慶長二年南部信直がここに築城してから名を改めて森岡或は盛岡と云ふ

(七)江戸時代に江戸から日光に至る街道、奥州街道宇都宮から分れる

(八)「密鑿」に同じ一〇六頁註四参照

(九)導火線

(一〇)『實武一家言』に「より補ふ」

(一一)シリハラヒ、後拂、しんがり

(一二)竹筒火矢を入れた籠長持

備

押 第六

に曰く「陣間陣を容れ、隊間隊を容る」と。是れ古來行軍の聖法なり。若し夫れ其法に従はずして一手に繼て押し、萬一不意に敵兵寄せ來て急に攻め掛ること有るときは、總崩れと爲て横を入ることも能はず、働くことの不可爲に至る者なり。近來諸國の街道を觀るに、大抵左右より百姓に鋤剝されて多分田畑と成れり。唯南部の花巻より森岡に至る間と、日光街道のみは古代の街道なるべく思はる。其他は東海道と雖ども鋤落したる處多し。中國・西國等の途に至ては街道とは思はれぬ程なる細路なり。此の以後者人數を押し行こと有らば、深く勘辨すべきの一大事あり。自今以後昔の如く物見の仕方を疎脱にすることにては、人數押し行くことは絶て叶ふべからず。何んとなれば、今世の中古と大に異なることは炮術の達人極て多し。上に説きたる如く、彼の數彈の伏奸は可畏の上にも可畏者にて、一發に騎馬三騎、歩兵七人を三重繫に打貫くべし。且又場處を能く見立て大銃を伏せ置き、渡火線を用て火を渡すときは、五七百粒の數彈にて數百人を打倒す。主將たる者の備押に可畏の一大事とは即ち是れなり。萬人に及す備押ならば、全き仕方の無きにもあらず。先づ旗本の不慮の警を嚴にするには、林木・高草・山路・谷陰・堤陰・夏麥・秋稻に至るまで、總て草木の茂りたる處は葉を分て搜索すべし。且つ本陣より十町餘も前に物見備を出すべし。此の備へと段々物見を出したる尻拂にて旗本の前備とも稱すべき者なり。此れには騎馬六十騎、足輕二百人許り皆十文目彈の銃を抱へ、竹筒火矢籠長持を昇がせ、騎



馬は從者共に二百餘人、足輕等を加へて四百餘人、分ちて四手と爲り、百餘人づつ押前の左右を驅立て進み、林木の茂りたる村里は四手に備て段々に立て、筒先を揃へ一度に竹火矢を打掛て悉く焼き拂ひ通るべし。其後に大銃車一備此れに繼て徐に押し、深林・高藪等の中には時々打掛けて通るも宜し。若し伏兵逃出づること有らば、騎馬の士追掛て打殺すべし。如斯して押行くときは、勅敵の國と雖も庶幾くは大なる過失無かるべし。若し失れ其心得も無く、容易ならざる敵地を押し通らば、必ず大將脚下より不意に伏奸起ること有て、無上の大變を仕出すも亦知るべからず、可レ不ニ熟察ニ哉。

## 新附・降參人の取扱法

●敵國の地を切り取り、次第に進で押し行くときは、其新附の百姓貧窮なる者を見ては、厚く憐れみ此に米錢・衣服等を賜はり、或は兵亂に罹り居宅を焼れて難澁する者には、本國より大工及び諸職人と呼び諸雜物等を取り寄せ家を作て遣はし、種々諸雜器を與て其不自由を救ひ、且慈心深き郡奉行及び代官等を置て此れを撫納せしむべし●敵國の郷士及び諸浪人の勤仕を願ふ者と或は降參人數等を我が軍卒に増し加へて此れを用ること有り。其時は假令ば我が軍卒一萬人にして新附二千人ならば、此れを分て我が軍に相交へ、組合して使ふべし。其法新附二千人を百人づつ二十に分て、我が五百人頭二十人に各百人を渡す。番頭此を受取り、二十人づつ五つに分て、配下の百人頭に各二十人を渡す。百人頭此を受取り、其二十人を四つに分て配下の小頭に渡す。小頭

## 新附の武士を我が軍中に組入るる法

其五人を受取り、五つに分て組頭に一人づつ渡す。組頭此を受取て是迄五人の一組を六人組とするなり。其餘何百人ありと雖ども、皆此の法の如くして組合すべし。總て降人は其の内心の眞か偽か未だ知べからざるを以て、此を二備にして同じ處に居らしむべからず。故に此の法の如く分て組合するときは、萬一偽りの降參人たりと雖ども、絶て一揆を企つること能はざる者なり。是を以て察すべし、人數組は實に行軍の根本なることを。故に三軍に帥たる者は平生能く人數を組立置て、卒伍の令を嚴明にすべし。新附を撫御するは別して心を用ふべし。



兵法一家言 卷五

小荷駄押 第七

小荷駄備を嚴重にすべし

(一)コニダ。もと雜物を負はせる駄馬を稱したが戰陣では兵器・軍用品等及びこれを運ぶ駄馬隊をいふ。輜重  
(二)小荷駄奉行のこと、小荷駄を統率する役

(三)小荷駄も備押中の事なれども、其說頗繁多なるを以て別に篇を立たり。然れども畢竟皆備押中の一事たるを以て、篇を分つと雖ども別事に非るなり。抑小荷駄押は極て大切なる者にて、奉行を任ずること甚だ肝要なり。武備に老練なること國中に比無き人物を撰むべし。何んとなれば、總軍の兵糧を始めとして諸士の衣服其他軍中の諸用共皆悉く此備へ中に在ることなり。故に軍陣あるときは、味方よりも敵の小荷駄を第一に目掛けて此れを奪ひ取んことを欲し、敵よりも亦味方の小荷駄を心掛たること必定なれば、念の上にも念を入れざれば無難には通らざる事なり。萬一小荷駄を奪るときは、戦はずして逃歸るの外に爲べき仕方あること無し。是の故に諸兵家何れも小荷駄備へをば旗本の後に置きて、總軍の中にして押さずるもの多し。味方の領内を通行するには普通の奉行にても危きことは有るまじけれど、敵國の領地に入りては甚だ恐るべきの最たり。故に我が家の法は大銃組を二備も三備も添て其守を嚴重にし、合戦の様子に因りては非番



の奉行大筒組を帥ひ、脇より進みて越働きすること有り。如し此するときは小荷駄の備へ甚だ強くして、嚴然たる一敵國の如く、絶て敵に掠略せらるる患は無し。

小荷駄押十八箇條  
一、小荷駄印

●凡そ小荷駄印は絹或は木綿布にて小幡の如く横長く製し、各其頭或は各其主人家の紋と名前を平がなに書せて染め付けにすべし。着陣の時は總て小荷駄混雜するが故に、各其印しを目當にし

(一)午後八時

(二)『實武一家言』によつて補ふ

二、一人分の衣服

(三)トウニガツバ。糊油を引いた油紙で作つた合羽

切りに其手の後ろに押すことなり。〔其跡には必大筒車を備へ、歸る時は一手々々の先に大筒車を押しして歸るなり。〕我が法は奉行二人づつ附け、十日替りにして毎日當番非番を定め、當番は先きに押し、非番は必ず大銃備へを帥ひて其跡に押す。●小荷駄は糧米・食具・諸器械・衣服等なり。凡そ一人前の衣服、冬は厚く綿入の大羽織一枚、桐油合羽一枚あるときは、事の足れる者なり。成る丈は手輕るに省へし。其場に臨み寒(き)ときは藁・藎・菰の類を引被て凌ぐべし。

三、荷物運送の分量

長陣は虱夥しく生ずる者なり。兼て其覺悟すべし。凡そ小荷駄を押すに、平地は車を第一とし、牛馬此に次ぐ。難處を押すには歩荷を便とす。●荷物運送の分量は、歩荷一人持は六貫目を限り

(四)『實武一家言』には「八拾貫目」とある

(五)『實武一家言』には「米なれば二石を限とすべし」とある

(六)行李。行軍の荷物

(七)荷を括る。荷作する

四、兵糧の分配

(八)糧の一種。竹を筋通ひに組み合せ、繩で結んだもの

とす。米・大豆は一斗五升、糠は二斗、牛馬三十二貫目を限り、車は四人押にて百貫目迄とし、米・大豆三石を限る。八人押なれば米六石載るも宜し。陣用の荷物は一組切りに寄り合ひて鐵を付くべし。或は陪卒の無き組ならば、二十五人寄り合ひて筒に作るべし。既に筒たる上は右に説きたる如く番頭の紋とかな書の姓名を染め付たる荷印の小幡を指し付けて置くべし。又陪卒二十五人以上持たる諸士は一と筒りに作り、己が家の紋と姓名と其備へとを染め付たる印旗を指し置くべし。又二十五人以下の家來を連れたる寄り合ひ組ならば寄り合ひて筒り、總頭の姓名と其手と其組とを染め付けたる印旗を付け置くべし。●兵糧には別に奉行あるべし。糧米一人毎日米一升味噌五勺鹽一勺づつ渡す。味噌を用ふるを上軍役と云ふ。大抵鹽のみなる者なり。凡そ練軍に糧米を渡す法は、先づ奉行所に聊爾虎落を設て中に兵糧を積み置き、出口と入り口には門の如き形を爲し、足輕二人づつ門番を勤めて、米を受取者は必ず入り口より入り、既に受け取りたる者は出口より出しむべし。其出口と入り口には高札を立て置きて、出入りの口を違はしむること勿れ。楮其渡し様は、陪卒無しの人數ならば、二十五人一同に此を渡す。又陪従あらば一伍五人陪卒の人數合せ一同に渡すべし。長陣には三日或は五日分も一度に渡すこと有り。總て此を渡すには「番頭某何組某上下何人分」と書たる印紙を持ち來ては、米・味噌・鹽を引き替へに渡すべし。●大軍の時は兵糧の渡し場數箇所立つべし。一箇所大約三千人許に渡す積りなり。但し渡場多

五、兵糧渡場



(一)筥の一種。琉球産の燈心草で織つたもの。琉球表

六、陣中鍋

(二)「實武一家言」には「二人」とある  
(三)「實武一家言」には「一升枘」とある

七、陣中炊飯

八、一日四食を定例とす

(四)モツサウ。物相、盛相。飯を盛る具

九、陣中の艱難を平時に體驗すべし

き時には旗本の糧米は何の備への渡場にて渡すと云ふことを兼て定め置くべし。然らざれば二重取りすること有る者なり。凡そ米を渡すには、虎落内に澁紙(一)か琉球席等(二)を敷きて其上に米を散し勘定方二人、帳方二人、枘取り四人、手傳一人あるべし。枘(三)は一斗枘・五升枘を用ふ。陣中にて釜は甚だ不便なり。足無しにて底平なる銅鍋最も宜し。鍋は弦(四)を掛ければ何を煮にも用ひられ、且つ銅なるときは損すること少く、足無しに製する者は、幾箇も入れ兒と爲りて持ち運ぶに便なり。只此の銅鍋は竹を焚くことを忌む。竹を焚くときは早く損する者なり。且つ鍋は必ず別に箇て車馬に載せ、鍋を染付ける小旗を指立て、着陣の上は小荷駄附の人夫持廻りて、各の小屋に二十五人二箇宛此れを渡すべし。若し着陣して飯を炊んとする時、俄かに戦始りて打ち出ること有らば、二十五人一組の内五人づつ残りて、飯を炊き陣所に持ち行くべし。所謂此殘番も兼て當番を定め置くべく、且つ急難あるときは主將も心を用ひて兵糧の世話すべし。總て陣中は飯を多く炊き置くを利とす。暑中は兎も角も冷き時候には、二日三日分も炊き置くべし。冷飯も熱湯に打込むときは直に温る者なり。且つ又焼味噌・干味噌等も常に調へ置くべし。是さへ有れば汁を煮るにも及ばざる者なり。凡そ飯を飯枘(四)に打貫きて人々に盛り渡すには漆を素塗したる板最も宜し。飯を其上に打ち貫きて味噌と鹽とを添へて渡すときは、直に事の辨する者なり。凡そ飯は朝夕二度炊くに、朝は一人六合、晩は四合づつ焚き渡す。是を朝晝晩夜と四度に食ふを定例とす。凡そ

一〇、腰兵糧

(五)辨當箱。近來軍隊で食器を「めんこ」と俗稱したのは「めしこ」の音便か

一一、陣中炊飯は煙を不同に立つるを法とす

(六)水越四年九月九日夕刻上杉謙信は西條山(妻女山)に登り武田軍の海津城から炊煙の多量に登るを見、敵に企圖あるを察して更に搜索の結果遂に敵の裏をかくことを得たと傳へられる

一二、糧に敵に依る法

軍陣中衣食住の艱難なることを、太平の世にも時々此を試みて能く心得居るべし。戰場の有様と云ふものは、太平の世の空談とは存外に様子の異なることにて、興の醒たる者なり。故に時々操練の砌りに、十日程づつも野宿して其艱苦を馴習(一)べし。若し然せずして、唯兵書等を講ずるを聞いて、想像で心得たりと思ふが如きは信に昌水練なり。凡そ合戦に出づる日には、塗板に盛りたる兵糧を、朝食分を先づ早く半分(二)を飯筒に入れて腰に帯び、其残を手早く喰ひ仕舞べし。若し緩くするときは飯を食す(三)間の無きことの出来る者なり。所謂其腰に帯びたる飯は、自分の兵糧なる者にて、望次第何時にても食ふべき者なり。又陣中にて飯を炊に、其煙を多少不同に立るを法とす。何となれば、敵の物見は常々味方の飯炊く煙を伺ひ居る者なればなり。昔武田・上杉川中島の役に、甲州の陣にて大飯を炊たるを越後勢伺ひて、明早天軍を出することを察し、謙信密に精兵を帥ひて夜の未だ明けざるに信玄が本陣に近寄りて、大軍の既に出たる虚を襲ふ。此れに因て信玄大に狼狽せしこと有り。故に時々夜中或は大飯を炊て敵を疑惑せしむべし。兵糧は徒荷一人運送一斗五升、是れ十五人一日分の食料にて、牛馬一駄は八斗、是れ八十人一日分なり。故に深く敵地に打入りては本國の米のみにては逆も長陣叶はざることなり。因て敵地の米を食ふを專一の働とす。然れども俥りに百姓を亂妨して掠め取るが如きは、不仁暴虐の致方にして君子の禁する所なり。唯其領主の米を攻め取りて此を用ふべし。然れども領主の米を取り得ること難く



一三、敵國に恩恵を施すべし

兵糧の足らざるに困むときは、敵地の町人・百姓より穀類を借り用ることも有るべく、但し相成べきのことならば、本國より財用を取り寄て其代金を遣はすべし。若し本國より取り寄るも間に合はざる急迫なる時は、能く其米穀の主に請て暫の間借用して、後日に相違なく代金勘定すべきの由を約し、主將の印紙を預置くべし。或は云く、時宜に因ては兵糧ばかりは只取りにする古例有り。然れども是れ宜き法に非ず。何んとなれば、敵國に入ると雖ども、能く其百姓を安堵せしめて秋毫も亂妨すること無く、此を撫納するは行軍の古禮なり。然るに米穀をば只取りに掠奪べきの古例あることを得ん乎。抑敵國に攻め入りては、厳しく亂妨を禁じ、篤く愛恵を加る仔細は、合戦既に勝て其國を得るに至りては、其地の百姓は皆我が子なり、若し夫初發の亂妨に國人怨を含むときは、容易に信服する者に非るを以てなり。昔永祿・元龜の頃伊達家の人數奥州二本松を亂妨せし以來、二本松領の百姓今に至て尙伊達家を怨み、仙臺の家人には草鞋を賣ることまでを惡み、通行するに動もすれば窘こと有り云ふ。故に百姓の怨望と信服するとは、三百年も五百年も忘るること無き者なり。甲斐國の百姓今に武田信玄の慈恵を尊敬するを觀れば、其趣も亦察するに足れり。若し已ことを得ずして敵地の町人・百姓より米穀を借用すること有らば、主將の印紙に非ずと雖ども、番頭・百人頭より連印の券書を入置き、或は其券を持ちて本國の奉行所にて借主を勧め、代金を取りに遣すも宜し。其借主愈本國に來らば、利潤ある様にして代

(一)「實武一家言」には「伊達大將大夫政宗」とある  
(二)今の福島縣安達郡二本松町

一四、敵地の人民より米穀を借用する場合の處置

一五、清野の法への對策

金を渡し、且又奉行所に於て飯・酒・肴等を賣し、引出物を與へ、其他道中の入用を豊に賜はり種々恩を篤くし、情を深くして歸すべし。若し信を失ひ義を敗するときは、盜賊同様の惡評起りて、必ず後患の根と爲ること有り。故に敵國に入りては、竹木を伐り採り或は蕪菰等を取り用ると雖も、必ず其主に存分價を取らせ、其上にも種々の恩恵を施すときは、雜費は多しと雖ども、敵國の百姓此を傳へ聞て人情語に此方に傾き靡く者なり。此を禍を轉じ福と爲すの策と云ふ。又清野の法と云て、敵國城下及び田舎百姓・町人の穀類までも、悉く此を城内或は要害の地に取り納めて嚴重に此を守り、味方に一粒をも渡さざること有り。如斯なる國を攻め打には、本國より莫大の兵糧を運送するに非ざれば手に入ること難し。是れを以て人數を他國に出すことは、實に容易ならざることにして、長陣に及ぶときは本國大困窮することなるを以て、最初に精しく廟算し、急速に必勝の利の無き軍には兵を出すことを禁ず。故に人數を出すに至りては、堺の城等を攻め陥すこと、早きは一兩日の中に落舉し、遅くも十日に過ぎずして決果せしむるが故に、絶て長陣の患あること無し。其法は秘する所なれども、上の操練篇、下の合戦及び城攻等の諸篇を熟讀せば、其概略を會得すべし。小荷駄に載せて持ち出すべき諸物は、弓箭・鐵炮・鎗・長刀の外先づ第一に食物・衣類・銃藥・銃丸、長柄の鎌、長柄の刀、大藁口・棒三箇道具・楯・梯・大綱・小綱・細引・苧繩・麻糸・木綿糸・木綿布・絹布・幔幕・貝・太鼓・鐘・大鋸・劔・斧・山

一六、小荷駄登載諸物品

(四)ミツダグ。捕手に用ふる突棒・指股・鎧(袖)の三種。何れも長柄の武器



一七、棒火矢用雜木及び數矢の用意

(一)不明  
一八、盾の制

(二) 盾は宗廟、又重慶、武田家に仕ふ。天文廿一年八月信玄信州河原原城太田彌助を攻めたとき、宗廟初竹束を作つて勝利を得た。天正三年長篠の役に戦死  
(三) ウシタケタバ。竹束を牛と稱する臺に立て掛け銃丸を防ぐ具。牛は木材を結び合せて作る。なほ竹束は『三河物語』によれば既に天文十九年安祥の役に使用されてゐる

刀・大工道具・鋤・鍬・鎌・鶴背・鐵杖・萬力・鐵鎚・木槌・大槌・攻道具・大銃・大筒車・木筒・硝硝・硫黃・樟腦・松脂・蠟油・魚油・燈心草・蠟燭・灯笼・燈籠・竹火繩・棉火繩・琉球席・澁紙・桐油合羽・紙類・絹綿・棉綿並に鍋・桶・食器・籠類、其他尙多し。棒火矢を製する雜木も、兼て貯へざれば急には得べからず。且又弓矢も夥く費者にて、矢師に任せて仲々叶ふべき者に非ず。上に説たる如く心掛けさへすれば、美麗には調すと雖ども、篋を矯て羽を附ることは誰にも出来る者なり。若し羽不足にて手支へたるときは、何竹にても能く矯て、管より六寸許りに下に孔を明け、其孔に幅一寸長さ八寸程に油紙を切て引通し、管の方に引き返して射るときは羽ある如く能く飛ぶ者なり。且つ米田新八の秘傳にて、一人にて一夜に七百より千本以上の矢根を製する法有り。盾亦種々の製あり。械の三寸板は小弾を防ぐに宜しく、中以上の弾にても碎ること稀なり。或は朴樹の板にて箱を造り、中に綿或は打薬を詰め込で用る有り。又魁藤丸の儘なるをば九本づつ簀の如く編み二枚合せて作りたるも有り。又六寸圍り程の藤蔓を右魁藤の如く製するも有り。又二寸角の櫛にて簀を作り、両面に牛の生皮を張り、中に眞綿入の蒲團を下けたるも有り。此の盾は頗宜しけれども財用の費多し。弘治元年甲州武田家にて米倉丹後と云ふ人、初めて牛竹束を製せし以來、諸家此を珍重して、鐵炮を防ぐ第一の要器とす。然れども竹束及び仕寄盾・持盾等小銃の弾をば防(二)こと有りと雖ども、大銃に至ては奈んともすること能はざる者なり。所謂竹束・持盾も彈丸を防(二)に足らずと雖ども、死を畏ることは人生の至情なるを以て此許にても矢玉を避くべき物を製して、戰士の前に備ふべきこと固より論なし。又大盾は高さ五尺六寸廣さ六尺、車を仕付て大勢にて持ち寄るべし。小盾は高さ三尺、幅一尺一二寸、裏に執手を付て、一人毎に自ら持(三)詰寄るなり。又木にて一本足尖りたるを仕付て、地に衝き立るも亦有り。其他仕寄具多しと雖ども、大銃を以て打ち拂はるときは奈んともすること無し。只我が家の(五)鎧盾は彈丸を避るの妙なること、絶て他物の比すべき無し。何んとなれば、鎧盾も彈丸の貫ざるには非らずと雖ども、鎧盾を打貫きたる彈丸は物を破るの勢力あること無し。

○右十八箇條は小荷駄押の概論なり。抑小荷駄押は即ち備押中の一事にして、古來皆押陣中に此れを記す。然れども其事件頗る繁多なるを以て、別に篇を立つると云ふ。

物 見 第八

○夫れ物見は三軍の耳目なり。合戦の勝敗悉く斯に係り、死生・存亡の機皆物見の精疎に因て決する所なり。故に軍に帥たる者は、精密の上にも精密を究むべき要務たり。然るに古來皇國諸兵家、甚此要務を疎略にし、既に事の眼前に迫らざれば、物見を用ることを知らず。故に往々意外なる急變に遇ひて、奈んともすべからざるの困苦に罹れること多し。乃ち兩上杉が河越の大崩、

物 見 第八

(四) 大形盾で城攻の際身方を守りつつ進むとき用ふるもの

(五) ミノダテ。竹竿の先に篋を垂れたもの(五七二頁第六十五圖参照)  
(六) 武州川越の戦は北條氏と上杉氏との戦で、天文六年。同十三年の兩度である。信濃の意味するのは後者であらう。即ち天文十二年山内上杉憲政は駿河の今川氏と結び九月八萬餘を率ゐて河越城を圍んだ。北條氏康は八千を率ゐて小田原より來り、策を以て弱を示し天文十三年四月廿日夜襲を行ひ上杉を混亂に陥れ、勢に乗じて大勝した。かくて上杉憲政は上野に逃れ、扇ヶ谷上杉朝定は戦死した

物見は三軍の耳目なり



(一) 永祿四年の川中島對陣に於て武田信玄は山本勘助の言を用ひ、二萬の軍勢を二分し上杉謙信の策に出でんとしたが謙信はこれを窺破して夜暗と濃霧を利用し機先を制して信玄の旗本八千を奇襲して混亂せしめた

武田信玄が河中島の手違ひ、今川義元が桶狭間の敗亡、龍造寺が高來の戦死、東照神君の龜井村に於て困迫し給ひたるも、皆是れ物見を逸遷にし、備押を嚴肅にせざるの禍なり。可レ不レ慎哉。又此の物見には皇國中古以來の軍禮にて、武者振を嗜むと云ふこと有りて、漢土春秋時代に致<sup>(五)</sup>師と云ふ者に似たり。故に着する所の具足等より馬及び馬具までも、普通の戰士よりは華麗にすることも古例なり。故に物見は陣門を乗り出す時に成るだけ馬を早めて進むべし。敵を恐るる氣色無くして、甚だ勇壯に見ゆる者なり。味方の見得ざる處に至りては、靜に乗り回して、精しく敵の様子を見届くべし。既に審に見届けたる上は、馬を早めて乗り歸べし。味方の見得る處に至らば、馬を乗り靖めて徐かに陣前の近きに至り、四五遍も輪乗りすべし。如<sup>(六)</sup>斯するときは物見矢倉より此れを見付けて、物見の本陣まで歸らざる以前に、物見の靜に歸へりたる由を矢倉より主將に注進する者なり。抑物見役の武者振を嗜むことは、晉に立派を好むのみに非ず、三軍

(二) 永祿三年五月十九日織田勢三千のために不意を衝かれて敗死した  
(三) 龍造寺隆信。天正十一年有馬晴信が島津義久の援を得て隆信に反するや、隆信は翌年兵を率ゐ島津家久と肥前高來郡に戦つたが、島津軍の銃火の九めに敗れ、三月二十四日遂に自殺した  
(四) 不明。或は徳川家康が元龜三年袋井村(遠州天龍川の東)において武田信玄の先鋒山縣昌景と戦ひ苦境に陥つたことをいふのであらうか  
(五) 戦を扱む意。『春秋左氏傳』宣公の十二年の條に「楚許伯御、樂伯攝馭、右、以致晉師。許伯曰、吾聞致師者、御罷

眼目の要めなるを以て、武者振立派に立て歸るときは、上は總大將より下は雜人等に至るまで皆心を安靖する者なるを以てなり。若し敵方より弓・鐵炮を打掛けることあらば、其時には馬を千鳥掛に乗ること古來の法なり。千鳥掛に乘たりと雖ども、矢玉を免るるにも非ざれども、如<sup>(七)</sup>斯乘るときは唯一向に逃と違ひて、殊の外武者振立派に見ゆる者なり。此の古禮も亦一理あるが如くなれども、實の武用には迂遠なり。唯其武者振の立派なる物見のみを頼みにして、實武。

し進軍し而して還。樂伯曰、吾聞致師者、左射以射、代以御執。御下。兩馬掉換而還。その他詳細な記事がある

實用の細索に慎密を盡さず、尤妄に敵地に打ち入り合戦に取掛者ならば、忽ち主將の足下より大變起らんこと必せり。故に三軍に帥たる者は心を用ひざるべけん乎。

物見役勤方十八箇條  
一、物見の古法は疎放なれども参考とすべし

●合戦に物見を以て耳目とすることは、諸兵家皆能く此を講ずることなれども、古來皇國に傳はる物見の法は何れも甚だ疎放なる説にて、自今以後の模範にするに足らず。然れども先づ從來皇國の名將物見を使ひ用たる作法を熟知して、其足らざる所を補ふに非ざれば、以後も永く全備することを得べきの期なし。故に古より諸兵家に所傳の物見を用ひたる作法を記して考按に備ふ

(六) 遠望する爲に設けた城樓  
二、物見三等を辨ずべし

●本邦物見には古來三等の別有り。所謂其三等とは、先づ二三騎づつ出づるを小物見と云ひ番頭或は諸奉行等の出づるを中物見と云ひ、大將の自身に出づるを大物見と云ふと是れなり。小物見は大抵二騎を一組とし、一人は勇壯なる者を用ひ、一人は老功の士を用ふ。凡そ此の役は總軍死生・存亡の大事を決するの要務を荷ふことなるを以て、實に一國の俊豪たる武士を撰び用ふべし

(七) チドリガケ。一直線に進まず左斜に進み、又右斜に進み、左右交互に進むこと

●物見は出たる先にて敵方の士より勝負を望むこと有る者なり。但し右様の事ありと雖ども、國家の安危に罹りたる大切の役を勤むる身分なれば、私一己の耻に拘るべからず、能く深く思慮を回らし斷りを申て歸へるべし。然れども萬一其敵理不盡に打掛ること有らば、是非なく打ち果することも有るべけれども、元來物見と云ふ者は總軍の眼目にして、能く敵方の動靜を見届くるを職分とす。然れば如何様の恥を受くるとも、其場を逃して馳歸りて物見の大役を辨ずること

三、小物見は成るべく勝負を避くべし  
(八) 細作・問者

物見の古法は實武に即せず



四、中物見・大物見は勝負に備ふべし  
(一)『實武一家言』には「十文目玉の鐵炮」とある。十文目玉とは直径六分程の鉛の丸玉である

五、遠國には整物見を用ふべし  
(二)七里飛脚のこと。江戸時代に尾藩・紀藩協同で東海道に七里毎に宿を作り、飛脚を置き、密機によつて急用を辨じた

そ、眼目役の本務なるべけれ。敵人と勝負を決するが如きは、固より手足役たる者の役前のみ。軍中第一の眼目たるべき貴官の身分を以て、敵軍の動靜を見届くべき要務を勤すして、普通の戰士の働きを爲さんことを欲す、大なる誤と云ふべし。故に物見役を勤る者は、己が身國家の安危に係れる大事役たるを熟思せよ。若し止むことを得ずして打ち果すべきに至らば、一人は必ず歸りて軍事の動靜は勿論事の仔細を言上すべし。若し三人物見ならば、二人は打果すとも、一人は必ず歸りて言上すべし。此の事も豫て歸へる者の當番を定置くべし。中古以來物見に武者振りを嗜むと云ふことの始りしより、物見に出る武士の行装も立派に爲り、右様に勝負を決せんことを望む事も出来て、勝たる武士の埒も無き事に客氣で打果すこと有るに至れり、可不浩歎哉。中物見以上は動もすれば直きに取り合ひになること有り。故に中物見は鐵炮持たる足輕を百人も二百人も召連れて出すべく、大物見は鐵炮足輕を三百人以上も召連れべし。毛利家の法は、千人以上召連れて出るを大物見と云ひ、五百人以上帥ひたるを中物見と云ふ。大物見・中物見の外に出て急に取合に爲りたる時は、早く本陣に注進する役人あるべし。此も亦物見に出る以前兼て當番を定置べし。整物見と云ふこと有り。此は頗る遠き處に用ふ。其先々幾く處も物見を遣置きて段々申繼ぎにすることなり。場先の様子を遠き國と雖ども早速本陣に報じ知らしむべきが爲めなり。尾藩・紀藩等にて街道筋に役人を配り置きて、先々種々の事體を申し繼ぐ、七里と云ふ者の

六、物見は變装に巧なるべし

七、物見は敵の國情を探索するを主とすべし

八、物見は敵の虚實を見切るべし

九、物見は地勢の見積を專要とすべし  
(三)賈の内面、厝底の裏見上げ  
 (四)味方不利の地形を逆地、味方有利の地形を順地と云ふ

類なるべし。此物見は極て隱密に兼て以前に伏置かざれば、調はざる事なるに論なし。深く敵地の物見に行くには、或は行脚と爲り、修行者と爲り、或は乞食と爲り、潛費と爲り、或は商人と爲り、匠者と爲り、勤て敵國人に物見・細索たることを疑はれざることを要とすべし。或は其様子を探り得て本國に逃れ歸るときは、草鞋を逆に着き、或獸類の足跡等を作りて、密々に往來すること有る者なり。凡物見に出て物事の様子を見切する次第に種々の習有り。先づ敵國の貧富・強弱より、國主政事の邪正・得失、士大夫・百姓・町人の服すると不服と且其國の人氣厚薄、平日の質朴奢靡より、風俗模様、其他土人の家業を勉勵と怠惰と、且つ又山河の險易、土地の肥沃・坳瘠或は溪澗の要害何れの地に在る、或は何の處に大社・大寺ある等、或は繁華富饒の大邑、海船幅湊の津港ある等を審かに探り知るべし。味方出陣する時は敵の虚實を能く見切るべし。敵の人數立の正整ならずして旗の手動き、軍士安りに四方を廻見し、或は所持の兵器を玩て居敷もせず、或は首を仰いで内胄を白く見せ、或は軍卒の雜談する等皆虚なり。又人數立を正整にして皆居敷き、或は軍士皆下目して妄りに身體を動揺すること無く、或は正しく兵器を持て此れを玩弄す、旗の手立派にして武士妄りに聲を立てること無く、諸事靜り返りて見ゆるは皆實なり。對陣の時は先づ能戰場を見立つるを專要とし、明かに險易・逆順の地勢を探り置き、味方を險に據りて戦はしむべし。如斯するときは味方小勢なりと雖ども大敵も犯すこと能はず。即味方



(一)以下の文に對して第十箇條の番號が與へられてゐるが、内容上第九箇條に關すべきものであるから、『實武一家言』に從つてこれを省略することにした

一〇、物見は田及び川の淺深見分を明辨すべし

(二)種刀の身の如く深く彎曲した處

を高きに居らしめ、敵を卑きに受るときは働き易きの利有り。且つ太刀・鎗等も高(き)より卑きには施し易(こ)して、敵の胸膈以上に當り、故に自然味方の利益多し。其他左下りは兵器を用ること易きが故に、此も亦其利甚多し。早く味方を此に據らしむべし。凡そ山にても河及び沼等にても、此れを右にして左に敵を受くるときは皆大に味方の利多し。或は向ふ高と左上りと山及河等を左にして敵を高みに受け、或は山・河・沼等を左にして敵を右に受るは皆逆にして損多し。早く味方に此れを避けしむべし。四通八達の打ち開けたる土地は、其中に於て小高き處に據るに利有り。小高き處數多あらば、後に山・水・藪・澤等ある高き岡に據るべし。又險とは山坡・羊腸・高嶺・大水・深泥等を云ふ。味方早く此れに據り、其要害を翼佐として敵を待べし。又敵出ても利あらず、味方出ても利あらずる處を進退兩難の地と名く。敵より味方を誘ふと雖ども出ること勿れ。如し斯場處は味方早く陣拂ひして立ち去り、別に地を撰び此れに據り、敵人若し追ひ來りて其地に入らば、急に大返しして此れを伐ち、或は伏を設けて打取べし。田の淺深と河の渡るべき場處を知るは物見の要用なり。茲に其概を論ぜん。田の淺深を見切る法、畦の崩るるは深田なり。刈り穂の長きは深田なり。水田の田は深田多しと知るべし。又河の淺深を見切る法は、石川の廣く平にして大石の無き處は淺瀬なり、砂川は眞直なる處に淺瀬あり、長刀形の處は必ず堀て深き者なり、泥川は狹處は必ず深し、岩川は濤こと甚し、此等を水の淺深を見切るの概略と

一一、物見は水の淺深に關して主將のみその實情を報ずべし

一二、物見は堀の淺深測り方を工夫すべし

(三)『實武一家言』に從つて本節條を獨立させた

一三、物見は接戦の足場を見立つることを要とすべし

一四、物見は敵の人数を見積ることを要とすべし

物

見 第八

一四九

す。然れども様子を知らざる河は、按内者を用ること專要なり。若し自ら馬を乗入て水の淺深を試みたるときは、必ず其馬の濡たるを拭ひ能く乾して立歸るべし。何んとなれば、前に河有りと聞ときは總軍士其深淺に泥居る者なり。故に物見の歸るを見れば、能く出て尋問(こ)者なり。物見は唯恐るるに足らずと答へて主將に其實を言上す、是れ法なり。堀の淺深を知るには、尺寸の印を付たる釣糸に分銅を結び、此を鎗に縛付て水中に投げ込むときは、其淺深を知るべし。又廣堀の深さを測るには、小竹を長さ五尺程に切り、印の付きたる釣糸に重石を下げ、三尺も四尺も長くして小竹の本に結び付け、其堀に投げ込むときは、其重石の沈むに就て小竹は立ち、其深さの大概を知るべし。接戦の足場を見立つること物見の専務なり。假令ば此處より何町程先には何様の坂あり、又其先何々の處は切岸高く、其右は沼にて左は廣野原なり等の地勢を兼て能く見切り置いて、且つ味方總軍は何程なるを以て、先陣と中備の間は二町、中備と旗本の間は一町半、先陣の横鎗をば六十間、左右中備の横鎗をば五十間、旗本の横鎗をば三十五間、或は右に沼と大河を抱させんなど心中に工夫し、地勢を見切りて大將に言上す。大將は右の土地の形勢を熟知し然後に輜略を廻らして人数を押し出すを以て、總軍に足場の苦勞無く、常に逸を以て敵を待つ。故に勝勢必ず味方に有らしむることを務む。是れを以て物見役と云ふ者は、實に文武を兼資たる老功の士に非れば行き届かざる大事にして、一國の翹楚を撰むべき所以なり。敵國人数の多寡



(一) 一種の蹤跡、説多し  
一五、物見は敵の備を見切るべし

(二) 鶴の翼を振じた形に似たる横隊  
(三) エンゲツ。弓張月に似たる形の陣備。彎月に同じ

一六、物見は敵の伏兵を見切るべし

(四) ホウシ。中央を先頭とし、左右兩翼がその後を随つて大敵を打破んとする時の陣備。陣備については本書巻六參照  
(五) 「實武一家言」の文

(六) 佛殿の前に懸ける樂器。金鼓(こんく)ともいふ。中空扁平で下方に横長の口があり、太い緒で打ち鳴らすもの。多くは青銅製

一七、物見は敵の出で戦ふか否かを見切るべし

を見積ることは、平生に見習はざれば見積の難き者なり。此事は年々操練の時に能く心を盡して見習べし。對陣の時には敵の騎馬の數と歩兵の數と敵陣の様子を能く見切るべし。敵の備の形勢を能く見切るべし。敵方の陣を布きたる形勢に因て此方よりの掛り口に心得差別あるが故なり。所謂陣を布く形勢とは、即ち魚鱗・鶴翼・偃月・鋒矢等の形を云ふなり。又敵と味方相離るるの間數を見積るも亦肝要なり。此事も平日能く見習ふに非ざれば見積り難し。能々心掛くべし。伏兵の籠り居る處を見切るは別して肝要なり。此にも古へより種々習ひ有り。森林に入れば鳥の飛騷(せう)は其中に伏あり。獸の走り驚くは伏有り。飛鳥の驚き行雁の列を亂すは伏あり。森藪の近邊草を踏踏きたるは伏有るなり。

(五) ○草野に蟲の鳴聲無は伏ある也。又伏奸を探るに、香聞・物聞といふ祕事あり。是は深草・荒藪・山林・麥畑・稻田・竹原等すべて難しき場所をば、風下より人を入れて嗅しむれば、火繩の香を始とし、大小便より人氣の異、其他一切の物の香悉く知れる者也。是を香聞と云。又大地に罅口を居へ、是を枕として少頃の間も臥して居る時は、五七町の間物音は大抵は知れる者也。是を物聞の祕事といふ。

○凡伏奸の籠り居る處には大抵里犬が付て居者也。里犬とは其數と森の端に農夫か商人か、男女に限らず病身の非人等を付置て、人數を見る時は敵の噂か火などをして、其藪中の伏奸に相圖する者也。よく念を入れて探るべし。

○敵の出で戦ふか出ざるかを見切る法は、其飾り立てたる鎗・長刀、其他武具の置き處の俄かに

一八、物見は敵の炊烟を注意すべし

古來本邦にては細索を用ふるに疎放なり

(七) 唐第二代の帝。名は世民。少壯より父高祖を扶けて唐の創業に當り、即位するや貞觀と改元し内治外征に赫々たる成果を擧げた  
(八) アスハ。越南國の中郡。今日順井市の南方一帶を足羽郡と稱するが中世以往はその北方まで足羽と稱した。延元二年閏七月義貞はこの地に戦ひ藤島に於て戦死した

物

見 第八

一五一

替り、門に人氣立ち烟けはしく一同に立ち上り、馬の嘶(いな)き聲しげきは皆な出て戦ふ敵なり。又番のみ嚴重にして物音の靜なるは出ざる敵なり。敵と對陣したる時は、毎日敵陣より立つ所の飯炊(め)の烟りを能く見覺へ居るべし。常より多きも常より減て少きも、敵方に何事か支度する者なり。忍の者を遣はして細密に探るべし。且つ敵方に不足して難澁する者の何かあるべき等をも精しく探るべし。凡そ物見役は常に必ず遠目鏡を帶ぶべし。且つ小兒等に施し與ふる玩物をも帶ぶべし。○右十九箇條は、古來諸兵家に傳はる所の物見役勤め方の古作法中より抜粹したる諸説なるを以て、善なることは善なり、然れども古來本邦は細索を用ること甚だ疎放にして、何れも精細を盡すこと無し。故に名高き大將と雖ども、足の下より伏奸起りて、意外なる大變を生じたること少なからず、二百年前五に合戦の大體なる時代にすら、間亦奸智の深き人ありて、伏奸を用て勝利を得たること有り。況や近來の如く鐵炮火術に達人の多きをや。唐の太宗は能く短騎にて自身物見に出られ、能く大敵を滅したる人なり。然れども甚だ危きことにて、將たる者の深く警むべき事なり。鐵炮の無き時代なるを以て幸にして免かれたり。若し愚老が鐵炮に遇はば只一發にて心胸を打ち貫くべし、危哉危哉。中物見・大物見も、時に因り敵に因りては、止むことを得ずして出づることも有るべし。然れども深く勘辨を加へずんばあるべからず。新田義貞はさしもの良將なりしかども、足羽の役に物見に出て大變を引き出し、首を梟せられ、家滅で千歳の耻を爲せ



り。鐵炮の無き時すら如斯の難に遇ふこと有り。三軍の帥たる者は此れ等の往事を思合はせて、物見に精細を盡さずんばあるべからざるなり。

(一)『實武一家言』の文

故に備を張り戦を決するのみならず、備を押行にも陣取するにも、或は大物見等に出るにも、所謂隱密の細索成者を前後左右に先出して悉敵の模様を探り、然して後に大物見等の事に従ふべし。若又一萬以上の人數を引率したる大將ならば、先隱密なる細索を廿人も卅人も出し、高草・荒藪・山路・森陰等總て草木の繁たる所と物陰の疑はしき所をば、草葉も分て探索し、且又上の備押黨の末に論じたる如く、騎馬七八十騎に足輕三百餘人、十匁目玉筒を手々に持たるを率ひ、其次に大筒車を二組も後繼として出る事ならば、假令敵大勢にて掛り來ると雖も、是又恐るるに足らざるなり。

領主は平時より細索を重用すべし

○故に國土を領する者は、豫て無事なる時と雖ども、數多の細索を他國諸處に居住せしめ、萬事を細に探索し、各自ら業を勵せ、事起るに及では隱密にして知られざる様に數多の細索、萬諸の事情を探り得て、時々刻々此を報知する者ならば、右十九箇の古説の如く、武者振の立派なる物見を用ひすと雖ども、其事の足ることも有るべし。又其大切なる物見役の敵と勝負を決する等の事に至りては、古より有る作法と雖ども、極て愚昧なる作法なれば、嚴しく此れを制禁すべし。又味方の物見を敵方より此を見て弓・鐵炮を打掛けたる時は、千鳥掛に馬を乗ること立派なることは定て立派なるべし。然れども一國の豪俊を撰び上げたる大功の武士を僅か二騎か三騎極て危険なる場處に行かじめ、徒らに鐵炮にて打ち殺され、或は敵方の愚人と打ち果されしむることは

(三)信淵の述作、今傳はらない

悔ると雖ども返へらざることにして、惜むべきの甚しき者に非ず乎。故に愚老以後は騎馬の物見をば用ひすと雖ども、用の足るべき事件を工夫し、多年其趣を得るに隨ひて筆記し、積で一小冊を成せり。乃ち題して細索提要と名く。然れども諱べきの罪言なるが故に、此れを秘訣として斯に載せずと云ふ。



# 兵法一家言 卷六

## 陣取第九

古法に拘泥すべからず

(一)用兵  
(二)南宋の政治家。義烏(浙江省)の人。金軍の來攻を防ぎ康王(高宗)を南京に即位せしめ、宰相李綱に信任されて汴京の知府となり、金を壓して種々畫策したが、間もなく李綱は殺され、軟弱外交派勢を得、遂に失意の内、建炎二年歿、年七十  
※(原文)陣間容陣。隊間容陣。

※(原文)人間容人。  
(三)岳飛の畫像(次頁註三參照)

●陣取をするには古來種々の圖形有て利害得失を論ずること甚だ精密にして、<sup>(一)</sup>行軍の蘊奥は斯に止るが如くに説を爲し、和漢諸兵家共に皆其實理をも精究せずして、妄りに奇妙なる議を發し、陣を布くには神變不可思議なる祕訣ありて、此を傳授するに極て大切なる靈法ある趣き等を稱すること往々これ有り。<sup>(二)</sup>宗澤が英傑を以て尙古陣法を貴ぶ。況や此より下れる者をや。<sup>(三)</sup>岳武穆が破すること信に其理を得たり。故に必ずしも兵學家の虚喝に泥こと勿れ。然れども握奇經に説たる所の「陣間に陣を容れ、隊間に隊を容る」と云へる數は、陣取するに於て萬世不易の定法なり。何んとなれば、備と備との間に一備へを容べき程の透間無きは、敵と戦ふに臨みて行詰ること<sup>なまじ</sup>追く、動き働くこと能はざるを以てなり。「人間に人を容る」と云へる理も、亦此を推して曉るべし。偕其陣取をするに、守るを專にすると戦を專にするとの差別あり。然れども時宜に因るべくして常の形あること無く、且つ又陣取は勿論備立に最も肝要とすべきは、戦ひを接と<sup>なまじ</sup>仕

陣

取 第九



※(原文)以正合。以奇勝。

(一)浮備、浮勢とも云ふ。機に即應して本隊を扶ける爲に設けた別働隊。

手と脇との心得なり。乃ち何れの備へにても、先づ敵に當りて戦ふ備へを仕手とす。仕手は即ち正兵なり。時に傍より人數を繰り出して敵の備の横に衝掛を脇と云ふ。脇は即ち奇兵なり。敵人既に味方の正兵と接戦ふ。然るに味方奇兵無二無三に其横脇より突掛らば、敵の備へ動揺して混亂に爲らざることを得ん乎。故に握奇經に曰く「正を以て合ひ奇を以て勝つ」と是れなり。若し大軍ならば一二三の先手、一二の左右備へ、或は前行の遊軍、左右の後備へ等、機を見て勇み進み、早く脇を勤むべし。凡そ合戦は時宜の變に應ずるを第一の功とするに因て、轉戦して勇を振ふに至ては、脇を勤めんことを心掛けて、或は仕手と爲り、仕手の却て脇と爲ることも亦ある者なり。故に一備の中にも暗に仕手と脇きとの意味を含み、或は集りて正と爲り、或は分れて奇とも爲り、早く敵陣を打ち破り、大勝利を得るを以て行軍の専務とす。

(三)又小荷駄を中央に置いて敵に奪取られざる用心最肝要也。且諸手共に大筒車を備て敵陣を打崩すを第一と心掛べし。且大軍は別して備毎に仕手と脇との設をなし、大筒車を能練廻し用て横を入、手ひどく敵を打拉ぐべし。是を陣取の大意とす。

敵に陣取に定れる古法あること無く、備へを立るに圖形の有るべからざる所以なり。昔岳飛が五百人を以て、黑風大王の十萬騎を打ち破りたるも唯人數組の妙あるのみ。古陣法に關ること無し。●宿陣とは驛場或は村里・寺院・神社等に泊るを云ふ。其法先づ陣場奉行配下の人數を帥ひて、

(二)『實武一家言』の文

(三)南宋の名将 徽宗・欽宗・高宗に仕へ兵法に達し、屢は金軍を撃破して宋の國威を擁護した。然るに宋の相秦檜は金軍と和を結ばんとし却て岳飛を囚へ反と稱して殺した。岳飛時に歳卅九

宿陣

(四)宿陣からはなれてその周圍を整備する備

主將より一二時も前に進(三)行きて宿るべき村里に往き、精細に伏奸を探り、能く地形を熟察し危疑ふべき故障の無きときは、其趣を主將に申し送り、乃ち總軍の宿割を致し、悉く宿札を打つべし。主將陣場奉行の言上を聞て、即ち遊軍に下知して、其村の入口何か處ありとも其入口より二三町先に備を立て嚴く固めさせ、四方八方に數多の物見を出し、又總軍の後をも遊軍に命じて固めさせ、然して後に一備づつ行列正しく宿入りせしむべし。總軍皆既に宿入りし終りて、主將より下知し、出張備入の遊軍をも徐々に宿入せしむ。總て宿陣の時に外張備へを勤ることは遊軍の定りたる常例なり。出張備の宿入りして後は、物見・夜番等篝火を燒て嚴重に守るべし。怠る者は即坐に此を斬る。此の宿陣より人數を押し出すときは、亦遊軍其跡を固めて押し出す。此の外張を勤(三)も亦遊軍の定役なり。若し又長く宿陣する時は、其入り口に張番小屋を作りて、晝夜嚴しく此を守るべし。●野陣と云ふ者は宿陣とは事大に變り、存外に不自由なる者にて、艱苦なること言語に絶す。上に説きたる押陣と宿陣は、太平の世にも道中の行列、或は城受取り、或は御番城の交代等に、弓・鐵炮・鎗・旗等をも持せて人數を押し行き、宿陣するには驛場を宿次に宿札を打ちある町屋に押し入て夜を明かす。此等の事に就て推し考れば、其有り様を思ひ知るべきが如し。然るに治まれる世の人々は、少しも見習ふことも無く聞き及ばざるは、此の野陣作法なり。上の操練篇に説きたる如く、年々四季の調練に出たる人は、少しく馴れ習ことも有るべし。

野陣と宿陣